

# 温泉地域研究

第 41号

2023年 9月

## 論 文

- 温泉法制定の歴史的変遷 ..... 高柳友彦 (1)  
中四国地方の温泉浴場にみる歴史的な浴室/浴槽区分 ..... 石川理夫 (13)  
東日本における潮湯の歴史と変遷の考察 ..... 進藤和子 (25)

## 講 演

- 野沢温泉の歴史にみる共同湯と温泉資源管理 ..... 石川理夫 (37)

## シンポジウム

- 野沢温泉におけるインバウンドの推進と温泉地づくり ..... (45)

## 書 評

- 鈴木浩大著:『ほほ本邦初紹介! 世界の絶景温泉』 ..... 田淵実穂 (58)

## 学会記事

- ..... (59)

日本温泉地域学会

# 温泉法制定の歴史的変遷

## Historical Changes of Hot Spring Law

高柳 友彦\*  
Tomohiko TAKAYANAGI

キーワード：温泉法(Hot Spring Law)・日本温泉協会(Japan Onsen Association)・  
温泉権(hot spring right)

### はじめに

本稿の課題は、近代以降の温泉資源利用・開発において、温泉保護や温泉法制定がどのような社会的状況から要請されたのか。1948(昭和23)年の温泉法制定が第二次世界大戦以前の温泉資源保護をめぐる鉱物資源との相克や諸機関による温泉法制定への動向とどのようななかかわりを有しているのか、その歴史的変遷を明らかにすることにある。

第二次世界大戦以前の日本では、温泉資源開発が進展し利用が不安定化したにもかかわらず温泉の利用・開発を取り締まる法律は制定されなかった。開発に伴う利用の不安定化や利用者間の紛争・対立といった様々な諸問題は、道府県ごとに制定された温泉開発に関する取締規則に基づき警察行政によって秩序づけられた。そして、第二次世界大戦後の1948年に温泉法が制定されたものの、主な内容は開発の許可等を定めた行政法規にとどまった。権利関係などの規定を欠いた温泉法の不十分さについては、制定直後から日本温泉協会など諸機関によって指摘され、たびたび改正の運動が行われている<sup>1)</sup>。

1948年に制定された温泉法については、1960年代以降温泉権研究を主導した川島武宜が温泉の財産・権利関係(温泉権)の規定の不備を指摘したほか、温泉法の限界とともに温泉権など財産権にかかわる温泉立法の必要性を主張している<sup>2)</sup>。一方、北條浩・村田彰は、温泉法における温泉の乱掘防止という

資源保護的側面の重要性を強調している<sup>3)</sup>。北條らは、温泉に関わる権利関係の不備については、温泉法制定を議論した当時から委員会などで指摘されていた点や温泉保護を規定した温泉法の画期性を明らかにするとともに温泉法の歴史的意義を解明することの重要性を指摘している<sup>4)</sup>。

ただ、温泉法制定の歴史的変遷を明らかにするためには、1948年の制定時だけでなく、第二次世界大戦以前の温泉地での資源利用の不安定化の実相を踏まえて、温泉資源の保護に関する具体的な取り組みや温泉法制定に向けて活動していた諸機関の動向を分析する必要があるだろう。実際、第二次世界大戦以前から、温泉法制定が議論されていただけなく、温泉法制定に向けて諸機関の運動が展開していた<sup>5)</sup>。そこで本稿では、第二次世界大戦以前の温泉資源保護をめぐる議論(温泉法制定に関わる運動)や諸機関の動向を明らかにするとともに、戦後に成立した温泉法の継承の歴史的過程を明らかにしていく。

### 1 第一次世界大戦期から1920年代における温泉資源の開発と問題

#### (1) 「温泉保護」の登場

近代以降、交通網の発達や所得の上昇によって都市住民の多くが温泉地を訪れるようになった。温泉地を訪れる利用客数は明治初期の400万人から大正後期から昭和初期にかけての1920年代には1,700万人へと増加し、

\*一橋大学(Hitotsubashi University)

結果、温泉資源の経済的価値を高めただけでなく、各地で温泉開発を進展させた。ただ、温泉開発は源泉の湧出量の減少や枯渇といった資源利用の不安定化を招き、多くの温泉地では利用者・開発者間の紛争や対立が生じた。第二次世界大戦以前の日本には、温泉資源の利用・開発を秩序付ける法制度が未整備であったため（衛生行政の観点から把握されていた）、紛争や対立を調整するには温泉地の当事者間の社会的関係を前提とした秩序に委ねるしかなかった（例えば、温泉地内で地域住民が中心となって温泉の開発・利用に関する規約を作成する）。しかし、他地域からの新規参入の増加や地域内の関係者間の秩序が弛緩し、温泉の利用・開発が秩序づけられない事態に陥った。当事者間では解決できない利用の不安定化に対応するためには、行政権力の介入が不可欠であったのである。

道府県ごとに温泉の利用・開発にかかる取締規則が制定され（早いところで1880年代から）、温泉の利用秩序は警察行政によって担われた。例えば、静岡県で制定された取締規則では、土地所有権に基づく開発を制限し、開発を県知事の許可制にするといった規定に加え、開発の禁止区域を設定するなど既設源泉の保護や温泉地内の源泉湧出量の調整がおこなわれた<sup>6)</sup>。このように、温泉資源の需要が高まる中で、取締規則を前提として温泉資源の安定的かつ持続的な利用が実現したのである。

温泉資源利用の不安定化は、温泉の開発だけでなく、鉱物資源開発の展開にも大きく影響を受けた。20世紀以降、工業化・産業化の基盤でもある石炭、銅など鉱物資源開発が進展した。一方、石炭鉱山では田畠の陥没、水質汚染、銅山では四大鉱害事件など、鉱害問題が社会問題として認識され、その対応に国家行政機構が大きく関わることとなった<sup>7)</sup>。

こうした鉱害问题是温泉地でも問題を引き起こした。常磐炭田を近隣に控えていた福島県常磐湯本温泉では、炭鉱開発の進展とともに

ない源泉の湧出量減少や枯渇といった事態が生じ地域社会を揺るがす社会問題に発展した。実際、明治後期から大正後期には、炭鉱内の大出水によって、常磐湯本温泉の源泉湧出量は急激に減少し、温泉地は混乱した。結果、地元住民らは福島県に対し陳情を行い、後に県知事による斡旋から炭鉱企業による救済支援をひきだした。鉱害による温泉資源の枯渇という事態に対して、行政機構（県行政）が地域社会と企業との間での調停を行い、地下水の被害に対する不十分な法制度に対応したのである<sup>8)</sup>。

このように、近代以降の温泉資源利用は、利用客数の増加に対応するための温泉開発に加え、石炭など鉱物資源開発との相克によって不安定化するリスクにさらされていた。利用の安定化のための取り組みが模索され、温泉地では、持続的な資源利用を実現させるため資源保護への関心が高まり、温泉保護の観点が醸成されるようになったのである。では、いつ頃から「温泉保護」という用語が登場するようになったのだろうか。

管見したなかで、温泉保護の文言が行政文書で確認できる最も古いものは、前述した常磐湯本温泉の関係者が1920（大正9）年7月に政府へ提出した「温泉保護法制定」の請願であった<sup>9)</sup>。請願に対する意見書は、以下のようない内容であった。

右ノ請願ハ温泉地ハ吾人ニ一大慰籍ヲ與フル天與ノ樂園ナルノミナラズ國民保健ニ資スルコト甚大ナリ然ルニ近時礦業ノ發達ハ斯ル樂園ヲ廢滅ノ悲運ニ陥ラシムルモノアリ福島県石城郡湯本温泉ノ如キ是レナリ故ニ温泉保護法ヲ制定シ温泉ノ保全被害ノ補償廢坑後ノ責任等ヲ明ニシ全国幾多ノ温泉地ヲ保全スルト共ニ國民ヲシテ永ク此ノ天惠ニ浴セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大体ハ採択スヘキモノト議決致候因テ議院第六十五條ニ依リ別冊及送付候也<sup>10)</sup>（下線部—引用者註）

温泉が国民保健に資する一方で、鉱物資源

開発によって破壊されている実状として常磐湯本温泉の例を引き合いに出し、その対応として温泉保護法の制定を請願し、温泉の保全を訴えている。こうした温泉保護については常磐湯本だけでなく、1923（大正12）年8月には熱海温泉の旅館主であった内田市郎左衛門らから「温泉保護政策樹立」の請願が提出されている。

本請願ノ要旨ハ人類ノ保健衛生並療病上ニ多大ノ効果アル温泉ニ付テハ從来之カ保護的政策ノ見ルヘキモノナキヲ以テ人工的乱掘法規ノ結果既設泉源ノ枯渇或ハ廃滅等ノ如キ状態ニ陥リ延テハ地方自治ノ円満ヲ擾シ思想上民心ノ悪化ヲ釀生スルニ至レルヲ以テ速ニ温泉保護ニ關スル根本政策ヲ樹立セラレタシト謂フ（中略）<sup>11)</sup>

ここでも温泉が保健衛生上重要である一方、統一的な保護政策がない状況で温泉開発が進展し、既設源泉の枯渇が生じている状況から温泉保護政策の必要を述べている。熱海でも1923年に重要な源泉であった大湯間欠泉が枯渇する事態となり地域社会で騒動となっていた。このように、第一次世界大戦期以降の温泉地では、利用客数の増加や鉱物資源開発の進展によって温泉資源利用の不安定化や枯渇が生じ、持続的な利用が不可欠な温泉資源を保護するための法制度の確立が温泉地側の事情から求められていた<sup>12)</sup>。

## （2）1920年代後半の相克の深刻化と日本温泉協会の設立

1920年代後半には鉱山開発と温泉資源利用との間での相克が深刻化した。常磐湯本温泉では、1924（大正13）年に入山採炭が湯本の地下に設定された鉱区試掘を出願したことで町民らの反対運動が激化した。1926年に鉱山監督局が入山採炭の出願を不許可したのち、入山採炭は決定を不服として行政裁判所に訴えた。1929（昭和4）年に行行政裁判所は、不許可を支持する判断をした結果、入山採炭は開発することができなくなった。温泉資源を保護する法制度が未整備ななか、鉱物資源

開発との相克は、鉱山監督局や行政裁判所など鉱物資源開発を管轄する行政機関が調整、秩序づけた<sup>13)</sup>。

加えて、静岡県伊東温泉でも鉱物資源開発との相克が問題となった。戦間期以降、利用客数が急増した伊東温泉では、伊東町の山中の金属鉱脈の存在から、1920年代以降開発業者による鉱区試掘の出願が繰り返された。特に1929年以降、試掘の許可をめぐる騒動が展開し、同年11月には、伊東町鉱山試掘反対町民大会が開催されるなど、鉱物資源開発への強い反発がみられていた<sup>14)</sup>。これら運動は東京でも新聞報道され、温泉と鉱物資源との相克の問題は大きな社会問題として認識されたのである。

こうした温泉と鉱業との相克が問題となる中、温泉に関する学術的研究知識の普及や温泉地の発展に貢献することを目的に、1929年に日本温泉協会が設立された。同協会は、1930年（昭和5）年11月に伊東温泉保護に関する建議書が常務理事会で可決するなど、伊東温泉における鉱山反対運動を支える役割も担っていた。また、発刊当初の雑誌『温泉』では、1931年に「温泉保護」、「温泉法」をテーマとする座談会が行われた（後には温泉療養などのテーマも取り上げられている）。「温泉保護」に関する座談会には、委嘱されたそれぞれの分野の専門家や日本温泉協会の理事らが出席した<sup>15)</sup>。外国での温泉法規のほか、温泉の権利関係や温泉法制定の諸問題、温泉に関する調査会の設置などが議論された。

当時鉄道省国際観光課長であった高久甚之助は、「内務省と鉄道省でやって居るが（温泉に関する調査会—引用者註）、内務省の学者や実際家も参加して貰って温泉協会が主体となって委員会のやうなものを組織し、其の委員会で出来上った案を内務省に提出してご参考にすると云ふことにすれば、温泉協会としては働き甲斐があると思ふ」と述べ、協会で「温泉法」の具体案を作成することを提案している。出席者からは「難しいですな」と

いう感想が述べられたものの、内務省衛生局課長の伊藤武彦は、「温泉協会で良い案が出来れば内務省にをける法案の具体化も早くなる。さう云ふ風なものが無いと自然研究調査に暇が掛る。と云ふ訳であるから、諸先生方の御知識を拝借してさう云ふ参考案が出来ますればまことに結構であると思ふ」と答えた。こうした温泉協会が中心となった温泉法制定にかかわる研究会は後述するような形で設けられることとなる。ただ、日本温泉協会は、内務省と鉄道省と密接な関係を有する一方、鉱業を管轄する商工省との関係が持てていなかった。鉄道省の片岡謙郎は「内務省から商工省の関係方面の方々も動かさなければならぬ」と述べるように、鉱業との相克問題に対応するためには、商工省とのかかわりも重要であった。この「温泉保護」に関する座談会には商工省の関係者は出席していなかったものの、後に行われた「温泉法」に関する座談会には商工省鉱山局長福田庸雄が出席した。

その後も、雑誌『温泉』には、温泉法制定のための準備として、温泉と鉱業との相克問題をとりあげる論説（例えば、武田軍治「温泉と鉱業との法律的関係」『温泉』2巻2号〔1931（昭和6）年〕、日下部義太郎「泉源保護・

鉱山関係と乱掘に就て」『温泉』6巻4号〔1935（昭和10）年〕が登場している。いずれも、伊東温泉での温泉と鉱業との相克の問題点を指摘しながら、温泉保護の重要性を論じていた<sup>16)</sup>。

1930年代前半、温泉地の利用客数が急増し、温泉地の地域発展が現実化する中、温泉利用の不安定化は、温泉地にとって看過できない事態となっていた。特に温泉保護への関心が高まるとともに、温泉保護に関する立法施策を実現させる（鉱業法の改正など）方向で温泉に関わる諸機関が動き始めていたのである。

## 2 1930年代における温泉法制定の議論

### (1) 諸機関の動向

日本温泉協会や内務省を中心とした温泉保護、温泉法制定の運動の動向をみていく。1931（昭和6）年6月、内務省衛生局において温泉を保健的見地から保護利用する目的で温泉法の制定を企図し、温泉の医療的効果や利用状況の詳細を把握しようと、各府県に温泉の調査を要請したことが報じられた<sup>17)</sup>。その準備調査では、表1にあるように温泉地（甲）に関する調査と泉源（乙）に関する調査

表1 温泉に関する調査の件

| 甲  | 温泉地に関する調査   | 乙  | 温泉地に於ける泉源の調査         |
|----|---|----|----------------------|
| 一  | 温泉地の地質関係  | 一  | 泉源の数                 |
| 二  | 泉源に影響を及ぼす鉱業、工業又は水利事業の有無   | 二  | 間欠泉に在りては其の時間関係其他湧出状況 |
| 三  | 温泉に関する争訟紛糾の有無及び若しありとせば其の事情  | 三  | 温泉の温度                |
| 四  | 温泉に関する医療及び特權衛生設備の状況<br>イ特權療養設備、ロ温泉医、ハ蒸気医療設備、<br>ニ特に飲用療法として著名なるものあらばその用法<br>ホ温泉プール、ヘ湯竈 | 四  | 温泉の比重                |
| 五  | 温泉場の衛生設備<br>イ上下水道、ロ汚物処理其他特殊衛生設備   | 五  | 温泉の固形成分量             |
| 六  | 温泉地に於ける公園遊園及び運動場設備  | 六  | 温泉の湧出量又は開期の噴出量       |
| 七  | 温泉地の交通関係  | 七  | 温泉の化学的成分             |
| 八  | 引湯関係<br>イ元湯の数及び湧出量、ロ引湯者数及び引湯状況、ハ引湯数の価格  | 八  | 泉質                   |
| 九  | 温泉組合の組織及び其の事業   | 九  | 温泉の放射能               |
| 十  | 旅館関係  | 十  | 温泉の電導度               |
| 十一 | 浴客に負担せしむる入湯税及び湯銭関係  | 十一 | 温泉の噴出関係              |

（出典）「温泉法制定への準備調査」『日本医事新報』463号、1931年6月27日。

でそれぞれ11の調査項目が設けられていた。温泉地に関する内容では、医療・衛生設備や運動設備といった療養のための設備の有無が確認されていたほか、引湯に関する湧出量や価格といった情報に加え、温泉にかかわる紛争の有無も確認されていた。温泉の法律関係に関する事項については多くないものの、利用されている温泉の正確な状況を知ろうとしたことがうかがえる。

翌1932(昭和7)年には、「温泉の衛生的利用方面並に医療的効果を明確ならしむるため、各方面的権威の意見を聴取し、立案の根本方針を確定する」目的で専門家を集めた「温泉調査会」が内務省内に設置されると伝えられた<sup>18)</sup>。ただ、衛生局保健課課長の三浦直彦は、「温泉に関する調査は大体完了したが、之を資料に温泉法を制定するかははっきりしない(中略)何れにしても未だ内部的に調査を進めて居るだけで外部的には御話しをする程具体化しては居ない」<sup>19)</sup>と述べている。

実際、温泉法制定の必要性は認識されていたものの温泉法の制定にはまだ多くの困難があるとともに、調査会設置もすぐには実現しなかった。1932年に設置が伝えられていた内務省の調査会はいまだ実現しておらず、1935(昭和10)年6月の『日本医事新報』には、「国家が斯道の権威に嘱して温泉調査会を常置し、泉質そのものの研究よりはじめて所有温泉治療学的研究指導に任ずる要ある」と「温泉調査会」の設置を促す論説が掲載された<sup>20)</sup>。

内務省をはじめとする国家行政機関の動きが緩慢な一方、日本温泉協会は温泉法制定にむけて動きを見せた。1934年1月、日本温泉協会は第65議会に「温泉法制定に関する請願書」を提出している<sup>21)</sup>。そして1934年12月の常務理事会で「温泉保護法制定に関する請願」と共に、協会内に温泉保護法制定に関する特別委員会を組織して、当局立法の参考となるべき各種資料を収集することを決定した<sup>22)</sup>。請願書では、伊東温泉や土肥温泉、常磐湯本温泉での鉱業と温泉との相克問題の原

因として、温泉保護制度の不備をあげ、温泉保護の必要性、重要性の高さを述べている<sup>23)</sup>。

1935年6月27日には温泉法樹立のための話し合いの場として温泉法打合会が、内務省、鉄道省、商工省、日本温泉協会のそれぞれの専門家を集めて開催された<sup>24)</sup>。日本温泉協会では、一日もはやく温泉法を具体化するため、「直接会員の方々のうちで今迄泉源問題の紛争、濫掘の弊害に悩まされた経験のある方は、関係書類など協会へ参考のため御提示願へれば」<sup>25)</sup>と「協会だより」で募集するとともに、武田軍治に「九州、山陰、中国の各地方の温泉場に於ける研究資料の調査」<sup>26)</sup>を依頼し、実際の温泉利用での紛争や対立の実状を把握しようとしていた。このように日本温泉協会の温泉法制定運動は、温泉の法律関係や伊東、土肥、常磐湯本にみられる鉱業との相克への対応が重視された。

翌1936(昭和11)年1月23日には内務省衛生局保健課が主導した鉱泉法の制定にかかる研究会(名称は温泉法研究会ないし鉱泉研究会)の第1回研究会が開催された<sup>27)</sup>。この研究会には嘱託として武田軍治が任命されたほか、保健課課長を委員長として内務省の技師ら15名から構成された<sup>28)</sup>。内務省衛生局は「湧出量並に泉質の優良なる点に於て世界第一を誇る我国温泉の利用開発、保健衛生上の見地より(中略)研究会を組織して温泉保護法の立案を急」<sup>29)</sup>ぎ、5点(①温泉保護並に風致保存のため温泉を設定する、②土地所有権と分離して温泉権を独立せしむること、③現在地方庁で起こっている監督取締を内務省に於て一定の取締方法を定める、④泉源の湧出箇所に対しては特別保護をなすとともにその分布区域を設定する、⑤温泉所在地の各地方庁には専門技術館を配置し、指導監督の任に当たらしむる)が法案の骨子として定められた<sup>30)</sup>。

1930年代初頭の調査(表1)では、衛生・医療的観点から温泉の利用状況を把握しようとしていたものの、1936年時の検討課題に

は温泉保護に加え、温泉権の独立といった温泉の権利関係にかかわる項目が含まれていたことが確認できる。加えて、地方官庁ではなく内務省が統一的に温泉開発・利用を把握する点や泉源保護が骨子として定められた。土肥や伊東での鉱物資源との相克問題や温泉保護の緊急性が『温泉』などでとりあげられ、温泉の法律的関係や温泉権の整備が喫緊の課題であることが徐々に認識されるようになったのである。

1937(昭和12)年2月号の『温泉』に、「温泉保護法への希望」という記事が掲載された<sup>31)</sup>。誌上で意見を募る形で温泉保護、温泉法制定の機運を高めようとしたのである(実際、募集は1月号で行われている)。日本温泉協会にかかわりを持つ学者ら(美濃部達吉、酒井谷平、脇水鉄五郎、林春雄、小林儀一郎、日下部義太郎、松尾武幸、田村剛、高安慎一)や温泉旅館関係者らが意見を述べている。それぞれの専門によって温泉保護法に希望する条項は様々であったが、泉源の保護(小林、林、田村、高安)や温泉の定義の設定(酒井、高安)の他、泉源の国有(日下部、高安)、温泉調査会設置(脇水)、鉱業法と温泉取締法と相反した場合の規定(小林)などの意見が出された。現実の温泉利用で抱えている問題を温泉保護法によって解決・対応しようと考えていたのである。中でも美濃部達吉は、温泉法制定において不可欠な事項として7つの項目をあげている。①温泉の定義、②温泉地区の設定、③温泉に関する権利(土地所有権から分離した温泉権の設定や温泉を私権ではなく公権として取り扱う)、④温泉の新発見(あらたに開発した温泉の帰属)、⑤温泉原簿(温泉の様々な事項を登録)、⑥温泉組合、⑦温泉に関する公共的營造物など、温泉を単なる私有財産としてではなく公共的な性質を有する財として扱うことを念頭に置いていた。

一方、温泉旅館関係者からは、鎌先温泉組合長、福井県カルクス鉱泉山崎末松、湯河原温泉協会、常磐湯本温泉組合長、湯川根崎

温泉旅館組合長、上諏訪温泉深山正吉、伊香保温泉組合長木暮武太夫、小滝村小川好司の8つの意見が掲載された。ここでは既設源泉の保護、温泉使用権への物権的効力、統一的な法律の整備などの希望が述べられた。ただ、『温泉』2月号の編集後記によると、温泉法制定には温泉業者の経験に基づいた意見が重要との立場から、「組合長にこの件を問合せたのであります。その数は實に主だった温泉だけで百三十有余を挙げるのであります。その中驚く勿れただの八人の意見提出者があったのみであります。一国の温泉保護法を作ると言ふのにこの情態では寛に悲しむべきではありませんか」と述べ、それぞれの温泉地の関心の低さを嘆いていた。

1930年代には各地で温泉の開発、利用に関する取締規則は各府県で制定されており、個々の温泉地にとって統一的な法制度の重要性についての理解が足りなかったのだろう。実際、意見を述べている温泉業者らは、温泉の利用、開発での問題を抱えていた(相克問題の常磐湯本温泉、異なる県にまたがっている小滝村の例、温泉の需要が急増する上諏訪温泉など)。それぞれの立場で温泉法制定への関心は異なっていたのである。そして、日本温泉協会を中心とした温泉法制定への運動は、戦時体制の確立に伴ってそのありようが変化していくこととなる。

## (2) 戦争の激化と温泉資源利用の役割の変化

1937(昭和12)年7月以降、日中戦争の全面化によって中国大陸での戦闘が激化し、戦傷病者が急増した。秋以降、日本温泉協会と軍部との間では、傷病者の温泉療養に関しての打ち合わせが行われ、傷病兵のための療養所設置が急務となった。山代、山中、那須、白浜、湯田、皆生などの温泉地では、「温泉報国」に資するため傷病兵の受け入れを当局に陳情した。時局が戦時体制に移行するなか、日本温泉協会が各地の温泉地で実施していた温泉座談会では、温泉療養や傷病者への便宜供与、温泉旅舎の衛生などが意見交換され、

戦傷病兵への対応が議論の中心となった<sup>32)</sup>。地方では傷病兵の受入、温泉療養に関する事項が焦眉の課題であり、温泉法制定に関しては中央の日本温泉協会の動向に任されていた。

1938(昭和13)年、日本温泉協会は第73議会へ「温泉国策に関する請願」を行った。請願は、全7項目にわたり、その内容は①温泉法の制定、②温泉により青少年の体位向上並心身の鍛錬、③温泉滞在費並交通費の節約、④山漁農村民利用の温泉場保護、⑤各大学へ温泉学講座開設、⑥国営温泉場の設置、⑦温泉の調査分析、であった<sup>33)</sup>。第一の項目に「第六十七議会ニ請願採択セラレタル温泉法ノ制定ヲ促進セラレタシ」と温泉法制定が掲げられているものの、請願の主な項目は「体位向上並心身の鍛錬」「国営温泉場の設置」など温泉の保健利用の充実を訴えたものであった。

貴族院請願委員第二分科会での議論において、政府委員の林信夫は、温泉法制定に関して、1938年当時全国33道府県に温泉の取締規則があり、浴場の取締、泉源の取締、掘削の取締と多岐に及んでいる点、また「他ノ法令トノ関係ガ非常ニ多クナリマシテ、未ダ之ガ成案ヲ得ルニ至ッテイナイノデアリマス、最近特ニ鉱物ノ試掘、採掘ニ名ヲ借りリマシテ、温泉地ヲ実ハ温泉ヲ目當テニソウ云フ名前デ掘鑿スル者ガ出テ参リマシテ、現ニ湧出シテ居リマス温泉地ニ於ケル既存温泉ノ損害等ノ例モゴザイマスノデ、更ニ一層早ク是等ニ適切ナ規定ヲ作りタイト考ヘテ居ル次第デアリマス」<sup>34)</sup>と述べている。鉱業法との関係の難しさ、特に温泉の開発が制限される中で、鉱物資源開発を名目とした開発が進展するなど、両者を統一的に把握する必要に迫られていたのである。こうした事態への対応も含め、政府は温泉法制定の必要性を認識するとともに早期の制定を企図していた。この請願後、日本温泉協会は、1938年6月24日に請願と同様の内容を内務・文部・鉄道・厚生の各大臣に陳情書として提出もしている<sup>35)</sup>。

ただ、温泉法制定の意義は認められたものの具体的な実現への動きはみられなかった。1939(昭和14)年2月の厚生省予算の審議では、温泉法制定問題について厚生大臣に質問した加藤知正は、厚相の回答に対して「温泉の研究を大々的に促進させる意志ありや。厚相は温泉に対してすこぶる認識不足の様に見受けられるので残念だ」と述べている<sup>36)</sup>。では、当時の温泉法制定の障害としてどのようなことが考えられていたのであろうか。1939年初頭の『日本医事新報』の特集記事「温泉法制定について」からみてみよう<sup>37)</sup>。

戦時下において、温泉利用の役割が変化しつつあるなか、温泉法制定のありようも大きく影響をうけた。1937年の日中戦争の全面化を契機に、温泉の効用が認識されその利用方法が見直されるようになった。実際、温泉の医学的効用を研究するため、帝國大学に温泉講座・温泉研究所が設置され、また、傷痍軍人のための温泉療養所が各地に設けられた。温泉は保健衛生上重要な資源として、多くの国民が広く利用すべき資源として位置づけられた。

しかし、これまで国家は温泉の利用や開発に関わらず、「温泉がその土地の所有者や発掘者のものとして、利用する一般大衆にとっては極めて高価な利用料を拂はなければ、それが利用出来ないやうな現状は果たして国家的見地に立つときに妥当なことであるか否か。すなわち温泉の私有を認める方が良いか国有にする方がよいかといふ問題である」とされていた。そして「温泉をば国家の保健施設として経営するやうに、例へば国立公園や海水浴場の如く国営又は公営なものにする必要がある」と提案している。非営利の温泉施設を設けるためには温泉営業者や土地会社の所有に任せるのは難しいという判断で、多くの国民が利用できるように国家が温泉の利用・開発に積極的にかかわることが求められていた。温泉の国有化は、私権を重視する第二次世界大戦後の川島武宜らの議論からみれ

ば看過できないものの、1930年代末期の社会情勢においては現実的な対応策の一つとして議論されていたのである。

このように、温泉国有化の議論が登場する状況下で、温泉法制定は、鉱業との相克の問題など、温泉業者らの権利保護よりも、広く国民の保健衛生上の利益に資するための法制度として国家的な見地から整備されることが求められるようになった。事実、「厚生当局が保健衛生的見地から考へる温泉法と温泉業者や温泉協会が業権擁護の見地から考へる温泉法との間では間隙がある」と評されるよう立場によって温泉法の意義が異なつており、温泉法制定の路線変更は制定の過程に大きな影響を及ぼした。

その後、日本温泉協会は1941(昭和16)年3月第76議会で再び衆議院・貴族院に対して「温泉保護法制定」に関する請願を行った。ここで政府委員は請願に対して、「政府ニ於キマシテモ、予テカラ数年来之ニ関係致シテ居ルノデアリマスルガ(中略)難カシイ関係が多々横タハツテ居ルノデゴザイマシテ、是等ノ点ニ付キマシテ、目下鋭意研究ヲ進メテ居ルヤウナ状態デゴザイマス」<sup>38)</sup>と述べている。これまでと同様に法案の重要性を理解する一方、法制定の実現に向けた動きはみられなかった。

1930年代半ば以降展開した温泉法制定の動きは、鉱業と温泉との相克や温泉の権利関係の保護といった観点から、温泉の医療、衛生的側面を重視した国民の保健衛生の重要な場としての温泉保護の観点へと変化しつつあった。ただ、温泉を保護し秩序付けることが喫緊の課題として理解されていたものの様々な課題や立場の違いから実現は遠いものであった。

### 3 1941年温泉法案作成と戦後の温泉法

#### (1) 1941年温泉法試案と厚生運動の展開

日本温泉協会では、1938(昭和13)年の国会への請願後、秋ごろから片岡謙郎監事や堤

主事らのもとで、温泉法の試案をつくることとなつた<sup>39)</sup>。また、1939年7月に国際観光局が観光事業法と温泉法草案作成に乗り出すなど<sup>40)</sup>、複数の機関が温泉法制定に動きだした。同年7月31日には「温泉法に関する打合会」(日本温泉協会学術部委員会)が開催され 美濃部達吉、清水澄、杉山直治郎、武田軍治、協会顧問の片岡謙郎国際観光局長による意見交換がなされた<sup>41)</sup>。前述した『温泉』誌上で提案があった日本温泉協会による温泉法の作成が現実的となつたのである。その後、第3回・第4回(9月22日・10月6日)の学術部委員会でも温泉法案の内容が議論されている<sup>42)</sup>。1941(昭和16)年8月に、温泉法研究会作成の温泉法の試案が『観光』第1巻4・5号と『温泉』1941年9月号に発表された。この試案の特徴をみていく。

公表された温泉法試案は日本温泉協会学術部委員の指導によって作成されたものの、日本温泉協会の成案として採用されたものではなく、様々な批判を仰ぐことで、将来に向けて完成させようとした。詳細なメンバーはわからないものの、日本温泉協会の関係者が関わっていることから温泉の法律関係の規定が多く含まれている。

試案は、全36条(章立てではない)と附則から構成されていた。表2は、試案の骨子とされる9つの論点と関連する条文をまとめたものである。この試案の特徴として、第一に温泉の国有を明記した点、第二に、温泉権の物権化、免許制など統制下の影響が強い点、第三に、主務大臣や公共団体などの行政機構の役割・権限の大きさが強い点、第四に、温泉の開発等の許可について判断する専門家集団としての温泉審査会の設置があげられる。

試案作成の議論の過程については資料が残されていないものの、日本温泉協会の学術部委員ら、特に美濃部達吉の影響を強く受けたことは前述した「温泉保護法への希望」との関係からも推測される。加えて、1941年という時勢も大きく影響していた。1940

年7月の第2次近衛内閣以降、公益優先を強調する「経済新体制」の下で諸機関、組織の改変および統制組織の結成が求められていた。雑誌『温泉』でも「新体制下の温泉場」という論考が登場し、温泉経営を公益優先の立場から大衆に温泉を解放することを主張するなど、こうした思想的な背景のなかで温泉法試案が作成されたのである<sup>43)</sup>。

温泉法試案が公表されどのような反響があったのかは詳らかにできない。その後も温泉法制定の動きは遅く、1942（昭和17）年4月に開催された日本温泉協会総会では、地方支部から温泉法制定促進に関して提案がなされている。協会側の回答では、所管省の参考に資するもので、厚生省も実現へ向けて動いているものの、戦時議会が続く中で議案提出に

制約が存在している点が述べられている<sup>44)</sup>。

1942年7月以降には国民保健の健全化のための運動であった温泉厚生運動が展開し、日本温泉協会の組織改編が行われた。改編された協会の事業要旨は「人的資源増強の国策に対応して我が國厚生資源たる温泉を広く銃後国民の保健療養、文化厚生の施設として、温泉の正しき利用の普及を図り以て国民保健の健全なる発展に寄与せしむるため左記目標を定め本会事業の遂行を期する外、温泉法制定の促進を図るものとす」<sup>45)</sup>とされた。事業要旨に「温泉法制定」が規定されたものの、具体的な事業方針では「温泉法制定」は触れられず、温泉地区の改善指導、温泉利用方法の確立が重点的に述べられたにすぎなかった。温泉法試案が作成されたものの、戦時国

表2 温泉法試案の9つの論点

| 1、温泉の意義（1条） 特定の温度と共に主務大臣が認定した点におく   |
|---|
| 第1条 温泉とは命令を以て定むる温度を有する温湯を土地（河海湖沼の地底を含む以下同じ）より湧出する源泉にして主務大臣に依り認定せられたるものと謂ふ。主務大臣泉源を温泉として認定せんとするとき又は認定の申請を拒否せんとするときは温泉審査会の議を経ることを要す。温泉審査会に関する事項は命令を以て之を定む  |
| 2、温泉脈の国有（2条） 国民の保健療養上、貴重な資源である温泉を排他的に独占的に特定なものが支配することを排除  |
| 第2条 温泉の根元たる温泉脈は国の所有とす   |
| 3、温泉源の独立物権化   |
| 第5条 温泉権とは温泉を占有しより湧出する温湯を取得する権利を謂ふ<br>第6条 温泉権は無期限の物権として不動産に関する規定を準用す但し民法第百七十九条第一項の規定は此の限に在らず<br>第7条 温泉権者は温泉より湧出する温湯を引用するに必要なる限度に於て其の土地を使用する権利を有す<br>前項の場合に於て地代に付争あるときは当事者の請求に依り裁判所之を定む<br>第一項の権利は之を地役権と見做す |
| 4、温泉権の免許（8条） 国の所有であるため、免許によってのみ取得できるように   |
| 第8条 温泉権を得んとする者は主務大臣の免許をうくべし<br>温泉権の免許を申請せんとする者は温泉の存続する限り温泉の維持利用に必要なる範囲の土地を使用する権利を有する者なることを要す<br>前項の権利は温泉権の免許に因り第七条の権利たるものとす   |
| 5、温泉引用権の保護（11条） 温泉原簿への登録  |
| 第11条 温泉より湧出する温湯を継続的に引用する権利は之を温泉原簿に登録したときは物権と見做す<br>第12条 温泉原簿の登録は登記に代るものとす<br>登録に関する規定は命令を以て之を定む   |
| 6、名称保護 温泉でないものが名称を使えないようにするもの（22条）  |
| 第22条 温泉の産出物に非ざるものに付ては温泉の産出物と誤認せしむる虞ある表示を為すことを得ず   |
| 7、温泉地区的設定（23条） 既存温泉の保護 一定の制限  |
| 第23条 主務大臣公益上必要ありと認むるときは温泉保護のため一定の地域を限り温泉地区を定ることを得<br>主務大臣は前項の温泉地区を変更し又は廃止することを得<br>主務大臣前二項の処分を成さんとするときは温泉審査会の議を経ることを要す  |
| 8、温泉審査会の設置（1条） 学識経験者をもって構成する審査会の議を重視  |
| 9、鉱泉の保護（36条） 温泉とは別に鉱泉を設定  |
| 第36条 本法は温泉に非ずして鉱物質の他の特殊の物質を含有し若は特別の性能を具有する水又は温湯を土地より湧出する泉源（鉱泉）に之を準用す<br>(出典)「温泉法試案」『觀光』1941年4・5月号。  |

会の事情、地域によって異なる慣習など問題が山積し、温泉法は実現できないまま戦後を迎えたのである。

## (2) 戦後の温泉法制定

第二次世界大戦後、戦前の警察行政に基づいた様々な規則が廃止されることを受け温泉法制定が急務となつた。それまで取締規則で制限されていた温泉開発の規制がなくなり、各地で乱開発が予想されたからであった。1947(昭和22)年7月から議論が展開された温泉法は、翌1948年6月に公布、施行された。この制定過程について開発の規制の整備が急務であったため、当初から温泉の権利関係については棚上げした状況で制定された。では、当初の温泉法案の内容や法案の準備段階での状況をみていく。

国立公文書館に残る温泉法案の文書のなかに、委員会で議論するたたきだいとしての温泉法草案が残されている。法制定の変遷をたどることは今後の課題となるが、そこでの法案と前述した1941年の試案とのかかわりについてみてみよう。

当初の温泉法案(以下、当初案)と思われる規定は、全44条、7章立てで1章総則(1条・3条)、2章温泉の保護(4条・12条)、3章温泉の利用(13条・22条)、4章温泉権(23条

-29条)、5章温泉委員会(30条・33条)、6章雑則(34条・35条)、7章罰則(36条・39条)、附則(40条・44条)という構成であった。一方、1948年に成立した温泉法では、1章総則(1条・2条)、2章温泉の保護(3条・11条)、3章温泉の利用(12条・18条)、4章諮詢及び聴聞(19条・21条)、5章罰則(22条・25条)、附則(26条・30条)の構成で、議論の過程で「第4章温泉権」の項目がなくなっていることが確認できる。この点、温泉法案の作成に関わった牛丸義留(当時、温泉法立案事務官)は、「私の立案した温泉法案なんです。これをもとにして各省、特に法務省と折衝しましたけれども、権利関係は非常にむずかしいからもうちょっと研究をしていただきたいというようなことで、ここでいう第4章温泉権、その他温泉に関する権利という章を削り、総則と温泉保護、それから温泉の利用という現在の温泉法のような体裁になったわけです」<sup>46)</sup>と述べている。温泉法案作成の段階では、戦前の試案で検討されたように温泉権の規定を設けていたものの、温泉権の定義の難しさ、関係諸官庁や占領下のGHQとの調整が困難であったことから削除された。では、当初案はどの程度試案の内容を継承したのだろうか。

表3は当初案における4章温泉権(23条か

表3 温泉法案(当初案)の条文(第4章温泉権と参考条文)

|      |  |
|------|--|
| 23条  | 温泉権によるのでなければ、温泉源より温泉を取得することができない。<br>温泉権は物権とし、不動産に関する規定を準用する。但し、民法第百七十九条第一項の規定はこの限りではない。             |
| 24条  | 温泉権の設定を受けようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事の免許を受けなければならない。  |
| 25条  | 前条に規定する免許を受けようとする者は温泉源より温泉を取得するに必要な限度の土地を使用する権利を有する者でなければならない。                                       |
| 26条  | 温泉権者は温泉源より温泉を引用するに必要な限度の土地を使用することができる。<br>前項の場合において、土地所有権者その他その土地につき権利を有する者は温泉権者に対して、賠償金を請求することができる。 |
| 27条  | 温泉権及び温泉権者を目的とする抵当権の設定、変更、移転並に消滅は、相続及び第29条の規定による温泉権の消滅の場合を除き、これを温泉原簿に登録しなければその効力は生じない。                |
| 28条  | 温泉原簿の登録は登記に代るものとする。<br>登録に関する規定は政令でこれを定める。   |
| 29条  | 厚生大臣は、公益に必要があると認めるときは、温泉権の免許を取り消すことができる。   |
| 参考   |  |
| 2条2項 | この法律で温泉権とは温泉源より取得する権利をいう   |
| 3条   | 温泉源は国の所有とす   |

(出典)「温泉法」JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.A20040220500、第2回国会・公衆保健局、保険局関係法律案(国立公文書館)。

ら29条)と参考条文をあらわしたものである。戦前の試案(表2)と比較すると、内容に同様の規定があることが確認できる。まず、試案第2条では「温泉の根元たる温泉脈は国の所有とす」と規定する一方で、当初案2条2項で「この法律で温泉権とは温泉源より取得する権利をいう」と当初案3条では「温泉源は国の所有とす」と規定し、温泉権を定義づける他、温泉の国家所有を明記していた。ほかには、試案第6条と当初案23条で民法179条1項の例外規定、試案8条と当初案24・25条では温泉権の免許制、試案第11・12条と当初案27・28条では温泉原簿への登録による効力の発生と登記の代替などがあげられる。

いずれも細かい点での相違はあるものの、戦前に作成された試案の内容が温泉法案として議論されようとしていた。その点で、戦後に作られた温泉法は、戦前の議論や法の趣旨を継続したかたちで受け継ごうとしていたのである。ただ、温泉の国有化の議論は、戦後の日本国憲法の体制下においての矛盾(=戦前の統制下ではない事情)を生じさせるおそれもあり、温泉権の規定を含め、現実として国会での議論にはあがることはなかった。それでも戦後の温泉法の温泉源の乱掘防止という趣旨は、戦前からの議論を継承しようとしていたことがうかがわれる<sup>47)</sup>。

## おわりに

鉱業と温泉との相克問題や温泉開発の進展による様々な問題から、大正後期の1920年代以降温泉保護、温泉法の制定が求められ、新たに設立された日本温泉協会を中心に温泉法制定運動が展開された。日本温泉協会は帝国議会への請願を繰り返すほか、学術部を中心とした温泉法を検討する研究会を立ち上げ、一方政府は、温泉法制定の必要性を理解していたものの動きは鈍かった。

日中戦争が全面化した1937(昭和12)年以降、国民の保健衛生に寄与する存在として

温泉利用の役割が高まるとともに温泉保護・温泉法制定の意義も変化した。単に権利関係を調整するためではなく、公共的利用をはかる目的で温泉法制定が求められるようになったのである。そして、日本温泉協会の学術部を中心に温泉法試案が発表された。この試案では、公益優先の思想から温泉の国有化が示されたほか、温泉権の設定、温泉原簿への登録、温泉委員会の設置などが明記された。ただ、ここでも経済新体制運動下で日本温泉協会が組織改編されるなど、温泉法制定は実現できなかった。

第二次世界大戦後に制定された温泉法は、新たに温泉審議会などの仕組みが作られるなど、温泉保護とその利用という趣旨が引き継がれた。戦前に作成された試案の一部(温泉国有化や温泉権の規定)の継続が一定程度見られていたものの、複雑な温泉の法律関係や国有化の議論は棚上げされた。この法律関係の不備は、高度経済成長期以降の温泉の集中管理事業や温泉権取引において多くの問題を生じさせることとなり、今日にいたるまでの温泉法の課題となったのである。

## 注・参考文献

- 1) 日本温泉協会(1999) :『日本温泉協会70年誌』。
- 2) 川島武宜(1994) :『温泉権』岩波書店。
- 3) 北條浩・村田彰編著(2009) :『温泉法の立法・改正審議資料と研究』御茶ノ水書房。
- 4) 温泉法が持つ歴史的意義の解明を課題として挙げている。第一部では、温泉法制定の審議過程の議事録を採録し、第二部ではそれら委員会の議論を分析している。
- 5) 1920年代後半から30年代にかけての温泉の法律関係、温泉保護、温泉法制定に関する論考をまとめた鉄道省国際観光局(1939) :『温泉法に関する文献』が出版されている。
- 6) 熱海市(2017) :『熱海温泉誌』出版文化社、340-356頁。
- 7) 高柳友彦(2021) :『温泉の経済史—近代日本の地域経済と資源管理』東京大学出版会、第7章(345-378頁)を参照。

- 8) 前掲7)、345-378頁。
- 9) ただし裁判文書では、1905年大審院判決（山形県上山温泉の事例）において、原告の主張の中で「温泉保護」の文言が使用された例がある。
- 10) 「湯本温泉保護ニ関スル請願ノ件」1921年2月19日。国立公文書館『公文雜纂』第21巻・帝国議会2、1921年。
- 11) 「温泉保護政策樹立ニ關スル請願ノ件」1923年8月4日、国立公文書館『公文雜纂』第14巻・帝国議会4、1923年。
- 12) 1920年代の各地の温泉地では温泉保護の重要性は認識されており、当時の『地質調査所報告』の調査には、各地の温泉地での温泉保護を意識した取り組みが紹介されている。
- 13) 前掲7)、345-378頁。
- 14) 高柳友彦（2021）：「近代日本における資源利用の相克と地域社会—温泉資源を事例に—」『日本史研究』日本史研究会、703号、160-187頁。
- 15) 以下の議論及び引用については前掲5)、783-784頁を参照。
- 16) 温泉と鉱物資源との関係については、塩田環（1934）：「温泉地域の鉱業を論ず」『法学協会雑誌』52巻4、6、7号を発表している。詳しくは、前掲14)を参照。
- 17) 日本医事新報社（1931）：「温泉の医学的調査を開始」『日本医事新報』461号、26頁。
- 18) 日本医事新報社（1932）：「内務省愈々調査会設置せん」『日本医事新報』498号、23頁。
- 19) 前掲18)。
- 20) 日本医事新報社（1935）：「温泉調査会を設けて天恵を活用せよ」『日本医事新報』667号、1頁。
- 21) 日本温泉協会（1939）吉田圃輔「協会十年史後編」『温泉』10巻13号、226頁。
- 22) 日本温泉協会（1935）：「温泉保護政策制定に就て」『温泉』第6巻3号、2-7頁。
- 23) 詳しい請願の内容と委員会での議論については、前掲14)を参照。
- 24) 日本温泉協会（1935）：「協会だより」『温泉』6巻8号、112-113頁。
- 25) 日本温泉協会（1935）：「協会だより」『温泉』6巻5号、97頁。
- 26) 日本温泉協会（1935）：「協会だより」『温泉』6巻9号、99頁。
- 27) 日本医事新報社（1936）：「温泉法研究会」『日本医事新報』698号、35頁。
- 28) 醫海時報社（1936）：「鉱泉法制定研究会成立」『醫海時報』2160号、20頁。
- 29) 日本医師協会（1936）：「温泉保護法」『日本医師協会雑誌』13巻3号、79頁。
- 30) 前掲29)。
- 31) 日本温泉協会（1937）：「温泉保護法への希望」『温泉』8巻2号、62-80頁。
- 32) 日本温泉協会（1937）：「協会だより」『温泉』8巻12号、98-102頁。
- 33) 日本温泉協会（1938）：「温泉国策に関する請願」『温泉』9巻2号、90-91頁。
- 34) 第73回帝国議会 貴族院請願委員第二分科会議事速記録第二号 1938年2月8日。
- 35) 日本温泉協会（1938）：「協会だより」『温泉』9巻8号、1-3頁。
- 36) 日本医事新報社（1939）：「厚生行政の総浚ひ」『日本医事新報』857号、64頁。
- 37) 日本医事新報社（1939）：「温泉法の制定について」『日本医事新報』858号、40-41頁。
- 38) 『衆議院請願委員会議事録』1941年3月20日。
- 39) 前掲21)。
- 40) 日本観光事業研究所（1941）：『日本観光年鑑 昭和16年度版』70頁。
- 41) 日本温泉協会（1939）：「協会だより」『温泉』10巻9号、2頁。
- 42) 日本温泉協会（1939）：「協会だより」『温泉』第10巻11号、2頁。
- 43) 日本温泉協会（1940）青木槐三「新体制下の温泉場」『温泉』第11巻11号、4-7頁。
- 44) 日本温泉協会（1942）：「第十二回総会の記」『温泉』13巻4号、36頁。
- 45) 日本温泉協会（1942）：「日本温泉協会事業方針大要」『温泉』13巻7号、2頁。
- 46) 温泉研究会（1958）牛丸義留ほか「『温泉法制定當時の思い出と温泉権をめぐつて』座談会(1)」『温泉研究』11号、14頁。
- 47) 温泉法制定に関しては、別稿での検討を予定している、具体的な審議の過程やそれぞれの条文の制度趣旨を丁寧に検討する必要があるだろう。

# 中四国地方の温泉浴場にみる歴史的な浴室/浴槽区分

## Consideration about Historical Division of Hot Spring Bathroom or Bathtub in Chugoku and Shikoku Regions

石川 理夫\*  
Michio ISHIKAWA

キーワード：入浴文化 (culture of bathing)・浴室/浴槽区分 (division of bathroom or bathtub)・  
中国地方 (Chugoku region)・四国地方 (Shikoku region)

### 1 はじめに

#### (1) 温泉文化と温泉入浴文化

日本の温泉文化に今あらためて注目が集まっている。契機となったのは、日本の「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録をめざす取り組みである。

一口に温泉文化といってもジャンル・構成内容はじつに多様であり、温泉入浴文化はその一構成要素に過ぎない。温泉入浴文化は入浴利用がもたらす喜びや恵みの体験を通じて、早くから温泉信仰と関わってきた。総じて日本の温泉文化の基底に温泉信仰があることが優れた特色であるといって過言ではない。入浴文化を含めた温泉文化はまた、多様性の中にも世界的に通底する普遍性と、ほかの文化的要因や歴史条件の影響のもと国・地域ごとの独自性・固有性を併せ持っている。

そのことをふまえた上で、ユネスコ無形文化遺産登録との関わりで「温泉文化」の主な対象として想定されているのは、多彩な日本の温泉利用文化の中でも最も親しまれてきた温泉入浴文化であろう。しかしながら温泉入浴文化に関する、歴史的な変遷や内実が十分明らかにされてきたとは言い難い。その端的な例が、混浴の問題だと考える。

たとえばヨーロッパでは、多くの史料・図版から伺える中世以降、湯浴み着・湯具(近代以降は水着)着用での温泉浴場での混浴は入浴文化のスタンダードなスタイルであっ

た。日本でも明治以前の顕著な例を挙げれば、加賀国(現・石川県)中山温泉の開湯以来の変遷を描き、江戸後期に復元された『中山温泉縁起絵巻』<sup>1)</sup>(医王寺所蔵)の泉源湯坪(現・総湯「菊の湯」)での中世後期の入浴情景を描いた絵図を見ると、老若男女が湯具着用で簡易な屋根掛け露天風呂で混浴している。また、有馬温泉の泉源湯坪での入浴風景を描いた江戸後期の『滑稽有馬紀行』所収の図版でも湯具着用での混浴である。

もっとも、両所の混浴には、入浴の場が共に唯一の泉源湯坪(壺)のみであったという温泉資源上の制約も背景に考えられる。

もう一つ、日本では混浴は今日的な(手ぬぐいのみ)はだか(全裸)での入浴情景と結びつけて理解されがちだった。しかし奈良時代の正倉院文書所収の仏教経典『仏説温室洗浴衆僧經』が入浴時の内衣着用を説いており、これが長く入浴規範となっていた。内衣から後に湯具(湯ふんどしと腰巻)着用へと簡素化されつつも、銭湯や温泉場を問わず伝統的な入浴作法として江戸時代中後期まで行われてきたことを想起すべきである。

#### (2) 研究の目的と方法：温泉入浴文化の実相解明

武田勝蔵(1967)は「温泉の混浴は、太古以来の風習である」<sup>2)</sup>と記した。しかし長らく湯具着用のもととはいえ、果たして混浴が日本の温泉入浴利用の一貫して基本的な入浴

\*温泉評論家(Critic of Hot Spring)

形態、文化的特徴であったかどうかについては詳細な検討が求められよう。

温泉入浴文化の実相は、温泉浴場の構造、なかでも浴室/浴槽区分のありように規定される。そのため全国の主要温泉地の浴場の成立構造と浴室/浴槽の実態を明らかにし、比較考察する必要がある。その場合に温泉浴場とは、大半の温泉地域においては後発の浴場として登場する宿の内湯ではなくて、本来の、唯一あるいは主たる浴場であった共同浴場（外湯）が対象となる。

こうした共同浴場（外湯）は温泉地域社会に開かれた浴場であり、かつ当該地域社会構造を反映すると考えられる。したがって歴史的な浴室・浴槽区分を明らかにしていく一連の研究においては、地方単位など一定の地域的まとまり毎に各温泉地の主たる浴場の形成過程、浴槽区分の実態を明らかにし、その事例を比較考察する方法をとる。

調査と考察にあたっては、主に江戸期以降増える地誌その他の史料をもとにしていく。歴史的な温泉浴場と浴室/浴槽に関わる先行研究では、戦前期に藤波剛一、西川義方ら主に温泉医学者が温泉療法との関わりから浴室の発達や湯槽の種類等の考察<sup>3)</sup>を行った。また、個別事例では、中世以降の史料が豊富な有馬温泉で、一（の）湯と二（の）湯に早くから仕切られていた泉源湯坪（元湯）や太閤秀吉の湯山御殿の浴場遺跡などを含めて浴室の構造や浴槽区分の言及がなされている<sup>4)</sup>。しかし、男女別かを含む浴室/浴槽区分の地域横断的な研究考察は管見のかぎり伺えない。

## 2 中国地方北東部3県の歴史的な温泉浴室/浴槽区分

### （1）鳥取県の主な温泉地の事例

まず鳥取県に関して、筆者は歴史ある主要温泉地の浴場の構造と浴室/浴槽区分についても先に言及した<sup>5)</sup>が、本稿ではあらためて区分の状況を考察する。

### 1-1 岩井温泉

927（延長5）年撰上の『延喜式』神名帳記載の御湯神社があり、開湯が鳥取県で最も早いとみなされる岩井温泉は、江戸期に池田家鳥取藩政時代を迎えて復興する。温泉は藩直轄の下、藩主らの温泉利用滞在のための御茶屋が新設され、湯小屋も新設された。1688（元禄元）年成立の鳥取藩医・小泉友賢著『因幡民談記』は、「湯壺の所には屋を造り、板壁をしきり。貴賤男女の局を隔て是を入浴せしむ」<sup>6)</sup>（以下ゴシック表示は筆者）と記す。

浴場の構造と浴室/浴槽区分は、1795（寛政7）年刊の鳥取藩侍医・安倍惟親著『因幡志』でも「湯壺の上には屋を作り板壁を仕切りて貴賤男女の局を分けて浴せしむ。民家湯池を囲みて自国他國の人思い思いに寄宿し…」<sup>7)</sup>と記すように、百年後も変わっていない。岩井温泉では浴場の周囲の民家が入浴湯治客を泊める宿として発展していた。

明治維新で藩政時代が終わると、岩井温泉では1872（明治5）年に湯小屋と御茶屋を払下げることとなり、買受けようとした旧鳥取藩士に対抗して地元の宿中・村民が払下げを申し立て、温泉と湯小屋など全部が宿中（区有）となって今日に至る。

この明治以降の浴場と浴室/浴槽区分状況を、1902（明治35）年に岩井温泉宿屋組合が刊行した『因幡岩井温泉案内記』は、「旧来特別の名称を有する湯槽の主なるものを挙ければ左の如し 一 殿湯 二槽 男女幕湯 一 中の湯 男湯 一下の湯 女湯 一小女郎湯 女湯。外 新平民湯の設あり」と記す。1912（明治45）年に岩井温泉組合事務所が刊行した『因幡岩井温泉誌』は、このことを「泉源を囲める共同浴槽即ち総湯と称する葉（は）、各旅館に滞留する一般湯治客の浴場にて、特別湯（俗に幕湯）男女用二槽、普通入込湯男子用二槽、女子用二槽、都合六区に分別せられ…」と説明している。

岩美町教育委員会編著『岩美町誌』（1968）は、「一般庶民は入込湯・下入込湯・女湯を

利用することを許され、湯庄屋の与三郎が1698(元禄9)年に入込湯に掲げた『定』に女湯に男が入ることを固く禁ずる、とあった」と記す。なお、幕湯は浴場入口に幕を掲げて貸切入浴すること。入込(いりごみ)湯は、江戸の銭湯では混浴を意味したが、ここでは多くの庶民を区別なく入浴させる浴室を意味し、入込湯を男女別に分けた事例も多い。

### 1-2 吉岡温泉

鳥取藩政時代には岩井、吉岡、勝見の各温泉地に藩主の入浴滞在用の御茶屋が設けられ、湯取締の制札が掲げられていた<sup>8)</sup>。吉岡温泉では先の鳥取藩医・小泉友賢が1674(延宝2)年に著した『吉岡温泉記』に「湯つぼ三ヶ所湧きいづるを、屋をつくり、内をへだて、上下男女の品をわかつ」(以下、引用文中の括弧書き・句読点付記は筆者)などとある記述をもとに、吉岡温泉史編集委員会編『資料にみる吉岡の温泉』(1998)は、「鳥取藩主池田光仲が明暦3年(1657)4月朔日の入湯にあたって、亀井殿湯<sup>9)</sup>の修造を命じ、藩主専用の浴場として、一の湯、二の湯を造った。

一の湯は藩主池田氏専用浴場で禁湯であった。二の湯は亀井殿湯の西隣で、一の湯同様留湯である」<sup>10)</sup>と記す。

ここに示された留湯とは、戦国時代の1567(永禄10)年5月4日に武田信玄が合戦に備えて草津温泉に対して3か月間一般人の入湯を禁ずる「貴賤一切の草津湯治停止」令を、小田原北条氏が箱根の「宮城野湯」(木賀温泉)に「留湯」を指示した朱印状を発したように、関係者以外の入湯を禁ずることが本来の意味である。

吉岡温泉には藩主専用の一の湯と藩士らが入浴する二の湯、そして先の『吉岡温泉記』に「湯つぼ三ヶ所…屋をつくり」とあるようにもう一か所、庶民用の入込湯があり、入込湯も男女区分があった。湯取締の制札によつても男女混浴は禁じられていた。

### 1-3 浜村・勝見温泉

今は鳥取市気高町の浜村温泉に勝見地区の勝見温泉も含まれる浜村・勝見温泉は、先の『因幡志』に「湯井五箇所 一の湯壺廣五尺四方なり…二の湯湯壺の底より涌出つ…三の湯

表1 鳥取県の主な歴史的温泉浴場の浴室/浴槽区

| 温泉地   | 所在地 | 浴室の区分状況  | 出典・資料                        |
|-------|-----|--|------------------------------|
| 岩井    | 岩美町 | 湯壺の所には屋を造り、板壁をしきり、貴賤男女の局を隔て是を入浴せしむ…  | 1688(元禄元)年、小泉友賢著『因幡民談記』      |
| 吉岡    | 鳥取市 | 湯つぼ3ヶ所湧きいづるを屋をつくり内をへだて上下男女の品をわかつ   | 1674(延宝2)年、小泉友賢著『吉岡温泉記』      |
| 浜村・勝見 | 〃   | 湯井五箇所 一の湯…二の湯…三の湯…以上三湯を留湯とす、諸士の外湯浴を許さず、浴室常に錠を下し故に鍵湯とも云ふ…入込湯、二の湯と相並て湯源も一つ…以上四ヶ所古町にあり…又鷺湯は森町にあり…今は当村土人の入込湯とす、以上五箇所 | 1795(寛政7)年、鳥取藩侍医・安倍惟親著『因幡志』  |
| 三朝    | 三朝町 | 湯壺の数十八九もあるべし。一の湯、二の湯、入込(湯)として三つ並ぶ。一の湯御茶屋と称し、国主より修造あり…湯の数多ければ鍵と云ふ事もなく人々自由に入浴                                      | 1742(寛保2)年、鳥取藩士・松岡布政著『伯耆民談記』 |

(注)筆者作成。以下、引用文中のゴシック表示は筆者。

当所何れの湯よりも熱し、以上三湯を留湯とす、諸士の外湯浴を許さず、浴室常に錠を下し鑰（かぎ）役ありて鑰を預り順々に廻す故に鍵湯とも云ふ…入込湯、二の湯と相並て湯源も一つなり…以上四ヶ所古町にあり、又鷺湯は森町にあり當所温泉の起元なり、今は當村土人の入込湯とす、以上五箇所なり」<sup>11)</sup>と記される。

『因幡志』の記述を受けた気高町誌編纂委員会編『新修気高町誌』（2006）によれば、一の湯は藩主専用で御茶屋から直接廊下伝いに入浴できた。一の湯の北側に接する二の湯は御用人以下側近用の浴室で、後に造った三の湯を含めて留湯は土分以上に入浴を限っていた。浴室は鍵をかけて管理していたので鍵湯と呼んだ。中国地方には多い浴室管理形態である。一の湯と二の湯は、藩主とその一族が入湯しないときは、諸士以下町医者、出家に至るまでは入浴できたという。そして二つある入込湯は男女別と思われる。

#### 1-4 三朝温泉

三朝温泉がある伯耆国も藩政期は鳥取藩が統治し、温泉場も藩が直轄した。1742（寛保2）年倉吉詰め鳥取藩士・松岡布政著『伯耆民談記』には、「湯壺の數十八九もあるべし。一の湯、二の湯、入込（湯）として三つ並ぶ。一の湯御茶屋と称し、國主より修造あり…湯の數多ければ、鍵と云ふ事もなく、人々自由に入浴すべし」<sup>12)</sup>とある。

藩主専用の一の湯、土分以上が入浴できる二の湯を筆頭に浴室に身分区分があったこと、庶民は入込湯に入浴したことがわかる。三朝温泉は泉源湯坪が各所にあり、豊富だったので鍵湯にする必要はなく、複数の浴室を身分や男女に応じて入浴したと思われる。とはいえる、女湯の存在を確認できる史料は見いだせていない。

#### (2) 岡山県の主な温泉地の事例

##### 2-1 湯郷温泉

岡山県北東部の美作地方には「美作三湯」と称される名湯が点在する。その一つ、湯郷

温泉は平安末期の貴族の日記に「美作勝間田湯」<sup>13)</sup>として登場する。江戸後期に完成した津山藩士・正木輝雄著・昌谷精溪編『東作誌』に、「温泉場 南北四間東西六間。板壁以て四方を囲い、瓦屋根に作る。北の方一の湯有、湯坪の広さ縦二間横一間、石櫃にして平座に浴して肩に至る…二温泉縦三間横一間、三温泉同上、女温泉同上…」<sup>14)</sup>（句読点付記は筆者）と記すように、温泉場には一の湯、二の湯、三の湯と女湯の4つの浴室・浴槽があり、何れも小石を底に敷いていた。

湯郷温泉の「温泉定」には、「一の湯へは自國他国共に知行取同息兄弟并（ならびに）出家は一寺の住持長老法印 町医師にても家来二人以上召連れ参るものは入可申事」「二の湯へは自國他国共に歩行医師、家中の中小性（姓）、町大年寄大庄屋町在郷共に身持たる者并（びに）出家神主山伏以下下人召連れ候程之者、女は下女等召連れ参（る）恰好之もの入浴可申事」「女湯へは男入るべからざる事」<sup>15)</sup>等とあり、身分・立場による厳格な浴室の入浴区分、そして男女区分があつたことを明らかに示している。

##### 2-2 奥津温泉

奥津温泉は、津山藩により1691（元禄4）年に完成した美作西部六郡の官撰地誌『作陽誌』に、「奥津温泉 奥津川東村に在り。湯泉清潔臭氣無く、熱からず冷たからず、温暖膚に可なり。上に浴室を置く。又本湯少し西北、奥津川の傍に一湯有り。卑賤湯資に乏しき者此に浴す。川水満溢すれば、則ち湯池水中に入る。故に湯屋無し」<sup>16)</sup>と記された。泉源に浴室を設けた「本湯」と、その少し西北の河岸に庶民が入浴する湯屋の無い湯坪の二つがあったという。

その後1735（享保20）年に木村一豊操という人が奥津温泉で揮毫した仮称『奥津温泉記』はより詳しく、「往古山崩れ谷うずまりついに泉源を失う…元禄七年土地の人岸を七、八尺ばかり掘りて旧跡を発見し昔時の浴槽なお存ず。即ちこれが藩庁に達し、湯源を

浚え、石壁を築き一室を構え、三槽を置く。所謂一之湯は士人貴家の浴する所、二の湯は婦人女子、三の湯は奴婢僕従の浴する所なり」<sup>17)</sup>と説明する。なお今日「鍵湯」で知られる奥津温泉だが、『作陽誌』をはじめ江戸期の史料には鍵湯を見いだし得ない。

### 2-3 湯原温泉

湯原温泉は、先の『作陽誌』(『西作誌』) 大庭郡布施庄の項に、戦国大名の宇喜多秀家が「湯屋及び寄(宿)舎十余宇を造る。ために能く營備す」<sup>18)</sup>と記す。さらに1690(元禄3)年9月付の郡奉行三名連名で温泉場に掲げた「定」は、湯賃(入浴料)を示すとともに、「一の湯へは自國他国共知取 同息兄弟中小姓並(び)に出家は一寺住持長老法印 町医者にても家来二人以上召連れ参る者は入れ可申事」<sup>19)</sup>とし、「二の湯」もこれに準じた身分・立場による入浴の可否を示す。幕湯も可能で、さらに「一 女湯へは男入(る)べからざる事」<sup>20)</sup>と定める。ここでも浴室毎の厳格な身分区分と男女区分があった。

### 2-4 真賀温泉

いま湯原温泉郷に含まれる真賀温泉は、『作陽誌』(『西作誌』)に「湯を深くたたえている所(湯潭)の広さが長さ三間横一間あり、岩の間から熱くもなく冷たくもない湯が湧き

出てくる」<sup>21)</sup>(筆者現代訳)と記されている。この自然湧出状況は今も変わらない。

『湯原町史 前編』(1953)は『作陽誌』はじめ各史料をもとに、真賀の温泉管理について「慶長以来部落民が経営にあたり、之を五株半に分かち其の収入を按分し、別に湯運上及び浴場の修繕等に要する費用は、各宿屋より其の入浴客の多寡に応じて負担せしめた」<sup>22)</sup>と記す。さらに浴場と浴室/浴槽の状況について、「鍵湯、並湯に分かれ、並湯はまた男女湯の両槽に分かれ…」<sup>23)</sup>と記している。「一之湯」とも称された鍵湯の入浴次第については真賀温泉の「御掻」にも明示していた。

### (3) 島根県の主な温泉地の事例

#### 3-1 玉造温泉

733(天平5)年完成の『出雲国風土記』に5か所に及ぶ温泉地が登場するうちの一つ、玉造温泉の近世期の浴場・浴室については、1717(享保2)年に松江藩儒臣・黒澤長尚が撰した『雲陽誌』に「…寛永年中堀尾忠晴、再び浴室を造り給ふ。又本湯より南、玉造川に傍(そい)て一湯を置き、卑賤湯資に乏しき者此に浴す。河水満溢するときはすなはち湯地水中に入る故、湯屋なし」<sup>24)</sup>(句読点。送り仮名は筆者)と、先の奥津温泉の史料と似

表2 岡山県の主な歴史的温泉浴場の浴室/浴槽区分

| 温泉地 | 所在地 | 浴室の区分状況   | 出典・資料                           |
|-----|-----|---|---------------------------------|
| 湯郷  | 美作市 | 温泉場 南北四間東西六間。板壁以四方を囲い瓦屋根にする。北の方一の湯有…二温泉縦三間横一間、三温泉同上、女温泉同上 | 江戸後期、津山藩主・正木輝雄著・昌谷精溪編『東作誌』      |
| 奥津  | 鏡野町 | 石壁を築き一室を構え、三槽を置く。所謂一之湯は士人貴家の浴する所、二の湯は婦人女子、三の湯は奴婢僕従の浴する所なり | 1735(享保20)年、木村一豊操揮毫による仮称『奥津温泉記』 |
| 湯原  | 真庭市 | 一の湯と二の湯は身分・立場により入浴可。定めに「女湯へは男入べからざる事」                     | 1690(元禄3)年9月の「定」                |
| 真賀  | 〃   | 鍵湯、並湯に分かれ、並湯はまた男女湯の両槽に分けていた                               | 1953(昭和28)年刊、『湯原町史』前編           |

(注)筆者作成。

た記述がある。本湯は元湯とも称し、殿様専用浴場の性格が濃かった。したがって別の場所に露天状態の浴槽を設けて庶民の利用に供していた。

『玉湯町史』下巻1（1982）によれば、江戸時代に玉造温泉は松江藩主松平氏の御茶屋が置かれ、長谷川氏を称する湯之助一族が（泉源）湯坪と湯薬師を管理した。その後、1720（享保5）年8月付の五箇条の湯制札には、「二之湯へ、出家、侍従、若党、町人たりといふとも、下人を召連者は苦しからず、此外凡下之輩は入湯不可の事」「一、三之湯、当國他国共に足軽、若党、町人、諸郡百姓之妻子等まで入湯可の事」「一、下々男女入込之節、喧嘩口論無き様に相慎むべき事」<sup>25)</sup>等と定めている。浴室/浴槽が「上湯」としての二之湯、庶民が入る「下湯」としての三之湯、下湯と増えていき、入浴は身分・立場で厳しく区分されていたことが伺える。なお、湯制札に「男女入込之節…」とあるため、二つの下湯は混浴であったのか、三之湯と下湯で分けていたのか定かでない。

### 3-2 温泉津温泉

平安時代の承平年間（931～937）に源順が撰述した『和（倭）名類聚抄』に3か所記載される「温泉郷」の一つが石見国「邇摩郡湯泉郷」、すなわち温泉津温泉である。1827（文政10）年刊の浜田藩士・中川顯允著『石見外記』は、「温泉津 此地は郷の名に温泉（由）と見ゆ…温泉は塩温泉にて古より湧出せしゆ

え是を以て地名とはなるなり…」<sup>26)</sup>と記す。同書は温泉津の効能を詳しく述べるが、浴場・浴室への言及はない。

戦国大名の毛利元就が石見銀山を掌握して以降、温泉津は銀山の積出港としての機能を整え、温泉の管理「温泉役」は「湯屋」を名乗り現在も元湯を経営する伊藤家に委ねられた<sup>27)</sup>。1813（文化10）年2月に温泉津温泉で湯治した広島藩士・篤老（俳号）は『温泉津日記』に、「温泉は前なる山手の湯屋新左衛門といふ者の家のうちにありて、鍵温泉、おとし湯、入ごみ（込）とわかつ、おのれは鍵湯に浴す、かぎ湯といふは、ゆの門に錠をさして、入浴の度々鍵をもち行、錠を明（け）て入（る）事なり、おとし湯もそのこころなり」<sup>28)</sup>と、唯一の泉源浴場「元湯」の浴室/浴槽区分状況を明らかにしている。温泉津では泉源浴場一か所のみの湯治場であること、貸切の鍵湯とそれに準じた「おとし湯」という浴槽も備えていたため、身分や男女の区分にこだわらなかったと考えられる。

### 3-3 有福温泉

有福温泉は、戦国武将・吉川元春の花押がある1580（天正8）年11月17日付福泉寺文書に、「有福之内福泉寺領」の田明細に「湯屋ノ前…」<sup>29)</sup>と記され、福泉寺が有福温泉に湯屋を設けていたことが伺える。『那賀郡誌』（1916）は、開湯の時期を「靈湯山福泉寺の建立なる建武年間（1334～5。筆者付記）とす…以後寺院は慈善的に、無賃にて諸人をし

表3 島根県の主な歴史的温泉浴場の浴室/浴槽区分

| 温泉地 | 所在地 | 浴室の区分状況                             | 出典・資料                  |
|-----|-----|-------------------------------------|------------------------|
| 玉造  | 松江市 | 浴槽は本湯のほかに二之湯、三之湯と下湯。入浴に身分区分あり。混浴か不明 | 1720（享保5）年8月の「湯制札」     |
| 温泉津 | 大田市 | 鍵温泉、おとし湯、入ごみ（込）とわかつ                 | 1813（文化10）年、篤老著『温泉津日記』 |
| 有福  | 江津市 | 御前湯…場内階下の男女両浴場。別に二室の家族浴室            | 1932（昭和7）年、木村晩翠著『石見物語』 |

(注) 筆者作成。

て宿泊せしめ、器具を貸しなどして、浴客大に便利を得たりと見ゆ」<sup>30)</sup>と記す。その後江戸期には賑わいを見せて有福温泉のある湯谷が俗界となったことから慶安年間(1648～51)に福泉寺は移転し、湯元の管理経営も個人に移ったが、1889(明治27)年に村営となった。江戸時代の浴室/浴槽の内訳や区分状況は不明である。

明治期前半には「浴場六所、逆旅二十一戸」<sup>31)</sup>との記述があり、昭和戦前期で4か所の共同浴場があった。この時期になると、「御前湯の外に既設洋館の桜湯、日本建ての弥生湯と菖湯がある」「御前湯…場内階下の男女両浴場には湯壺の真ん中から温泉が湧き上り」<sup>32)</sup>という主たる共同浴場での男女区分が確認できる。

### 3 中國地方西南部2県と四国の歴史的温泉浴室/浴槽区分

#### (1) 広島県の主な温泉地の事例

広島県で歴史ある温泉地は、国民保養温泉地で放射能冷鉱泉・低温泉の湯来・湯の山温泉郷(広島市)である。広島藩の儒学者・賴杏坪ら編著により1826(文政8)年完成の安芸国地誌『芸藩通志』は湯の山温泉を、「靈泉

和田村、水内にあり、所謂水内の湯なり、此泉上古より湧出るにや…寛延元年より復涌出で、病客遠來り浴す」<sup>33)</sup>と記す。

『湯来町誌』通史編(1997)によると、1707(宝永4)年元旦に湯が湧き出て参詣入湯の衆が増え、地所の持主が「湯元大明神」と湯屋等を建てた。1748(寛延元)年元日再び湧き出て以降入湯者が増え、翌1749(寛延2)年8月には藩営による湯所普請が始まり、入湯

に際しての心得「覺」も代官より6月付で掲げられた。「覺」には「一 婦人入湯仕り候刻(とき)は、男子の分大勢入り込み申さず用捨仕る(控えめにする)べき事」<sup>34)</sup>とあり、混浴の際は節度を保つよう示している。ただし、これは浴室/浴槽の男女区分がなかったことを意味しているわけではない。同年10月に広島藩主浅野吉長に命じられて現地視察に訪れた藩儒・堀正脩が翌1750(寛延3)年に出版した『靈泉記』には、専用の女子浴室の存在が報告されているのである。

『靈泉記』によると、巖の裂け目から湧出する泉源(靈泉)の「泓(おう。深い湯だまり)」は4つほどあり、そこへ茅葺き浴場(本湯)を造って板壁で4区に仕切り、俗称で一湯から四湯までそれぞれ戸を設けて出入りするようにし、板壁下に小さな孔を設けて湯が流れるようにした。さらにその西北隣6mほど隔てた山渓の巖を穿って「泓」を2つ造り、本湯同様に竹筍で源泉を注いで一湯と二湯の浴室を設けて「以為女子浴所」<sup>35)</sup>、すなわち女性浴室とした。また、女性浴室の下に「婦人憩息之處」も設けている。

なお、『靈泉記』の記述から、一湯と二湯以降では浴室の広さや設備に差があるようだが、先の「覺」を含めて入浴の身分区分は示されていない。

#### (2) 山口県の主な温泉地の事例

##### 2-1 湯田温泉

湯田温泉は1372(文中元/応安5)年に山口に滞在した明の外交官・趙秩が「山口十境詩」中「温泉春色」の漢詩を詠んだ温泉である。温泉浴場が室町時代すでに領主によって管理されていたことが、大内氏が発布した法令集

表4 広島県の主な歴史的温泉浴場の浴室/浴槽区分

| 温泉地 | 所在地 | 浴室の区分状況                             | 出典・資料                |
|-----|-----|-------------------------------------|----------------------|
| 湯の山 | 広島市 | 靈泉巖西北隔溪二丈許、又沿山巖穿理作二泓、竹筍…屋両室之、以為女子浴所 | 1750(寛延3)年、堀正脩著『靈泉記』 |

(注)筆者作成。

「大内家壁書」1459(長禄3)年5月22日付禁制から見てとれる。そこでは「夜中に湯田の湯へ入事」を治安上禁じたが、「但し湯治の人、並びに女人同農人等は、之を除く」<sup>36)</sup>(送り仮名は筆者)と、夜に入浴せざるを得ない事情もあり得る湯治人や女性・農民の入浴は禁止の対象外にしている。

江戸時代に長州藩主毛利氏の別邸「湯田御茶屋」が設けられ、湯別当を置いた<sup>37)</sup>。1842(天保13)年成立の長州藩による地誌『防長風土注進案』(全463巻)の記述によると、邸内には専用の湯屋二棟があって、広い湯屋が「上湯」で男湯、狭い方が「女中湯」<sup>38)</sup>で、男女区分していた。その他に公衆用として「鍵湯」と称す「中湯 男湯なりニヶ所 女を禁ず」と「裏鍵 もとハ女湯なり 今鍵湯となれり」と称す「下湯ニヶ所」の2か所あった<sup>39)</sup>。湯田温泉も藩主用浴場以外の身分区分については明らかではない。

## 2-2 長門湯本温泉

長門市にある長門湯本温泉と俵山温泉は共に大内氏菩提所の古刹・大寧寺と深い関わりがあり、同寺の由緒書が開湯伝承を伝えている<sup>40)</sup>。両温泉共に長州藩主の御茶屋が一時期前後して設けられていた。

なかでも湯本温泉は大寧寺門前に湧き、1738(元文3)年11月26日に藩へ提出された『深川村由来覚書』には、「一、湯本内温泉壱ヶ所 但西湯と号 同壱ヶ所 但東湯と号

右両所共に大寧寺預り」<sup>41)</sup>と二つの泉源浴場の所在が記され、「大寧寺預り」の寺湯という特別な温泉場であった。

この状況はおよそ百年後の『防長風土注進案』でも、「一温泉 温泉貳ヶ所 湯畠にあり 大寧寺抱」と変わりはなく、2か所の浴場のうち「温湯」は「諸所よりの湯治人入湯仕候」で、湯坪を上中下の三等に分け、「禮湯」は「大寧寺僧衆の湯治所にて俗人禁制の札を打有之候」と、上湯坪と下湯坪の二つに区分し、下湯坪に限り地元民の入湯を許していた<sup>42)</sup>。同書は温(恩)湯と禮湯の浴室構造図も載せている。

このように長門湯本温泉での入浴は寺僧らが優先された。それ以外の身分区分や男女区分は明らかではないが、湯坪はそれぞれ区分されており、どれか一つの浴室/浴槽は女湯とされていたかもしれない。

## 2-3 俵山温泉

俵山温泉は江戸時代には湯町と呼ばれ、宿を主体に二十数軒密集した温泉集落を構成していた。『長門市史』歴史編(1981)が俵山関係史料として最も古いとする、1710(宝永7)年の長州藩主毛利吉元による俵山湯治を記した『俵山御湯治一巻』には温泉浴場の浴室/浴槽(湯壺)の記録がある。

「湯壺三つこれ有り候。上の御湯は上(吉元)に入れられ候、其の次の湯壺は御前近き儀候故、出番番頭・御小姓迄を御入れ成され

表5 山口県の主な歴史的温泉浴場の浴室/浴槽区分

| 温泉地  | 所在地 | 浴室の区分状況  | 出典・資料                   |
|------|-----|--|-------------------------|
| 湯田   | 山口市 | 湯田御茶屋に上湯(男湯)と中湯(女湯)。公衆用に中湯(男湯)2か所、下湯(女湯)2か所              | 1842(天保13)年成立の『防長風土注進案』 |
| 長門湯本 | 長門市 | 温泉浴場2か所。温湯は湯治人入湯可、湯坪を上中下の三等に分け、禮湯は大寧寺僧衆の湯治所だが、下湯へは地下人入湯可 | 〃                       |
| 俵山   | 〃   | 当初は上中下3つに分けた浴場1か所。身分、後に湯銭で差。河原湯開発で2か所へ                   | 1981(昭和56)年、『長門市史』歴史編   |

(注)筆著作成。

候、其次、三つ目の湯壺へは御役人中を始め、諸士入湯仰せ付けらるべく候…」<sup>43)</sup>

これによると上湯は藩主専用、中湯は家老・御手廻頭・出番番頭・御小姓など側近の者、下湯は目付・侍医以下の家来が入湯した。続く1738(元文3)年11月27日付の『俵山村諸事由來覚』には、「一、御茶屋 壱ヶ所」「一、湯壺ヶ所 但、湯坪上中下これ有り…」以下、上中下の湯坪(浴室/浴槽)によって異なる湯銭が示されている<sup>44)</sup>。先の入浴の際の身分区分は藩主湯治滞在時に限られ、それ以外の時や御茶屋廃止以降は上中下で差のある湯銭を支払えば入れた。女湯があったかは定かでない。なお、藩主の湯治場が長門湯本温泉へ移り、御茶屋も設けて以降、俵山温泉の御茶屋は1771(明和8)年に解除されている。

そして1か所のみだった湯屋は、1808(文化5)年より川端に湧く温泉の開発が始まって1810(文化7)年に落成した新湯「河原湯」を加え、2か所となった。河原湯の差図からも上がり湯以外の浴槽区分は見られない<sup>45)</sup>。男女区分についてはどうか。『長門市史』民俗編(1979)は、「明治三十年(一八九七)、上湯の後に鍵湯(家族湯)が設けられ、中湯と下湯を合わせた…中略…湯壺に男女の区別が設けられるのは、明治三十三年(一九〇〇)以後のこと」<sup>46)</sup>と記す。

### (3) 愛媛県の主な温泉地の事例

四国を代表する温泉地、道後温泉は記紀の時代より文献に登場する。『源氏物語』(第三帖「空蝉」、第四帖「夕顔」)にも引用されているように、湯だまりとなった泉源地に格子状に「湯桁」を組んで入浴していた。この湯桁

は入浴の際に身分や男女で区分のため用いられたのか、単に入浴の便宜をはかるためだけだったのかは明らかではない<sup>47)</sup>。

室町後期、伊予国の守護大名で湯築城主の河野通直(彈正小弼)が1531(享禄4)年10月に道後温泉の石槽を改造したことが「道後温泉石槽銘」に記される。この石槽銘に「座側有一湯□□□」<sup>48)</sup>(筆者注:□は不明字)と刻まれたとおり、後に「一(之)湯」と呼ばれる浴室/浴槽の湯釜をさす<sup>49)</sup>。河野通直(彈正小弼)はまた、1562(永禄5)年12月21日には道後温泉近い古刹・石手寺に制札を掲げて同寺僧侶の入浴日を指定し、その他の留湯をしてはならない旨を通知した<sup>50)</sup>。入浴の特権を制限したわけである。

道後温泉では、泉源地に「石槽を設け泉脈(湧出源泉)を集合して泉源所となし之を各湯泓(おう)の石槽に分注することとせり」<sup>51)</sup>(括弧内は筆者付記)と後世の資料で説明されるように、浴室/浴槽の区分が早くから行われたと考えられ、温泉地域社会も安定してきた江戸時代以降の改修の際にもそれまでの・浴室/浴槽区分が引き継がれていく。

1635(寛永12)年に松山藩主に任せられた松平定行は、1638(寛永15)年に道後温泉の泉源浴場「浴池」の修繕を行った。このときの浴場構造、浴室/浴槽区分や入浴規定は以下のとおりである。

「東西六歩南北二歩囲」に石で「浴池」を築き、屋根や戸を設けて「六池」すなわち6つの浴室/浴槽に区分。一(之)湯は武士僧侶、二(之)湯は婦女、三(之)湯は庶人用とし、別に男女別の「養生湯」を併設。さらに「馬湯」も設けた<sup>52)</sup>。一(之)湯から三(之)湯ま

表6 愛媛県の主な歴史的温泉浴場の浴室/浴槽区分

| 温泉地 | 所在地 | 浴室の区分状況                                  | 出典・資料                   |
|-----|-----|--|-------------------------|
| 道後  | 松山市 | 1638(寛永15)年、松山藩主「浴池」を修繕し、士庶の分を別ち男女の混浴を禁ず | 1802(享和2)年、野田長裕著『伊豫古蹟志』 |

(注)筆者作成。

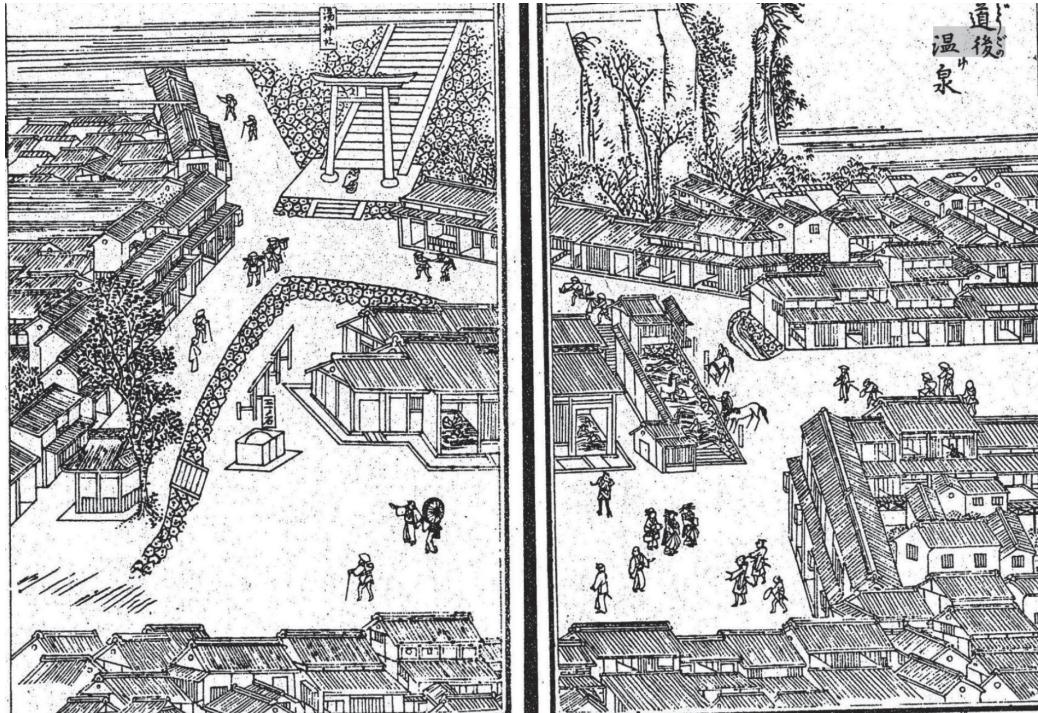


図 明治初期の道後温泉

(注) 半井忠見 (1875) :『愛媛面影』三・温泉郡所収 (国会図書館DC)。

では一屋に構え、第四・第五の浴室/浴槽を持つ「養生湯」が別の一屋を構え、一(之)湯の末流を利用源泉としていた<sup>53)</sup>。

すなわち武士や僧侶、庶民の身分区分と男女区分をしていたわけで、1680(延宝8)年6月1日付で定めた道後温泉の入浴規程「道後湯之定」に「一之湯 侍 但(し) 挾箱持参の輩、出家も同前。二之湯 女上下共。三之湯 雜人 入籠。右之通り入る可く候」(送り仮名は筆者)とあることからも裏付けられる<sup>54)</sup>。このように道後温泉における身分・立場と男女による入浴区分は明らかであった。

#### 4まとめ

以上の中四国地方の主な温泉地の歴史的な浴室/浴槽区分状況を、一つは男女区分があったかどうか、二つ目は身分・階層・立場による区分があったかどうかでまとめたのが表7である。

中四国地方6県の主要16温泉地において、

明白な男女区分(混浴禁止)は9温泉地。地域状況から男女区分と思われる浜村・勝見温泉を加えると10温泉地となる。加えて、同じく史料からは男女区分は確認できなかったが、貸切の鍵湯を利用できた温泉津温泉、泉源/湯坪(浴槽)数が多く<sup>55)</sup>、入浴の選択肢が広かった三朝温泉もある。不明は4温泉地。うち長門湯本温泉は大寧寺の寺湯ゆえの混浴規制があり得たかもしれない。

次に、男女区分以上に顕著なのは身分・階層・立場による入浴区分である。藩主専用湯坪とつながる御茶屋があったのは7温泉地(岩井・吉岡・勝見・玉造・湯田・長門湯本・俵山)。御茶屋温泉地を含む、一(之)湯、二(之)湯…名称に象徴される身分区分が厳格な浴室/浴槽を設けたのは11温泉地に上る。身分区分は武士と町人の差とは限らず、医者・僧侶さらには「町人でも下人を召連れた者は苦しからず」という階層・立場による入浴区分も加わる。開放的な入浴の場までも縛

表7 中四国地方の浴室／浴槽区分

| 温泉地   | 所在県 | 男女区分     | 身分区分   |
|-------|-----|----------|--------|
| 岩井    | 鳥取県 | 有        | 有      |
| 吉岡    | 〃   | 有        | 有      |
| 浜村・勝見 | 〃   | 有?/鍵湯も利用 | 有      |
| 三朝    | 〃   | 湯坪多/不明   | 有      |
| 湯郷    | 岡山県 | 有        | 有      |
| 奥津    | 〃   | 有        | 有      |
| 湯原    | 〃   | 有        | 有      |
| 真賀    | 〃   | 有        | 鍵湯/並湯  |
| 玉造    | 島根県 | 不明       | 有      |
| 温泉津   | 〃   | 鍵湯/入込    | 鍵湯/入込  |
| 有福    | 〃   | 不明       | 不明     |
| 湯の山   | 広島県 | 有        | 不明/四区分 |
| 湯田    | 山口県 | 有        | 不明     |
| 長門湯本  | 〃   | 不明       | 有/寺僧優先 |
| 俵山    | 〃   | 不明       | 有      |
| 道後    | 愛媛県 | 有        | 有      |

(注)筆者作成。

る藩政期の身分秩序社会構造である。

以上、中四国地方の歴史的状況からは、混浴はあり得たとしても辺鄙な湯治場、泉源豊富な温泉場などきわめて限定的だったと思われる。この男女・身分等の入浴区分の構造には顕著な地域・地方差が見られるのか、どの地域・地方まで一般的なのか、引き続き地方単位で研究考察を進めていきたい。

#### 注・参考文献

1) 鎌倉時代制作とされる『山中温泉縁起絵巻』は1798(寛政10)年の医王寺火災で焼失したが、焼失以前の漢文旧記を転記したものとともに1811(文化8)年に絵入り平仮名交じりに書き改められ、加賀市指定有形文化財となっている。

- 2) 武田勝蔵(1967) :『風呂と湯の話』、塙新書、108頁。
- 3) 代表的には、藤波(1931) :『東西沐浴史話』、西川(1932) :『温泉と健康』、西川(1943) :『温泉言志』が挙げられる。
- 4) 有馬温泉の浴場構造についての代表的な論稿に須藤宏(2007) :「有馬温泉 一の湯・二の湯と新湯—湯山遺跡で確認された湯屋遺構に関連して--」『温泉の文化誌 論集 温泉学 I』(岩田書院)がある。
- 5) 石川理夫(2014) :「鳥取県の温泉地と共同湯の成立過程の考察」『温泉地域研究』第23号、日本温泉地域学会。
- 6) 『因伯叢書』(復刻版、1914年。再版、1972年)第一冊、卷之第9・名所之部、458頁。
- 7) 前掲6)第三冊、卷之第2・巨濃郡、85頁。
- 8) 吉岡温泉史編集委員会編(1998) :『資料にみる吉岡の温泉』、76頁。
- 9) 1581(天正9)年に現鳥取市鹿野町にあった鹿野城主に就いた亀井茲矩(これのり)が吉岡温泉で造った城主専用浴場。
- 10) 前掲8)、11-12頁。
- 11) 前掲6)第三冊、卷之第9・気多郡、537頁。
- 12) 前掲6)第二冊、卷之第2、37-38頁。
- 13) 九条兼実の日記『玉葉』卷二、治承二年(1178)三月二十三日条に「…於美作勝間田湯、可治風痹(ふうひ)」と記す。
- 14) 新訂『作陽誌』所収『東作誌』第二卷、勝南郡鹽湯郷湯郷村の項。
- 15) 前掲14)。
- 16) 新訂『作陽誌』(『西作誌』上巻)第一巻、苦西郡古跡部・富庄の項。
- 17) 『奥津町史』通史編上巻(2005)、第一節美作三湯、416頁。
- 18) 『新訂訳文作陽誌』(1963)(第三巻『西作誌』)、大庭郡布施庄の項。
- 19) 前掲18)、494-495頁。
- 20) 前掲18)、494-495頁。
- 21) 『湯原町史 前編』(1953)、745頁。
- 22) 前掲21)、745頁。
- 23) 前掲21)、745頁。
- 24) 大日本地誌体系27所収、卷之三、意宇郡の項。
- 25) 『玉湯町史』下巻1(1982)、第17章玉造温泉と湯之助一族、67-68頁。
- 26) 国文学研究資料館デジタルコレクション(DC)『石見外記』より。

- 27) 温泉津町誌編纂委員会編(1994)：『温泉津町誌』上巻「二 温泉の開発 元湯」、284-289頁。5頁。
- 28) 前掲27)、289頁。
- 29) 『江津市誌』別巻(1982)、資料編・中世文書所収、7-8頁。
- 30) 那賀郡共進会展覧会協議会編(1916)：『那賀郡誌』有福村、317-319頁。
- 31) 『江津市誌』別巻(1982)所収「上有福村誌」、80頁。
- 32) 木村晚翠著(1932)：『石見物語』島根評論社より。
- 33) 広島師範学校郷土室編(1939)：『芸備叢書』第一輯所収、『芸藩通志』卷二・卷五十四佐伯郡五、794頁。
- 34) 湯来町(1997)：『湯来町誌』通史編、第六節湯の山湯治場、171-175頁。
- 35) 広島県庁編(1922～1924)：『広島県史』(帝国地方行政学会刊)第参編、史跡名勝天然記念物志--佐伯郡、159-161頁。
- 36) 塙保己一著『新校 群書類従』第17巻(内外書籍刊、1930)、巻第四百二、418頁。
- 37) 『山口市史』第1通史編(1955)、148-149頁。『山口市史』(1982)、260頁。
- 38) 『防長風土注進案』(山口県文書館編・山口県立山口図書館刊、1962)第13巻(山口宰判・下巻)三十、山口街志之一、266頁。
- 39) 前掲38)、267頁。
- 40) 『長門市史』歴史編(1981)、258-259頁。
- 41) 前掲40)、289頁。
- 42) 『防長風土注進案』(1962)第19巻(前大津宰判)八、深川村之一、196頁。
- 43) 前掲40)、267-269頁。
- 44) 前掲40)、270頁。
- 45) 前掲40)、277頁。
- 46) 『長門市史』民俗編(1979)、419頁。
- 47) 松山藩政期の文書をもとにした秋山久敬著(1889)：『松山叢談』第2上、21頁。
- 48) 松山市史料集編纂委員会編(1987)：『松山市史料集』第2巻、717頁。
- 49) 前掲48)、小松藩序編(1860)：『小松邑志』下巻の記述より引用、717頁。
- 50) 松山市史料集編纂委員会編(1988)：『松山市史料集』第13巻、松山市年表。
- 51) 愛媛県教育協会温泉部会編(1909)：『温泉郡誌』、道後湯之町誌、167頁。
- 52) 前掲48)所収、野田長裕著(1802)：『伊豫古蹟志』より、1143頁。松山市史料集編纂委員会編(1986)：『松山市史料集』第3巻、105-106頁。
- 53) 伊藤季倫編(1888)：『道後温泉雜記』「浴室位置」より。
- 54) 愛媛県史編纂委員会編(1972)：『愛媛県編年史』第7、69頁。
- 55) 『三朝温泉誌』(1983)所収の宝暦年間の村々の書上帳・湯村項に「一、湯数 二三坪 内三坪中湯…」とあり、伝統的共同湯「中湯」も湯坪/浴槽が三つあったことが伺える。

# 東日本における潮湯の歴史と変遷の考察

## A study of History and Transition of Warm Seawater Bathing in Eastern Japan

進藤 和子\*  
Kazuko SHINDOU

キーワード：潮湯浴 (warm seawater bathing)・蒸し湯 (steam bath)・  
海水浴場 (bathing beach)・近代化 (modernization)・庶民 (common people)

### 1 はじめに

#### (1) 東日本における潮湯考察の必要性

潮湯は、平安中期からの記録が残り、温泉浴や薬湯浴と並び行われてきた入浴法である。また、その効果については、戦前の温泉に関する解説書の多くに、潮湯の項目がみられ解説されていることからも、温泉と同様とみなされていたことを知ることができる。

筆者は潮湯に関して、明治期の近代化により推奨された海水温浴(潮湯)について<sup>1)</sup>、潮湯の加温方法について<sup>2)</sup>、お雇い外国人医師と潮湯について<sup>3)</sup>、潮湯をメインにした西日本の娯楽施設について<sup>4)</sup>、連歌師宗長の日記から見た潮湯について<sup>5)</sup>、平安時代から江戸時代までの潮湯の入浴方法について<sup>6)</sup>などの考察を行ってきた。

潮湯の入浴方法の考察では、平安時代から江戸時代までの潮湯は、身体養生としての入浴や寺院の施浴だけでなく、語り合う場、寺社参詣途中での休養の場、潮湯を貸しきって接待に使うなど多様な用途<sup>7)</sup>があった、その入浴方法も潮湯を満たした湯船に浸かると思われがちであるが、沐浴、蒸し風呂、温浴とあったことを示すことができた。これらは公家、権力者、僧侶などの和歌の詞書や日記、寺院などの日記や雑事記にみることができるもので、主に近畿圏を中心とした西日本の記録である。それに対し、東日本に関しては室町から江戸時代の史料をいくつか見ることが

できるのみであり、庶民がどのように入浴していたかは、江戸期の名所図会や仮名草子などにわずかにみることができるのみであった。

明治以降を検討するうえでも西日本の史資料が多く、東日本に関しては、海水浴に関連する潮湯の資料が大半である。これに関して小口千明は、「西日本では各地に潮湯が存在する。すなわち、潮湯への入浴習慣が認められる。それに対し、東日本に位置する潮湯は少ない」<sup>8)</sup>とし、明治以降の潮湯の事例として7カ所の地名をあげているが、詳細は述べていない。

そこで、東日本においての潮湯は、どのような歴史を持ち、海水浴(冷浴・温浴)が、潮湯の入浴文化にどのように変化がもたらされたかをさらに考察することで、東西を合わせた潮湯の入浴文化を明らかにする一端となると思われる。

#### (2) 研究の目的と方法

東日本の潮湯がどこで、どのように行われ、どのような人が入浴し、広まった時期はどうであったかなどを比較考察することが不可欠であると考え、調査研究を行った。

研究の方法として、西日本と東日本の地域の境を暫定的に設定してみた。潮湯については、明治以前と以降に分けた。また、史資料の残るそれぞれの地域内での、潮湯の行われ方、場所、利用者などを、日記・紀行文・和

\*フリーライター (Freelance writer)

歌・民俗資料・聞き書き集、先行論文などによって検討した。調査にあたっては、各地の公共図書館、博物館、地域資料館からの史資料情報取得、地元の郷土史やその研究家からの聞き取りなどを行った。

潮湯の表記は、引用文献中に「塩湯」、「海水温浴」とある場合それに従った。潮湯の入浴法は、沐浴は潮湯を浴びる、風呂は海水を沸かした蒸気を使用した蒸し風呂、温浴は温めた海水に浸かる方法を表す。ただし江戸中期以降は温浴であっても風呂と表記することもあるので、必要な場合は説明を入れた。なお、筆者の注釈はカッコ内に記入している。文中の太字は筆者が付した。東日本と西日本の区分は、太平洋側は静岡県、日本海側は新潟県からの東北地域を東日本とした。これは地質学的に見た場合の、フォッサマグナの西縁である糸魚川静岡構造線が境となる。

## 2 明治以前の東日本の潮湯について

### (1) 室町時代から江戸時代の潮湯の記録

東日本では、平安から江戸期までの和歌の

詞書や東歌には、潮湯に関するものは見当たらなかった。室町時代以降になり、駿河（静岡県）、常陸（茨城県）、相模（神奈川県）、越後（新潟県）の紀行文、日記、民俗資料などに潮湯に関して史料が残されていた（表1）。

室町時代の記録としては、連歌師宗長が『宗長手記』に「大永4年（1524）」と「大永7年（1527）」に塩湯湯治したことを記している。場所は駿河の興津にあった興津氏（今川氏の被官）の館である。「塩湯興行が行われた」<sup>9)</sup>とのみで、詳細は書かれていません。宗長は今川義忠に出仕し、その亡き後、京で宗祇に師事した後再び今川氏に仕え、京と駿河の間を行き来していた。今川氏は公家とも親交が深く、都の文化を享受し自國に取り入れるほどであった。このことからも潮湯のことは承知しており、駿河でも潮湯が行われていたのは、自然の流れだと思われる。

次に潮湯の史料が現れるのは江戸初期となる。『天寛日記』（『徳川実記』の基になった記録）の「寛永19年（1642）」と「寛永20年（1643）」に「鎌倉塩風呂へ湯治御暇也」とあ

表1 室町・江戸時代の潮湯利用の場所と利用者

| 和暦年  | 西暦年       | 場所    | 利 用 者                         |
|------|-----------|-------|-------------------------------|
| 大永 4 | 1524      | 興津    | 宗長（連歌師）                       |
| 大永 7 | 1527      | 同上    | 同上                            |
| 寛永19 | 1642      | 野島    | 徳川頼宜（初代紀州藩主）                  |
| 寛永20 | 1643      | 同上    | 同上                            |
| 元禄年間 | 1688—1704 | 平磯    | 煙草生産者（庶民）                     |
| 文政10 | 1827      | 河原子   | 藤田東湖（儒学者）                     |
| 天保年間 | 1830—1844 | 鮎川浜   | 黒澤善右門（身分不詳）                   |
| 天保13 | 1842      | 柏崎    | 柏崎在住者（主に庶民と思われる）              |
| 弘化2  | 1845      | 水戸磯之浜 | 青木専三郎（郡山守山藩家臣）                |
| 嘉永 6 | 1853      | 河原子   | 藤田東湖（儒学者）                     |
| 安政 2 | 1855      | 水戸磯之浜 | 青山万衛門（郡山守山藩手代）<br>坂本麟藏（同上 庄屋） |
| 安政年間 | 1854—1860 | 鮎川浜   | 関丑次郎（庶民）                      |
| 文久 1 | 1861      | 平磯～勿来 | 清河八郎（尊王攘夷派 浪士組）               |
| 文久 2 | 1862      | 河原子   | 同上                            |

（注）筆者作成。野島（神奈川）、興津（静岡）、平磯、河原子、鮎川浜、磯之浜（茨城）、柏崎（新潟）。

り、初代紀州藩主徳川頼宣が「潮風呂湯治」を、金沢の野島（現横浜市）にあった別邸で行ったことが書かれている。この別邸について徳川光圀の『鎌倉日記』には、「上総の湊の旅寓を出、鎌倉を歴覧せんとて金沢ノ浦へ渡る。（中略）夏嶋の北を廻り、野嶋崎へ入る。野嶋又は百間嶋と云。此所に紀州南竜院（徳川頼宣）の塩風呂の旧地あり」<sup>10)</sup>とある。光圀が訪れたのは1674（延宝2）年なので、頼宣が塩風呂湯治を行った30年ほど後であるが、別邸はすでに無かったことがわかる。この塩風呂は、蒸し風呂であったか、温浴であったかの記録はなかった。

この時代で注目したいのは、江戸末期の1800年代である。常陸の那珂川河口から北の勿来の関へと延びる、海岸沿い数カ所に潮湯の記録がある（図1）。

まず、1827（文政10）年と1853（嘉永6）年に常陸の河原子へ、藤田東湖（水戸藩9代藩主徳川斉昭の補佐役で儒学者）が疾病治療のために訪れている<sup>11)</sup>。続いて『天保就藩記』に、「（天保4（1833）年）六日晴 瑛想院様北濱へ潮湯治ニ被為人候由」<sup>12)</sup>とある。斉昭の

母が北浜（現北茨城市磯原海岸と思われる）へ潮湯治に行った記録である。ここには、水戸藩初代藩主徳川頼房の時から、「觀海亭」（命名は2代光圀）という藩主の宿泊所があった。ただ、瑛想院が宿泊したのは、この觀海亭であるかは不明である。ちなみにこの觀海亭は、水戸藩の薪炭奉行を代々つとめ廻船問屋を営んでいた野口家のことで、詩人の野口雨情の生家でもあり現存していて、現在は内部を公開している。

続いては、水戸藩の支藩であった陸奥郡山の守山藩<sup>13)</sup>の「御用留帳」<sup>14)</sup>に常陸の磯之浜（磯浜）へ潮湯治に行く旨の願届書の記録が残っている。これは1845（弘化2）年2月21日に青木専三郎（守山藩家臣）、1855（安政2）年2月12日に青山万衛門（手代）、翌13日に坂本麟蔵（守山町庄屋）らが潮湯治へ出ることへの願書である。青木専三郎の願書には、持病の痼疾が服薬によっても消褪せず主治医の勧めもあるので三廻り入湯したい、という湯治の理由が述べられている。この願書からは、郡山から常陸の海岸まで行き潮湯治を行う風習があったと推察できる。

そして幕末には、尊王攘夷派で浪士組の指導者でもあった清河八郎の潜行記録に、潮湯に入浴したということが記されている。その記録である『清河八郎遺著』に、「（文久元（1861）年）七月廿七八日頃、城下（水戸）を去りて、磯浜の方にて、処々に相泊す。此頃浮瘡に堪えかね、且残暑甚敷、路行も殊の外、難儀に候故、幸此浜村毎に潮湯ありける故、村毎に一、二夜づつ浴湯いたし、山海の景色を眺望、殊の外快然たり。浮瘡も次第に全快、彼此と七八日も、此十里ばかりの中に浴湯にて全くなほれり。浜往来を過ぎ、平潟に出づ」<sup>15)</sup>とある。これを見ると、磯浜から平潟までの約70キロの道程を潮湯湯治をしながら歩いたことになる。翌年にも、河原子村（多賀郡）で三日間泊まり、潮湯に入浴した記録がある。どのようなところに泊まったか不明であるが、その村毎の潮湯の様子を覗うこと

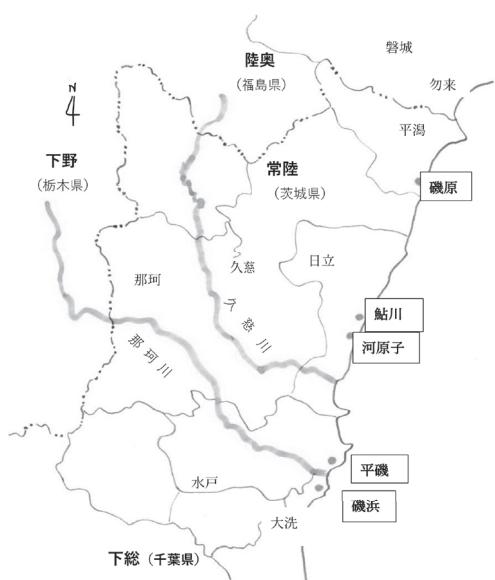


図1 常陸海岸にあった潮湯の場所  
(注)筆者作成。

のできる記述が、1902(明治35)年に編まれた『常陸の海水浴』にある。

「常陸の海水浴の起源に就ては唯遠く二百年の以前、元禄年中(1688-1704)に在りと伝うるものあるも(中略)今口碑の伝うる所によれば、当国の海水浴は全く煙草耕作者の創むる所に係り、元禄年中、那珂、久慈二郡の山中を始め、下野那須郡なる馬頭烏山等の各地は、(中略)脂毒(栽培作業においての)を防ぐには海水浴を以て洗滌するに若く無しとし(中略)那珂の平磯、多賀の河原子等に來たり漁家細民の居宅を借り受け、互いに自炊して入浴するを年々の例と為したる如し、而して其の浴法たる、近來の如く直に海中に入りて冷浴するにあらず、海水を汲み來りて之を風呂桶に充たし、温熱を加えて潮湯と為し、然る後浴を取り名づけて潮湯治と称す、而も此方法は今日現存し、婦女小児の如き一般温浴を取るを常とせり」<sup>16)</sup>というものである。

この資料からすると、海岸沿いの相馬街道に宿泊ができる家があって、海水を温めた潮湯(焼いた石で加温)<sup>17)</sup>に入ることができたということになる。清河八郎は粗末な宿に泊まり、追手を気にせずに潮湯湯治をすることできたと推察できる。

また、自然に温められた潮だまりが潮湯として利用されていたことがわかる記述がある。鮎川浴潮場碑の碑文に、「(天保年間)多賀郡に黒澤翁善右門という者あり(中略)鮎川の海浜を逍遙し、海水、礁間に湛えて沸いて湯と為る者を見る。蓋し太陽熱に燐沸せらるる者なり。衣を脱いで之に浴す。」<sup>18)</sup>とある。同様な現象を『平磯海水浴場誌』1893(明治26)年では、「微温浴 天然にして高磯と称する所に、大暑一町四方余海中に突出し、東南北は巖石の為め囲繞せられ底も同じく石よりなり、浅き所は寸位深き所と雖も能く四尺を出て可(中略)坐臥行歩自由に浴するを得可き所あり、日中は非常の温度を有し間々百度(華氏100度 37,8°C)以上に至る事あ

り」<sup>19)</sup>と記している。

他に参考として、桑名松平藩越後支領・柏崎陣屋詰の渡邊勝之助の『桑名・柏崎日記』をあげておく。越後の柏崎で丑湯が行われていたことを、「(天保13年(1842)6月24日)大暑休日故土用見舞に出て昼頃まで帰る。今日丑の日故塩湯治と申して老若の男女皆濱へ参り候」<sup>20)</sup>と記している。これからは冷浴か潮湯かわからない。土用の丑の日に海に入ると健康に過ごせるという風習は、いくつかの地域であったようで<sup>21)</sup>、時代は下るが昭和7年の調査によると直江津の海岸では、「俄作りの葦簾張の茶屋、テント張りの茶屋が汀の浜に櫛比して人を呼んでいます。(中略)この浜の茶屋では、どの家でも風呂桶を据えて、海水で「潮湯」をたてて客にすすめています」<sup>22)</sup>とある。柏崎と直江津との距離は約30キロメートルと近く、同じ風習があったとも考えられ、柏崎の丑湯も潮湯であった可能性もあり、さらに江戸末期から昭和初期までは丑湯が続いていることを思わせる。

## (2) 鎌倉時代の鎌倉での潮湯の可能性について

源頼朝が幕府を開いた鎌倉の市街地は、鶴岡八幡宮東側にあった大蔵御所から南へ、町の発展とともに海辺まで広がり、町中を滑川が流れている。また、頼朝が奥州征伐の戦没者鎮魂のために建てた永福寺(ようふくじ)<sup>23)</sup>は宇治の平等院を思わせる造りで、この庭で歌会、蹴鞠、花見などが行われた。さらに源氏直系亡き後には北条氏は執権となり、將軍は京都より公家や皇族を迎えていたので、風習や行事など文化面では都の風習を取り入れていたと推察できる。従って文化面と海水が得やすい点から潮湯が行われていた可能性があるとして、『吾妻鑑』を検討した。

まず「浴潮」と記された記録が12回あり、行われた時期が冬に多いことから、海水を温めた潮湯浴の可能性を求めた。

「(頼朝)建久二年(1192)正月廿八日 丁丑。晴。幕下為二所御精進。出御于由比浦(中

(略) 令浴潮給後。被改着御淨衣」、「建永二年(1207)正月十八日 将軍家(実朝)二所御精進始。為浴潮給。御浜出也」とある。これは二所詣(走湯權現と箱根權現へ参詣)のために、由比ヶ浜で海水を浴びて禊を行う儀式のことである。あきらかに潮湯温浴ではなかった。

次に、西日本では温室・湯屋で潮湯が行われていたので、『吾妻鑑』に記載された温室・湯屋の記述を検討した。

温室に関しては、「建久三年(1192)三月廿日、壬辰、於山内有百ヶ日温室、往反諸人并土民等可浴之由、被立札於路頭、是又為法皇御追福也」<sup>24)</sup>と、源頼朝が後白河法皇の法要として、山内(現北鎌倉付近)に温室を設けて百か日の施浴を行ったことが記録にあり、「延応元年(1238)五月廿六日 為禪定二位家(政子)御得脱。(中略) 於彼法華堂之傍被建温室」<sup>25)</sup>と、政子が弔われている勝長寿院(大御堂。現廃寺)の法華堂(南新)の傍らに温室を建てた記録がある。

湯屋については、「嘉禎元年(1235)九月一日、子刻右大将家法華堂前湯屋失火」<sup>26)</sup>とあり、頼朝の供養堂である法華堂(前述の法華堂から1キロほど北方)の傍にあった湯屋が火災を起こしたという記録がある。

山内の温室は期日を限って行ったので仮小屋と考えられ、他の温室と湯屋は常設であったと思えるが、三カ所とも遺構は見つかっていない。当時の湯屋の参考として、頼朝に重用された柏屋氏の荘園内(現伊勢原市)で発掘された伊勢原極楽寺の湯屋と思われる遺構図をあげておく(図2)。

使用した水について海水の場合は、両法華堂までは、海岸から約2キロほどなので、船で滑川を遡って運ぶことは容易である。真水の場合は、付近の多数の遺跡から浅井戸が発見されており、これも入手は容易であったと考えられる。しかし、鎌倉の水はやや褐色の、悪水と言われた井戸が多い土地でもある。ところが、仮に褐色の井戸水を使用したとなると、この水が温泉の可能性が出てくる。縄文

海進期には法華堂の付近まで海であったことから、有機物の堆積などに起因する炭酸水素を含む水質で、近くにある杉本寺の発掘調査時に井戸水の水質分析をしたところ、ナトリウムイオン・炭酸水素イオン・メタケイ酸など溶存物質総量が1,000mg/L以上あり、温泉とみなされる分析結果が出ている。そうなると知らぬ間に温泉を使用していた湯屋であったとも考えられる。従って真水と海水と温泉のうちのどれかを使用していたということになる。

次に、『吾妻鑑』に記録はないが、鎌倉の寺院で行われていた施浴についても検討する。稻村ヶ崎から極楽寺川を1キロほど遡った場所にある極楽寺<sup>27)</sup>において施浴が行われ、潮湯の可能性があると推察した。その根拠は、この寺の開山は大和西大寺の厳しい戒律を広めた叡尊(潮湯の史料が残る醍醐寺の塔頭で青年期に修業をした)に教えを受け、弱者救済を行った忍性である。潮湯の盛んであった摂津や和泉での潮湯の効能を見聞きしていると思え、「極楽寺境内絵図」には施薬院や浴室が描かれており、海水を運搬できる川筋に位置している。このような点から潮湯があると推察したが、施浴において潮湯であったことがわかる史料はみあたらなかった。

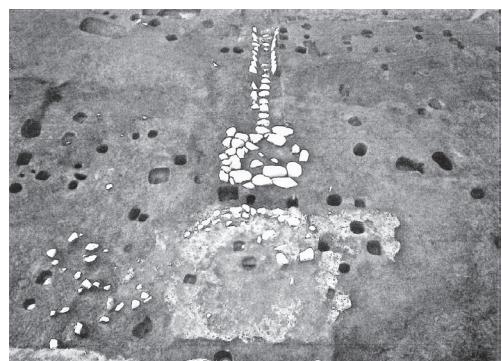


図2 伊勢原極楽寺湯屋跡と思われる石組み遺構  
(注)『上柏屋・和田内遺跡第2次調査報告書』より。  
川原石で組まれた石組み遺構。手前の円形部分が釜場、中の四角は洗い場、奥の細長い部分は排水溝と思われる。

以上検討したところ、鎌倉時代の鎌倉町中の湯屋で潮湯が行われていた可能性はあると推察できた。なお、蒸し風呂か温浴か、どちらかという点は、時代背景から蒸し風呂であったと思われる。

### 3 明治以降の東日本の潮湯について

#### (1) 初期の海水浴場と潮湯

近代の潮湯は、海水浴場と密接な関係を持つ。首都が東京に移り、政府の施策として保健衛生観念を社会に広める事業の一環とされ、疾病予防や疾病の症状緩和に効果がある点に主眼に置いて、潮湯を備えた海水浴旅館のある海水浴場が造られた。

海水浴は18世紀からヨーロッパで行われている海水浴（冷浴・温浴）を導入したものである。江戸後期には西洋医学を志す医師たちは、すでに外国人教授から海水浴の効能を学んでいた<sup>28)</sup>。1881（明治14）年の『内務省衛生局雑誌』第三十四号「海水浴説」の発表に前後して海水浴場が横浜（1880年に富岡宮の前）、大磯（1885年に照ヶ崎）、鎌倉（1887年に由比ヶ浜）などに開設される。此の頃に次々と鉄道が開通したこともあり、これらを手本として潮湯を備えた海水浴旅館のある海水浴場が全国に造られた<sup>29)</sup>。

海水浴場に潮湯があることについて、1925（大正14）年の『療養遊覧新海浜案内』に、「海岸、殊に海水浴場の設備のあるような海浜であれば、殆ど除外例なく、何處でも海水温浴を行うことができる。海水浴旅館の浴場には、大抵真湯と潮湯と両つの浴槽を備えて、客の好みに委せてあるのが例であるし、旅館でなくても海岸生活に於いては真湯に入ることは往々困難を感じることがあっても、潮湯に入ることは至極容易である」<sup>30)</sup>とある。海水浴が公に提倡されて45年余り経て、娯楽性が高くなっていたと思われる大正末期でさえも、潮湯があることが必須条件であったことを知ることができる。

#### (2) 大磯、鎌倉から波及した近代化の進む中での潮湯

近代医学を広めた軍医でもあった松本順が、最適地として大磯に海水浴場を開設し、続いて内務省衛生局長の長与専斎が、鎌倉由比ヶ浜の海浜院開設（1886年）に係るなどがあって、皇族、華族、政府の要人、政府から招かれた外国人などが、気候も良く東京や横浜から近い、大磯・鎌倉・逗子・葉山に別荘を構えた。こうしてこの地域の海水浴場はブランド化し、潮湯を備えた海水浴場の手本とされたのである。

大磯は海水浴の適地と松本が推したことにより、海水浴場発祥の地として脚光を浴びることが多いが、開場決定にあたって東海道の宿場であった大磯宿の衰退を救う手段として、海水浴場開設の提案を町が検討したうえで許可した事<sup>31)</sup>は周知に乏しい。また、松本が1870（明治3）年に病院と医学塾を東京の早稲田馬場下に開設した際の門下生に、大磯出身の鈴木柳斎がいた。その在学中にリウマチが持病であつ松本に、地元に伝わる潮湯の入浴を勧めていることから、明治以前から大磯で潮湯が行われていた<sup>32)</sup>とも考えられる。

こうして全国各地に波及した海水浴旅館（海水館と呼ぶ地域もある）に関しては、1922（大正11）年発行の『各地方に於ける登山に適する山岳並海水浴場、水泳場に関する概況』によると、全国に216カ所、そのうち東日本には108カ所に海水浴場があるとなっている。従ってこの海水浴場では潮湯に入ることができたと思われる。なお、この資料は内務省衛生局が調査した報告書であり、設備に関する記入は統一されていないが、潮湯に関しての記述がある箇所もある。

また、海水浴旅館草創期の開設主旨であった健康・衛生面を重視し、医師による診察を行い、生活や食事にも配慮するなど療養所に近い形であったのは、東日本では大磯・禱龍館、鎌倉・海浜院・千葉・稻毛海気療養所

(1889((明治22)年設立)<sup>33)</sup>である。この三人者は開設後まもなく、医師常駐を休止し規則も緩やかにするなど、利益を考えた経営者に交代し、鎌倉海浜院は海浜ホテル、稻毛海気診療所は海気館と改名している。

次に『大磯案内』に、「何れの旅館でも潮風呂の設けがあって、夏の避暑ばかりでなく、冬の凌寒にも適しているから」<sup>34)</sup>とあるように、四季を通じ温泉場のように湯治のできる海水浴旅館あった。それがわかる明治期の海水浴旅館の広告の例をあげておく(図3)。

### (3) 東北地方の海水浴旅館

これら海水浴場、海水浴旅館の開場で注目したいのが、冷涼な気候の東北地方での開業である。早くも1888(明治21)年に、宮城県七ヶ浜町菖蒲田に海水浴場が開場し、潮湯を持つ大東館が開業(閉館は1962年)している。しかも、開場に先立って当時の七ヶ浜戸長の猪狩章が、前年に鎌倉と大磯を視察している。その『公私日誌』の1887(明治20)年

9月7日条に、「午後一時金沢東屋着(中略)此処より拾弐名同行 鎌倉由井ヶ浜海水浴場海浜院々長近藤縦観」。翌9月8日条に「大磯停車場着 燻竜館に泊ス(中略)海水浴場等一覧 松本順先生ノ著セル海水浴等取調方致ス」<sup>35)</sup>とある。これからは海水浴場開設の熱意を感じ取ることができ、当時の開場競争のようなものを感じ取ることができる。大東館の上棟式には、仙台藩水沢城下(現岩手県)生まれで、『海水効用論』(1882年)を著し、内務省衛生局長も務めた後藤新平が出席し、後日松本順も訪問している。また、夏目漱石、正岡子規、土井晩翠など文化人も訪れていることから、東北の中心地でもあった仙台近くの海水浴旅館は注目されていたと思われる。宮沢賢治は1912(大正1)年に、ここで療養湯治していた伯母の平賀ヤギを見舞っている。そのことを書いた父親あての手紙<sup>36)</sup>は、5月30日付のもので、夏季以外でも潮湯に入浴でき湯治ができたことがわかる。

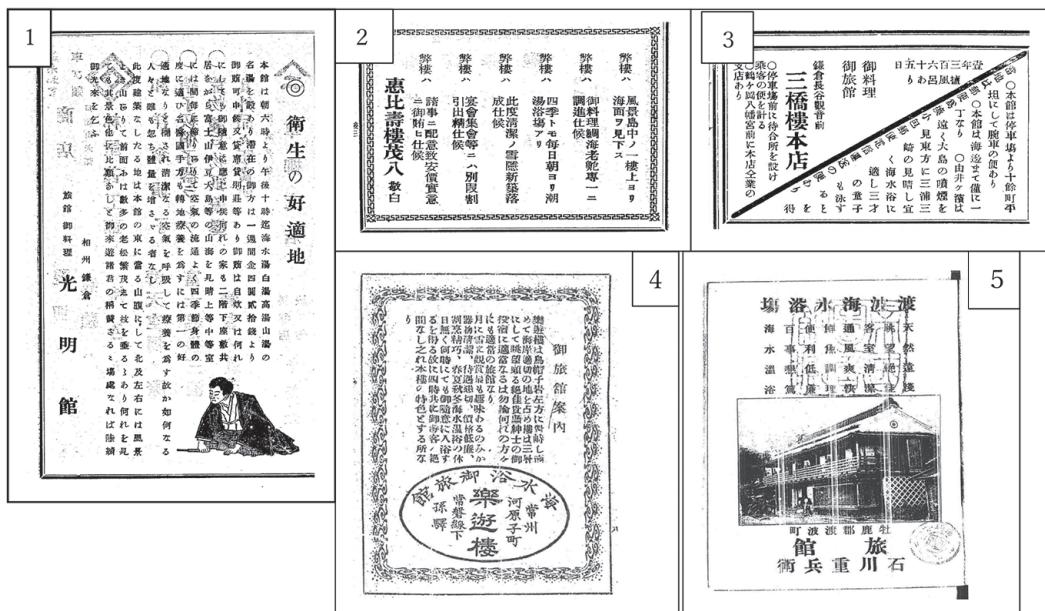


図3 明治期の海水温浴旅館広告

(注) 広告にみえる潮湯の文言／1 鎌倉・光明館「海水湯 四季身体の度に敵い」、2 江の島・恵比寿楼「四季トモ毎日朝ヨリ潮湯浴場アリ」、3 鎌倉・三橋樓(三橋旅館)「三百六十五日塩風呂あり」、4 河原子・樂遊桜「春夏秋冬海水温浴の休日なく」、5 男鹿半島・石川重兵衛「海水温浴」(東北の広告例)。掲載誌／1～3『地理歴史教育 鎌倉郡名所旧跡誌』明治33年(1900)。4『常陸の海水浴』明治35年(1902)。5『石卷案内』明治34年(1901)。

この大東館に関して、1892(明治25)年に仙台の尚絅女学校の教師として米国より来日したブゼルが、翌1893年に自国のヘラルド紙へ、同年4月6日から1週間滞在した様子を寄稿している<sup>37)</sup>。

その寄稿文には、「海水風呂に入りたいので、先づそれが出来るかどうか尋ねてみました。湯銭二銭拂えば共同風呂に這入れるので。大きな部屋の衝き当たりに大きな風呂が二つ列んで設けられ、それには、何時も大人も子供も一緒に入浴が出来ます。(中略)此の風呂のお湯加減は、其の一端に備えつけてある炭のストーブでできるのです」と書いている。大きな浴槽に40～50人の浴客が一緒に入っていることに驚いた様子で、ブゼルは外人を珍しそうに見る目を逃れ、小さい風呂を沸かして貰って入ったとも書かれている。この寄稿文は海水浴旅館の潮湯の沸かし方や、地域住民の利用について知ることができる貴重な資料といえる。

他に、明治末から大正初期にかけて、菖蒲田浜から北へ35キロほど離れた石巻海水浴場にも、1901(明治34)年には潮湯旅館石川重兵衛があったことが『石巻案内』にみられ、1914(大正3)年の『新屋案内記』<sup>38)</sup>には、日本海側の秋田市新屋浜に4軒の海水館(潮湯のある海水浴旅館)があることが記されている。

#### (4) 潮湯銭湯と潮湯遊園娯楽施設

海水浴旅館の潮湯を近隣の人々が利用していたことは、前項の大東館の様子から知ることができるが、潮湯に入浴できる共同湯のような施設も造られていた。資料などで確認できたのは東京、千葉、茨城の3府県である。

千葉県には2カ所あり、一つは鏡ヶ浦と呼ばれた館山湾にあった金庸亭で、「明治19年(1886)に金近虎之丞の屋敷に設けられていた施設です。海水と真水に浸る浴室として、湯銭をとて開放していたようで、ここの海水の湯に浸ることを海水浴と称しているのです」と『館山の観光事始め』<sup>39)</sup>に記されてい

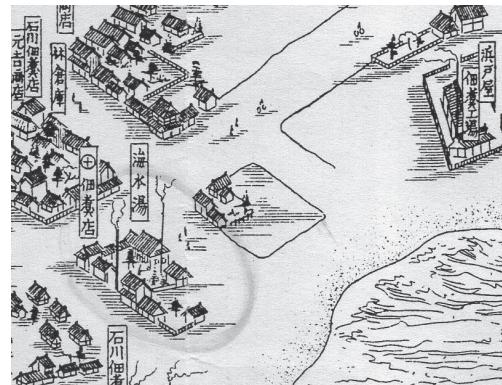


図4 千葉県木更津町鳥瞰図  
(注)松井天山画。1929(昭和4)年。

る。もう一ヵ所は、1929(昭和4)年発行の『千葉県木更津町鳥瞰図』の海辺に「海水湯」と書かれた建物がある(図4)。この湯の詳細は分からぬが潮湯の銭湯と思われる。

茨城県では鮎川浜に潮湯の浴場があった。天保年間に黒澤善右門が自身の療養のために造った潮樂庵という潮湯を開放していたと伝わる浴室を、明治になって縁者が拡張し、銭湯として営業したものである<sup>40)</sup>。

東京都では、今の天王洲アイル駅近くに創業大正期の海水湯があった。開業当初は海岸が近くまで迫り、その海水を使用した潮湯であったが、次第に埋め立てられ海水を引くことができなくなり、真水を使用するようになった。筆者が2013年に調査に訪れた際は、主人は「もう一度潮湯にしたい」と語っていたが2018年に廃業してしまった。東京には大森や築地など海辺近くに、潮湯銭湯があったと推測できるが、未調査である。

次に西日本に見られた機械式の遊具のある大規模な潮湯遊園娯楽施設<sup>41)</sup>の存在を調べてみたが、造られていないかった。中規模施設として宝塚遊園地を参考にした弁天島樂園が、1922(大正11)年に静岡県浜名湖の弁天島海水浴場に開設されたのみである。この施設は夏季のみの開場で、演芸場、300坪の大浴場、プール、大運動場、テニスコート、卓球場、運動諸器具などがあった。プールは海

水を使用し、大浴場は「白濁潮湯ラジウム湯」と謳っている広告もあるが、当時温泉でもラジウム泉の文字を入れる場合が見られたので、同様に効能を強調するために謳った潮湯であった。

他に潮湯遊園娯楽施設が計画として2施設あった。一つは明治末期に京浜急行鶴見停留所近くに計画された**大遊園地**<sup>42)</sup>、もう一つは1934(昭和9)年に鎌倉の坂ノ下に計画された**鎌倉ユーロビーチ**<sup>43)</sup>である。両者とも計画案や設計図は公表されたが、実現はしなかった。

#### (5) 関東大震災と第二次世界大戦の影響

このように東日本では明治から昭和初期にかけて、静岡、神奈川、千葉、茨城、福島、宮城、岩手、秋田、山形、新潟の府県に海水浴旅館が造られ、夏には冷浴と潮湯、四季を通しては潮湯入浴ができる健康増進、疾病改善を行える宿泊施設として営業していた。しかし、この隆盛は、関東大震災と第二次世界大戦の影響などによって、陰りを見せ始める。

1923(大正12)年の関東大震災では相模湾沿いの鎌倉、逗子、葉山、三浦、浦賀水道(東京湾)に面した館山などでは多くの海水浴旅館が地震の揺れと津波の被害をうけた。ところが、同じ湘南にある大磯では禱龍館などの海水浴旅館は津波の影響は受けず全倒壊も免れ<sup>44)</sup>、1か月後には営業を再開している。

鎌倉では沿岸のほとんどの海水浴旅館が地震と津波の被害を受け倒壊、隣町の逗子にあった養神亭も建物が半壊している<sup>45)</sup>。このうち由比ガ浜の鎌倉海浜ホテルだけは倒壊を免れたが<sup>46)</sup>、隣接地区にあった長谷觀音の参道入口から由比ガ浜にかけて敷地を有した三橋旅館(図3)も倒壊し、地域の火災発生で焼失、鎌倉の沿岸にあった他の海水浴旅館とともに廃業することとなった<sup>47)</sup>。

館山の沿岸では、ほとんどの家屋が倒壊したが、海底の隆起により海岸線が伸び、地続きになった高の島(鷹の島)や西崎村、北条海岸などに震災の4か月後頃に温泉が湧出し

た<sup>48)</sup>。このことは房州の宣伝材料となり、早くも1925(大正14)年には海水浴旅館は増え、震災前を上回る復興を遂げている。

戦争の影響を伝える資料としては、静岡県の『舞阪町史』に、弁天島海水浴場に関して、「昭和八年夏には、不況に加えて、次第に深刻化していった戦争体制=『非常時』の影響によって状態はさらに悪化し『賑やかなばかりで海水浴場は実収減。舞阪弁天島不況が祟る』こととなった」<sup>49)</sup>とある。茨城県の同人誌『耕人』に鮎川浜に関して、「明治中頃から6軒の旅館があったが、昭和十五、六年頃は、焼石湯(潮湯)の湯治の客足が遠のき」<sup>50)</sup>との記述がある。

この時期は西日本でも戦争の影響で廃業に追い込まれた潮湯施設が多くあったのと同様、東日本では震災と戦争の影響もあり、廃業したとおもわれ、潮湯の入浴文化史にとって大きな節目となったといえよう。

#### (6) 第二次世界大戦後の潮湯

戦後になって、海水浴場では冷浴客で賑わいを見せるようになったが、潮湯を備えた海水浴旅館は姿を消していった。

新しい施設として、神奈川県鎌倉市に小規模な潮湯娯楽施設が3施設造られた。稲村ヶ崎の塩湯(1945(昭和20)年創業)由比ガ浜の浜の湯(昭和26年1951(昭和26)年創業)、坂ノ下の塩湯(1951(昭和26)年創業)である。これらは、舞台を備えた広間があり、時には演芸興行があったり、自らも歌うことができて、来客を接待するなど楽しめる場所となっていた。鎌倉の3施設は、塩田(軍需目的)の予定地であったともいわれ、そこに戦後まもなく開館し、家庭風呂が普及する昭和30年代に閉館している(詳細な年月は不明)。その後、逗子海岸に臨海荘(1968(昭和43)年創業)が造られた。開業の経緯は不明であるが京浜急行ビーチセンターとも称し、神奈川体育馆の保養所であった場所を京浜急行が買収し潮湯や舞台ある施設を造り、1995(平成7)年頃まで営業していた<sup>51)</sup>。

これらは主に地元民が利用していて、「家族風呂があった」、「文化人や映画スターが来ていた」、「家に風呂がなかったから、近くに銭湯もあったが潮湯へ行った」、(以上稻村ヶ崎)、「政治や文化的な集会の場ともなっていた」、「自宅が浜に近く、強風の時は薪で風呂を焚くことができなかつたので潮湯へ行った」(以上坂ノ下)、「館外までお富さんの歌が聞こえていた」(逗子臨海荘)などの話を聞くことができた。しかし証言者は当時年少であったこともあり詳しく施設内容を覚えている人はなかった。

次にあげるのは海洋深層水を利用した施設である。京浜急行の関連会社が2001(平成13)年に神奈川県の三浦半島油壺沖約5km、水深330mから海洋深層水を汲みあげて事業をおこした。県内の観潮荘や弘明寺温泉みうら湯、油壺観潮荘、城ヶ崎京急ホテル、東京の平和島温泉クアハウスへ海水を運んで潮湯を行った。しかし2008年に海洋深層水事業が撤退となり終了した。このうち油壺観潮荘は海辺に立地していたので、直接汲みあげて潮湯を続けたが、2020年に温泉(ナトリウム-塩化物泉)を掘削し、そちらに移行した。

そして2023年現在営業している潮湯は、神奈川県と茨城県に各1施設のみである。神奈川は、徳川頼宣が潮湯を行った野島に近い、金沢区の柴漁港にあるシーサイドスパ八景島(2003年5月開業)である。海洋泉と名付けた潮湯と真水の浴槽と露天風呂があり、休憩室、魚料理、リラクゼーションが楽しめる施設となっていて、この漁港にある柴魚協が運営している。茨城は、水木浜(河原子)にある創業100年余のはぎ屋という旅館である。いつから、どのように潮湯を行っていたか不明だが、現在では潮湯の内湯と海の見える露天風呂を備え日帰り入浴も行っている。

戦後の東日本における潮湯の特色は、ほとんどの施設が神奈川県の鎌倉周辺と三浦半島にあって、生活様式の変遷もあり、営業期間は短いものであった。

#### 4まとめ

東日本の潮湯については、江戸期以降の史資料が多く、地域の郷土史や、聞き書き集などの文献が少なからず残されていたことが特徴であった。

西日本の潮湯の考察においては、明治以前の上流階級の潮湯に関する入浴文化を知るまでの史料が多く見られたが、東日本では、徳川御三家の紀州藩主と水戸藩の史料に潮湯に関する記述があるものの、下級武士や手代と言ったあまり身分の高くない階級や、庶民が潮湯湯治をする史資料を多くみることができた。地域との結びつきに関しても、明治以降西日本では大阪をはじめ地方都市近郊に、大規模な潮湯遊園娯楽施設が造られ、地域振興に貢献したが、東日本では町の活性化や発展を期待して海水浴旅館(潮湯)のある海水浴場を開くといった、地域ごとの規模の小さなものであった。この二つの事象を見ても、東西の視点の違いが明確で、潮湯入浴文化の違いをみることができた。

また、2章(1)節で示した常陸の海沿いで行われていた潮湯の史資料では、広い階層にわたる潮湯の入浴文化を知ることができた。その中で、海辺に暮らす民のごく当たり前な気づき・経験知から、自然発生的な潮湯を利用してきたことを窺うことができた。このことは、筆者がこれまで資料を見出すことができず、明らかになっていたかった庶民の潮湯の入浴文化が、全国の海辺にあった可能性があることを窺うことができた。

また、宮城県、茨城県、神奈川県の狭い地域において、地元に残る史資料が入手できた。このことからも、今後は地域を絞ってより深い調査を行っていきたい。

現在、潮湯施設は全国的に激減している。おりしも、エネルギー問題や自然との共存が問題視されているなか、これまで考察してきた西日本に加えて本稿で明らかにした東日本を通じて歴史的にも蓄積されてきた、天然の資源である海水を利用した潮湯は、手軽に利

用できる健康維持やリラクセーション手段として、大いに役立つ入浴文化資産であることを再確認しておきたい。

#### 注・参考文献

- 1) 進藤和子 (2008) :「海水浴・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察」『温泉地域研究』第11号。進藤和子 (2010) :「海水浴・潮湯・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察Ⅲ」『温泉地域研究』第15号。
- 2) 進藤和子 (2009) :「海水浴・潮湯・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察Ⅱ」『温泉地域研究』第13号。
- 3) 進藤和子 (2018) :「海水浴・潮湯・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察Ⅳ—江戸末期から明治中期に来日した外国人医師が療法として教授した温泉と海水浴—」『温泉地域研究』第30号。
- 4) 進藤和子 (2019) :「海水浴・潮湯・海水温浴と温泉の類似点と入浴文化の考察Ⅴ—海水温浴場(潮湯)をメインとしてつくられた娯楽施設—」『温泉地域研究』第32号。進藤和子 (2021) :「地方都市近郊にあった潮湯遊園娯楽施設の考察—1880年から1945年の北陸地方と西日本を中心に—」『温泉地域研究』第37号。
- 5) 進藤和子 (2019) :「宗長の日記・紀行から見る室町時代の潮湯と温泉の考察」『温泉地域研究』第33号。
- 6) 進藤和子 (2022) :「潮湯の入浴法の考察～平安時代から江戸時代まで～」『温泉地域研究』第39号。
- 7) 鶴崎裕雄 (1992) :「第三章 第二部 公家社会の交流風呂と寄合の文化」『戦国期公家社会の諸様相』(和泉書院)、175-200頁。
- 8) 小口千明 (1986) :「潮湯の偏在性に関する地理学的予察」『城西人文研究』第13号、63頁。
- 9) 前掲5)。
- 10) 徳川光圀 (1674) :「鎌倉日記」『鎌倉市史』(吉川弘文館)、近世近代紀行地誌編、31頁。
- 11) 河原子学区マップ作成委員会 (1998) :『潮風薫るまち河原子いまむかし』、96頁。
- 12) 国立国会図書館デジタルコレクション(DC)『天保就藩記』、295頁。
- 13) 初代水戸藩主頼房四男頼元・松平大学守が藩主。
- 14) 郡山市歴史資料館蔵。
- 15) 山路愛山(1913) :『清河八郎遺著』(民友社)、国立国会図書館DC、103-104頁。
- 16) 滝興治 (1902) :『常陸の海水浴』、12-18頁。2003年1月現在、筆者調べでは栃木県の当時の煙草栽培地区にはこの習慣の資料は残されていない。
- 17) 阿岸祐幸 (1999) :「これから健康保養地としての沖縄の役割」『季刊沖縄』、第11号。前掲2)、51頁。
- 18) 黒澤粲 (1980) :『鮎川浴潮場碑』、3-4頁。
- 19) 森司馬彦 (1893) :『平磯海水浴場誌』、9頁。
- 20) 渡邊平太夫・渡邊勝之助 (1842) :「桑名・柏崎日記」『日本庶民生活史料集成』第十五卷、都市風俗(1971)、672頁。
- 21) 上田卓爾 (2011) :『土用丑の日の「丑湯」と「丑湯祭り」について—風習に観光資源評価を加える—』、星稜論苑第39号。
- 22) 濵澤敬三 (1969) :『塩俗問答集』(慶友社)、158頁。昭和7年のアチック・ミューザの調査をもとに執筆されている。
- 23) 現在は鎌倉市二階堂に国指定史跡として、礎石と復元された池が残る。この池の底から低温の含食塩重曹泉の温泉が当時から湧き、現在も湧出している。昭和戦前の一時期温泉旅館が敷地内にあった。
- 24) 『国史大系 吾妻鏡』2巻、462頁。
- 25) 『国史大系 吾妻鏡』3巻、242頁。
- 26) 『国史大系 吾妻鏡』3巻、165頁。
- 27) 六代目執権北条長時が認性を招いて弘長元年(1261)に開山。
- 28) 前掲3)。
- 29) 前掲1)。
- 30) 松川二郎 (1925) :『療養遊覧新海浜案内』(三進堂書店)、27-28頁。
- 31) 『風俗画報 97号』(東陽堂、1895)、18頁。
- 32) 三宅好雄 (1966) :「松本順先生(十四)」『広報おおいぞ』65号。
- 33) 『千葉の歴史』資料編 近代7(社会・教育・文化1) (1998)、937-943頁。『千葉市図誌』(1993)、348頁。
- 34) 朝倉誠軒 (1922) :『大磯案内』、26頁。
- 35) 七ヶ浜町誌編纂委員会編 (1967) :『七ヶ浜町誌』、938頁。
- 36) 『校本宮澤賢治全集第十三卷』(筑摩書房、1974)、8-10頁。

- 37) 『広報しちがはま』(2021・10)、4-7頁。栗原基(1940)：『ブゼル先生傳』(大空社)、19-23頁。アンニー・S・ブゼル(1866-1936)は米国マサチューセッツ州生まれ。明治25年(1892)にパバテスト教の宣教師兼仙台の尚絅女学校の教師として来日。仙台市にて没。
- 38) 『新屋案内記』(秋田民報社、1914)、5-7頁。
- 39) 館山市立博物館(1997)：『館山の観光事始め』、21頁。
- 40) ひたち碑の会(2006)：『日立の碑』、34-36頁。
- 41) 前掲4)。
- 42) 遠塚麗水(1909)：『京浜遊覧案内』、17頁。
- 43) 武田光比古(2019)：『鎌倉市中央図書館近代資料室だより』第5号、5頁。
- 44) 大磯町編(2008)：『大磯町史』7通史編、第6章、407頁。
- 45) 蟹江康光(2016)：『神奈川は被災地だった関東大震災－未公開空撮写真』(ジオ神奈川)、144-147頁。
- 46) 清川來吉(1930)：『新編鎌倉震災志』(鎌倉町役場)、36頁。
- 47) 三橋文彦(2022)：「三橋旅館の衰退と別荘地時代の幕開け」、鎌倉近代史資料室別荘地時代研究会テキスト。
- 48) 千葉県安房郡編(1926)：『安房震災誌』(国会図書館DC)、61-63頁。「泉温34℃、無色透明、希薄な塩分と苦みを有している」とある。
- 49) 舞阪町史編さん委員会(1996)：『舞阪町史中巻』(舞阪町)、600頁。
- 50) 島崎健一(1999)：「日立の焼石湯と島木赤彦歌碑」『耕人』(耕人社)、139-140頁。
- 51) 森谷定吉(1985)：『手帳』(逗子市手帳の会)第九十六冊、1725頁。

講演

## 野沢温泉の歴史にみる共同湯と温泉資源管理

石川 理夫(温泉評論家)

## はじめに

野沢温泉は長野県北東部、新潟・群馬県境に近い北信濃（北信）地方の下高井郡野沢温泉村にある。村の西端を流れる千曲川は、隣の下水内郡栄村を抜けて新潟県に入ると信濃川と名前を変える。千曲川流域から標高1,650mの毛無山の麓に至る開けた傾斜地の豊郷地区に背後の山林に涵養された温泉や地下水が豊富に湧き出て、村人の生活を潤してきた。日本を代表する温泉エリアの一つである長野県でも北信地方は、野沢温泉や下高井郡山ノ内町の湯田中渋温泉郷、下高井郡高山村の信州高山温泉郷などとりわけ温泉資源に恵まれ、温泉集落の人々が育んできた共同湯（共同浴場）が全国的にも別府に次いでとびぬけて多い地域もある。

## 北信地方の温泉と山岳修験霊場との関わり

野沢温泉をはじめ北信地方の温泉がいつ頃から開かれ、利用されてきたかは定かではない。ただ、相当古くまでさかのぼれるのではないかと考えられる背景として、北信地方の著名な山岳修験霊場の存在が挙げられる。日本の多くの温泉地の開湯伝承に、高僧で各地

を巡る山林修行者・聖でもあった弘法大師空海の名が登場する。空海は代表的・象徴的な存在として、山林修行者・山岳修験者は山間部に湧く温泉を見いだす機会を有し、実際に靈場開発や修行生活において温泉を含む泉水を仏教用語で言う「闕伽（あか）」と呼んで利用する必要性、動機を有していた。

北信地方では、戸隠(山・神社)、飯縄(山・神社)、野沢温泉から南に直線距離でわずか3.5kmほどの小菅山(元隆寺。現・小菅神社)が奥信濃三山(修験靈場)として知られる。小菅神社と山をはさんだ野沢温泉村前坂地区に赤(閼伽)滝から流れる赤滝川があり、赤瀧神社を奉るのも山岳修験者の野沢温泉との関わりを示唆している。そして一大山岳修験靈場の小菅山は、戦国時代になって野沢温泉の存亡に関わってくることも後述したい。

小菅神社からさらに南へ湯田中渋温泉郷との間には、標高1,351mの火山で高井富士と称される高社山が横たわる。岩場が多く、山岳信仰の対象の山である。そして湯田中温泉を見下ろす弥勒峯の麓・金倉の地から弥勒信仰に基づく弥勒石仏が出土し、光背の銘文から平安後期の「大治五年（1130）」に造られた

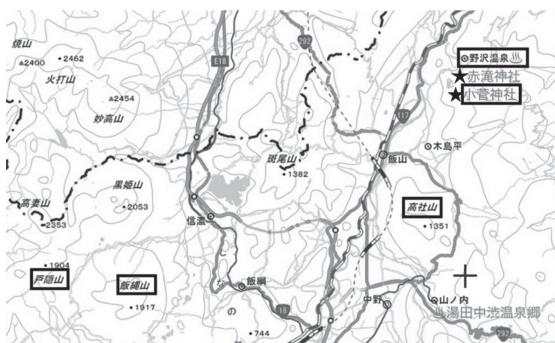


図1 奥信濃三山(三大山岳修験霊場)と温泉

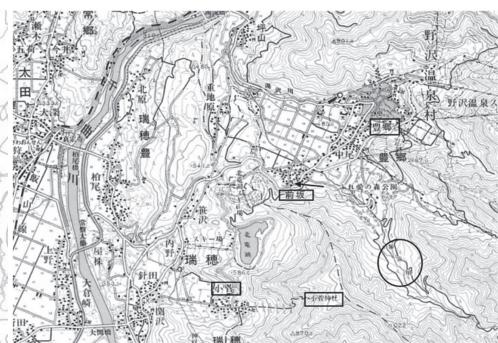


図2 小菅神社と野沢温泉村の赤瀧神社

ことがわかっている。金倉をはじめ湯田中渋温泉郷の背後の山には「動き岩」など奇岩が連なり、地獄谷温泉には噴泉沸き立つ地獄と賽の河原、仏岩などがあって、総じて山岳信仰の場、修験者の回峯の修行場となっていたと考えられる。渋温泉の原点と言うべき渋温泉寺も基は山岳修験者による密教系の寺として始まったようだ。

### 歴史の表舞台に登場する野沢温泉——「志久見郷湯山」

前史をふまえ、野沢温泉の所在が文献で明らかになるのは13世紀の鎌倉時代、旧高井・水内郡など奥信濃を本拠とした信濃国人衆の一人、市河氏所蔵の平安末期から戦国末期にかけて400年間の記録を収めた『市河文書』に依る。その初出は1278（弘安元）年9月7日付鎌倉幕府下知状で、「志久見郷湯山事」を記す。続いて1290（正応3）年11月17日付鎌倉幕府下知状も「志久見郷湯山事」「志久見湯山（乃）屋敷」に言及している。

二つの下知状は、市河氏に先立ち当地一帯の地頭職にあった中野氏と縁戚関係にあった市河氏との「信濃国中野郷堀内・町田及び志

久見郷湯山」の領地相続をめぐる相論を幕府が裁定したもので、幕府の裁定以降同領地は、中野氏と共に幕府の御家人だった市河氏へと移り、やがて市河氏の本拠地となって中野氏を被官化していく。

「湯山」は、有馬温泉が中世以降そう呼ばれたように温泉場をさす言葉だが、1309（延慶2）年4月付信濃国序宣にも「信濃国高井郡志久見郷内湯山田在家事」と記される「志久見郷湯山」の「湯山」は、「志久見郷」の範囲から言って、その中心となり屋敷地も開けた野沢温泉をさしていると考えられる。今も「志久見」の地名は、野沢温泉村の東に接する栄村に新潟県との境をなす志久見川とともに一地区名としてある。中野氏、次に市河氏が領した中世の「志久見郷」は、栄村では千曲川に注ぐ志久見川から西へ大字堺地籍と野沢温泉村の南西端となる赤滝川との間にはさまれた千曲川南岸地域とみられる。

### 謙信と信玄の狭間：戦国時代の野沢温泉

中世の時代に終わりを告げる戦国時代、野沢温泉は危機的状況を迎えた。北信地方は、信濃へ侵攻して有力国人領主らを次々と攻略

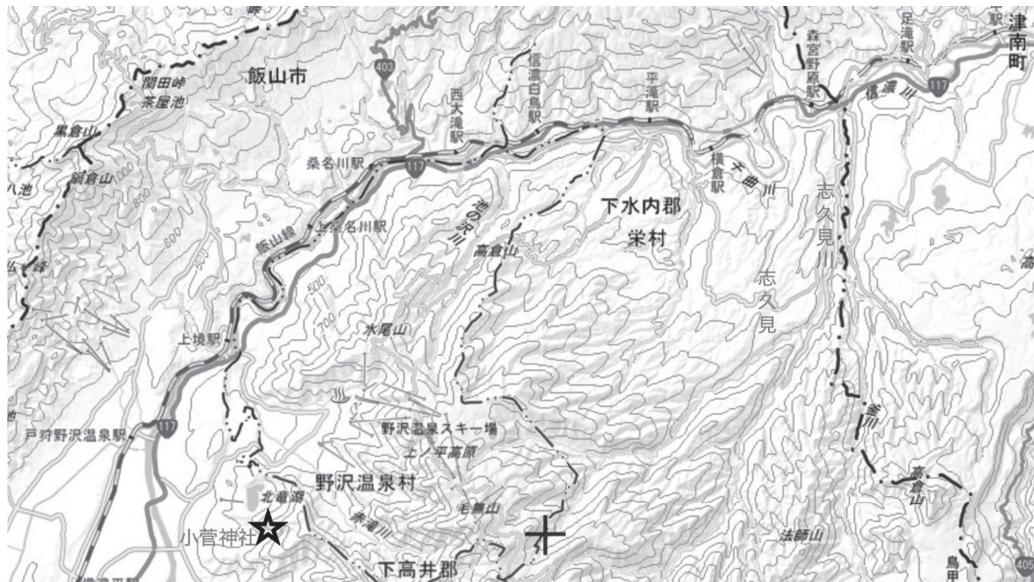


図3 「志久見郷」の範囲（志久見川より西の栄村堺地籍と野沢温泉村の赤滝川まで）

し、奥信濃まで勢力圏を拡大していく甲斐国の戦国大名・武田晴信（信玄）と、本拠である春日山城（現・直江津市）にせまることを恐れ、かつ関係の深い奥信濃の有力国人領主・高梨氏から救援を要請された越後国の戦国大名・長尾景虎（上杉謙信）の攻防の舞台となったのである。その過程で市河氏は、高梨氏に長く脅かされていたこともあり、誘いを受けた信玄側と諒を通じた。謙信側からすれば、野沢温泉一帯は敵陣営であった。

1557（弘治3）年8月29日に両軍は「水内郡上野原」（『信濃史料』卷十二）で戦い、第三次川中島合戦とも呼ばれるこの時、野沢温泉はどうであったのか。

信玄は市河藤若へ宛てた同年6月23日付書状で、「…よって景虎 野澤之湯に至り陣を進め、その地へ取りかかるべき模様…なかなか野澤在陣のみぎり…湯本より注進次第当地へ…」と謙信側の動きを伝えつつ、市河氏方が野澤在陣のときには様子を知らせるよう促している。温泉集落としてすでに成り立っていた「湯本」の野沢温泉一帯にも市河氏は陣を配していたのだろう。この信玄の書状と次の謙信の願文からは、野沢温泉の確かな存在が見えてくる。

一方、高梨氏が詰める飯山城に出陣した謙信は、これに先立って小菅山元隆寺に参詣し、5月10日付で戦勝祈願の願文を奉納している。その願文には「…北に温泉有り、山岳これ隔て、群迷を平日に洗う」（靈区である小菅山の寺域の北（境）には山をはさんで温泉場があり、迷える衆生が常日頃湯浴みしている…）と記されている。

一連の経過をみると、戦乱の中、野沢温泉は攻め入られるなど直接戦禍に遭う事態はなかったようだ。謙信は、武田方に付いた市河氏の所領内にふだんから湯治の人々で賑わう温泉があることを承知しており、敵味方を問わず人々が癒やされる湯治場の意義を認めていたと思われる。

このように戦国の時代に敵陣営内の温泉場

が攻撃対象にならなかった例はほかにも見られる。加賀国の一一向一揆勢力を織田信長の命で攻撃していた柴田勝家は、一向一揆勢力側にあった加賀温泉郷の山中温泉に対して1580（天正8）年8月、自軍勢の乱暴狼藉等を堅く禁ずる「禁制 山中湯」を出している。また、1590（天正18）年の豊臣秀吉による北条氏の小田原城攻撃の際も箱根の山は秀吉の軍勢に席巻されたが、底倉温泉に対して秀吉は、その湯治場稼業で成り立っていた底倉村の長からの要請を受けて4月、軍勢が乱暴狼藉等を働くことを禁ずる「禁制 底倉百姓中」を与えている。

## 野沢温泉の入浴利用の場と「惣湯」の登場 ——江戸時代

早くから知られてきたとはいえ、野沢温泉の具体的な姿、とりわけ入浴利用の場（湯坪・湯壺）の様子が明らかになるのは、江戸時代に入ってからである。

1611（慶長16）年より当地を所領する飯山藩主に松平遠江守忠親が1639（寛永16）年に封じられ、「奉行を野沢温泉に派遣して浴場設備に改良を加え、仮屋敷を設け旅館を建て毎年避暑入浴を試」（『下高井郡豊郷村誌』）すようになった。温泉効果も相まってか在位52年に及んだ松平忠親は藩主隠居後、湯治滞在用に御用邸と御用湯を野沢温泉に造りたいという意向を村に示し、1691（元禄4）年に専用湯坪が御用邸内に造られた。

御用邸本宅と湯小屋を建てる土地は「当邑庄屋 森市郎右衛門」持高の一部が提供され、専用湯坪には「惣湯瀧」すなわち村の「惣湯」で滝の湯にしていた湧出口（森市郎右衛門持地内湧出）が充てられた。これは後の1706（宝永3）年に松平家所替えにより御用邸を畳む話が出て、跡地や建造物、御用湯の処置を野沢村組頭4名と惣百姓連名で松平家家臣・三上市郎左衛門に上申した4月13日付『口上書以申上御候事』によって確かめられる。

これから野沢温泉にも当時すでに「惣湯」

が存在していたことがわかる。「惣湯」は中世以降畿内から周辺地域を中心に発展した惣村と呼ばれた村落共同体及びそれに準ずる村(温泉集落)が惣(総)有する共同湯・共同浴場の歴史的名称で、唯一の、また複数の共同湯があれば中心となる代表的な共同湯に冠せられる。東日本、とくに長野県では「大湯」の呼称でも知られる。そして野沢温泉の「惣湯」の場所は、上記の「森市郎右衛門」家が現・温泉宿「さかや」であることからも「さかや」隣接の現・大湯に該当する。野沢の史料でも1838(天保9)年の「惣湯坪絵図面」では「大湯」とも記され、1869(明治2)年の惣湯利用の温泉出口を巡る問題での書面に「惣湯と唱え来る大湯…」と記されている。湯田中渋温泉郷の渋温泉でも現・大湯が江戸時代の史料で「惣湯」という呼称で登場したように、野沢温泉でも惣湯から大湯呼称への変遷がはつきり示されている。

### 3カ所の共同湯の存在が明らかに——増えていく共同湯

野沢温泉は飯山藩からやがて幕府直轄のも

とに移っていくが、その過程で「惣湯」を含む複数の共同湯坪の存在が史料から明らかになる。

1771(明和8)年8月、温泉運上金(湯税)の増額を申しつけられたのに対して野沢村名主伴七衛門以下組頭4名と百姓代連名で中野の代官所に提出した『覚(おぼえ)』によると、共同湯坪は「上之湯坪」1カ所で湯坪の長さ3間(約5.4m)・横幅9尺(約2.7m)、「下之湯坪」2カ所で各湯坪の長さ2間半(約4.5m)・横幅7尺1寸(約2.15m)の計3カ所である。3カ所のうち上之湯が湯坪の大きさも別格である。上・下の付く共同湯名称は、地理的な上下の位置関係だけでなく上位下位の概念も表わす。その両方から見ても、健命寺の下で湯沢川が流れ下る温泉集落の上手に位置する惣湯が、野沢温泉を代表する「上之湯坪」であろう。

「下之湯坪」2カ所は、惣湯より湯沢川下流に面して「中ノ湯」(1714〔正徳4〕年12月3日付「證文之事」とも呼ばれた「川原湯」(現・河原湯)と、さらに下手で「下ノ湯」(『野沢温泉薬師堂縁起』)とも呼ばれた「寺(照)湯」

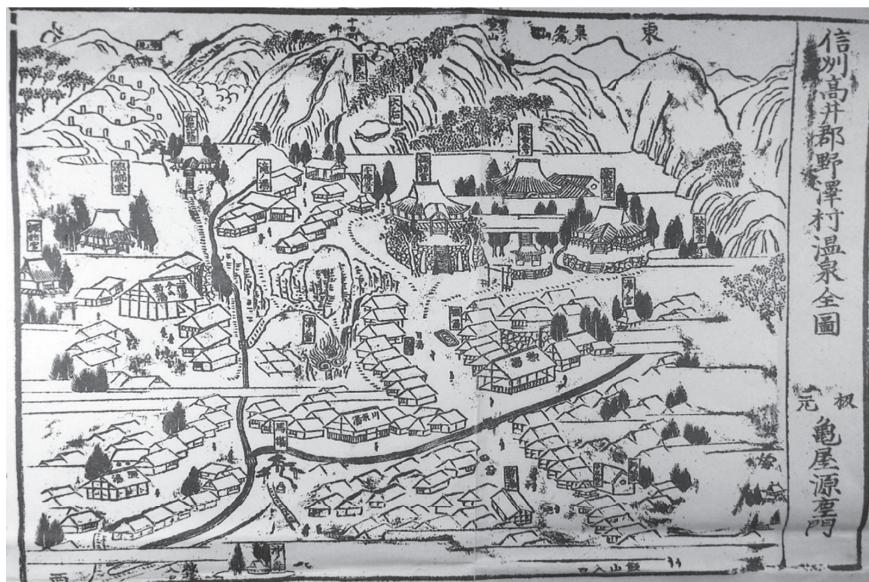


図4 1849(嘉永2)年初版の野澤村温泉全図

(現・熊の手洗湯)とみなされる。以上の3つが野沢温泉草分けの共同湯であった。

温泉運上金の増額を申しつけられたのは、湯治人の来訪も増えて温泉集落の発展の証でもあったと思われる。それに伴い、1786(天明6)年には「寺(照)湯」の別沢沿い上手に4番目の共同湯「上照湯」(現・真湯)が開かれた。その後も家数が増し、地元の要望により1839(天保9)年頃相次いで2つの共同湯が引湯により開かれた。「滝(ノ)湯」(現・滝の湯)と「新田(ノ)湯」(現・十王堂の湯)である。明治時代を迎えるまで野沢の共同湯は6カ所であった。

そして明治以降、7番目の共同湯「釜辺の湯」(現・麻釜の湯)が麻釜源泉を引湯して1869(明治2)年に、2年後の1871(明治4)年に川原湯から分湯して8番目の共同湯「横落の湯」が開かれた。戦前期にはこれに1923(大正12)年に開かれた「上寺湯」が9番目として加わる。残る松葉の湯は戦後の高度成長期の1960(昭和35)年に、新田の湯、中尾の湯、秋葉の湯は1980(昭和55)年に開かれ、全国の温泉地でも希有な13カ所という、訪

れる人すべてに無料開放されて温泉街を活性化させる外湯巡りが今日実現している。

### 共同湯と温泉を支える「村持」の構造

野沢温泉のこれほど多くの共同湯を育み、支えてきたのはどのような仕組み、構造だろうか。そのことを共同湯(坪)の開設の経過から見直してみたい。

たとえば6番目の共同湯「新田(ノ)湯」では、1839(天保10)年7月付『差出申一札之事』に「村役人衆中並びに重立(おもだち)中相談の上、惣村中に示談に及び」とあり、余っている源泉を十王堂前に引湯して開かれた。「惣村中」で開設を決めた共同湯坪なので、村としての運上温泉(湯税)の対象となる。共同湯開設を希望した「最寄りの者」つまり近隣村民は、認めてくれた村方に対して決して心得違いがないように慎み、「村中融通の心意」を持つべきことを誓った。

これは5番目の「滝(ノ)湯」も同様で、「村中相談の上企ての然るべき旨を一決」(1838[天保9]年4月付『議定證之事』)したから実行に移され、引湯のための堰敷も「村持」に

表1 野沢温泉の共同湯と成立時期、名称の変遷

| 共同湯の現名称 | 開設時、初期の名称 | 成立の時期と状況                |
|---------|-----------|-------------------------|
| 1 大湯    | 上之湯、惣湯    | 不明(草分けの共同湯坪)            |
| 2 河原湯   | 中之湯、川原湯   | 不明(草分けの共同湯坪)            |
| 3 熊の手洗湯 | 下之湯、照(寺)湯 | 不明(草分けの共同湯坪)            |
| 4 真湯    | 上照(寺)湯    | 1786(天明6)年、最寄り集落の要請     |
| 5 滝の湯   | 滝(ノ)湯     | 1838(天保9)年頃、村持の山之湯源泉を引湯 |
| 6 十王堂の湯 | 新田(ノ)湯    | 1839(天保10)年、余剰源泉を集める    |
| 7 麻釜の湯  | 釜辺湯       | 1869(明治2)年、麻釜源泉を引湯      |
| 8 横落の湯  | 横落の湯      | 1871(明治4)年、川原湯から分湯      |
|         | 伊勢宮の湯     | 1912(大正元)年開湯。今はない       |
| 9 上寺湯   | 上寺湯       | 1923(大正12)年             |
| 10 松葉の湯 |           | 1960(昭和35)年             |
| 11 新田の湯 |           | 1980(昭和55)年             |
| 12 中尾の湯 |           | 〃                       |
| 13 秋葉の湯 |           | 〃                       |

なったのである。

野沢の共同湯の村持の構造を端的に示すのは、名主、組頭4名、百姓代ほか村の総軒数にあたる229人の村中惣連判による1854(嘉永7)年6月付『規定一札之事』である。村にある共同湯坪に応じて上納する温泉運上金の負担割合を取り決めた文書で、まず「当村惣湯」についての往古よりの定めを「古格の通り相守るべき事」と再確認している。その上で、「惣湯を始め古湯一般の分」は「惣村平均割」であると明記している。惣村平均割は村の全戸が平均して負担し合うこと。「惣湯を始め古湯一般」は惣湯をはじめ草分けの共同湯坪3カ所をさし、なかでも惣湯は別格だったことをよく示している。

これら3カ所の共同湯は村全体で共有、すなわち「惣(村)有=総有」の対象で、歴史的な惣有財産の一つであった。惣有の対象は村全体が共同で維持管理責任を持つ。したがって村が惣有する温泉資源の利用にもとづく(温泉権行使の)果実に対する温泉運上金(湯税)も村の全戸が負担し合わなければならなかつた。野沢草分けの3カ所の共同湯のうち、惣湯名称の共同湯は文字どおり惣有たる湯坪の代表格、シンボルだったが、それ以外の古湯一般、「川原湯」と「照(寺)湯」も、存立構造からすれば同じく惣湯、惣有財産としての共同湯であった本質に変わりはなかつた。

それでは、惣湯を含む3カ所の草分けの共同湯とそれ以降の共同湯とでは、支える構造や扱いに違いはあったのだろうか。

1786(天明6)年に引湯で開かれた4番目の「上照(寺)湯」について、先の『規定一札之事』は「九分通りは発起願い人、壱分通りは惣村中平均割を以て」するとしている。すなわち開設を要望した共同湯最寄り村民が割当ての温泉運上金の9割を負担し、残り1割は村中で均等負担する対象とされた。運上金負担のありようは明確に区別された。

つまり同じ村の共同湯でも、4番目以降は完全な(惣)村持の共同湯坪とはいえないこ

とを示している。開設した各共同湯最寄りの集落村民に大きな管理運営責任が委ねられていた。ただし、村地を通る引湯の堰敷が村持になり、運上金の一部は惣村中で負担するという点などから見ても、これらの共同湯も惣湯に準じた、最寄り地区村民にとっての惣湯であり、等しく村の大切な共同管理資産であった。この構造は明治以降開かれる3カ所、さらに戦後に開かれた4カ所の共同湯にも基本的に貫かれている。

### 温泉資源管理と野沢組・野沢会と湯仲間

明治政府による1873(明治6)年の太政官布達以降、地租改正がなされて全国の土地は官有地、民有地等に大別される。惣的な山林原野・水源地など入会地や温泉資源のある鉱泉地、共同湯坪などの土地財産も公有から官有地へ編入されようとしたので、多くの温泉地が官有地払い下げ願いを起こした。

さらに1888(明治21)年の市町村制公布によって温泉地を抱える村・集落が他町村と合併され、従来の村持や集落惣有地・財産の市町村による公有財産化に直面した。これを打開し、伝統的な温泉地域共同体の存立基盤を守るために近代法にのっとって設立されたのが野沢温泉の場合、地縁団体法人の野沢組であった。あらためて地域で手をつなぎ、「一つの団体を組織して相互に拘束されて所有し」合うために自治組織を再生させたのである。

野沢組は、1956(昭和31)年に誕生した野沢温泉村の中で古くから温泉が自然湧出していた旧野沢村域で1875(明治8)年に近隣4村合併で成立した旧豊郷村(現・大字豊郷)の多くを占める11地区を束ねる強力な地域自治組織である。

野沢組を再生させた最大の目的は、明治以前までの村落共同体の自治構造を引き継ぎ、道祖神祭りや神社祭典など共同祭祀の執行、惣村持以来の惣有財産的な組有地その他の財産の保全、管理運営を行うためであること

が、野沢組規約にうたわれている。規約には「組の資産は、組織成員全員の総有とする」(第11条)と明記する。そして11地区の区長を統轄し、組の資産を管理し、野沢組を代表するのが全員の互選で毎年選ばれる正副の惣代である。まさに惣有という歴史用語を引き継ぐにふさわしい名称だろう。

野沢組は温泉資源も管理する。江戸期には大方の泉源・源泉が村持であったとはいえ、明治以降の近代的所有制度と温泉地発展の中で周辺地域を含めて個別の温泉掘削がなされるようになり、生來の自然湧出温泉源に影響を及ぼす掘削も現れた。さらに合併により現・野沢温泉村ができたとき、山林、水源、温泉資源に至る惣有地・惣有財産を引き継いだ旧村有地・村有財産の受け皿が必要となった。

野沢組が地縁団体として法人格を取得したのは2000(平成12)年になってからで、従来の住民自治組織だけでは財産保全面に限界があり、先行例として湯田中渋温泉郷での財團法人和合会や共益会設立に至ったのと同じ法的根拠から、1961(昭和36)年に設立されたのが財團法人野沢会である。

野沢会は泉源・源泉の名義上の所有者あるいは共有者を包含した源泉管理組織もある。今日の野沢温泉の泉源・源泉は温泉旅館・民宿などの自家所有と野沢会のものに分かれているが、所有者別総湯量比では野沢会がなお7割を占める(表7)。

そして共同湯は野沢組を中心に今日なお惣(総)有の伝統を引き継いでいる。13カ所のうち、野沢組が総有するのは大湯はじめ11

カ所。残る2カ所、滝の湯と真湯は共同湯最寄り集落・区民による総有と言つてよい。

野沢の共同湯で基本的に日常の清掃や維持管理を担うのは最寄り地区村民による「湯仲間」である。戦後に開設された4カ所の共同湯のうち、利用対象戸数がとびぬけて多い中尾の湯と新田の湯は湯仲間ではなく区管理に委ねられているが、秋葉の湯と松葉の湯にも湯仲間がつくられたことからも、温泉資源や共同湯を村人自身で管理運営するという「湯仲間」意識が息づいていることがわかる。

湯仲間を育む村人の自覚は江戸時代の史料からも見てとれる。「滝(ノ)湯」開設に関する先の1838[天保9]年4月付『議定證之事』には「仲間」という言葉を繰り返して仲間の結束を確認しており、「仲間融通」の言葉で共同体仲間が融通し合う大切さを説く。続く「新田(ノ)湯」(現・十王堂の湯)開設に関する前出1839(天保10)年7月付『差出申一札之事』と対になる同月付『差入申一札之事』にも「村中融通の為」とあり、融通という概念も共同体にとって重要であった。

それは同じく長野県浅間温泉でも村民共有の湯坪を「融通湯」(本郷村誌、1983)と呼んでいたこととつながっていよう。融通湯に供給される温泉水はこと村が干害に見舞われたときには一斉に放湯する決まりだった。それはまさに共同体のために臨機応変に融通し合うことを意味する。

今日、温泉地が直面するさまざまな問題、社会ニーズを考えるとき、野沢温泉に保たれている地域自治組織が温泉資源と共同湯を守り支えてきた歴史構造と湯仲間に象徴される

表2 野沢温泉の温泉所有者別総湯量(1996年)

| 所有者別    | 口数      | 総湯量       |
|---------|---------|-----------|
| 財團法人野沢会 | 123.5 口 | 1,111.5 L |
| お個人の所有  | 49.5 口  | 445.5 L   |
| 総 量     | 173.0 口 | 1,557.0 L |

(出典) 野沢会「野沢温泉における温泉の所有者別総湯量調べ」。

奉仕精神を有する地域的紐帶の存在意義は大きいと考える。

野沢組と野沢会は、旧慣上にかぎらず温泉権に影響力を行使し、自然湧出泉源が保たれている野沢周辺における温泉湧出量調査やボーリング影響調査を行い、個別の掘削開発に歯止めをかけてきた。野沢会設立以後の1984(昭和59)年に制定された野沢温泉村地下水资源保全条例も、保全地区を指定することで豊かな「地下水及び温泉源の保護」を企図したものであった。

かつて温泉地域共同体には温泉や地下水を含む天与の資源は、共有資源であるコモンズ(commons)で、本来惣(総)有の対象であるという共同(体)規範が保たれていた。そこからガバナンスとして地域共同管理・利用が必然的に導き出されていた。これに対して近年の温泉開発をめぐる判例(例:石川県山代温泉)では、温泉法の立法趣旨ではなく基本的には開発申請は許可すべきであるとする字面解釈にとらわれ、個別財産権を優先させた。

しかし温泉資源は国民・地域社会共通の觀光資産であるばかりでなく貴重な保養、健康資産でもあるという視点に立ち、より持続可能な方策、地域的コントロールを考えるべきであろう。このとき野沢温泉が示すように、歴史的に温泉地域共同体が育み、保ってきた共同規範と温泉への慈しみの思い、そこから生まれる地域的紐帶による自己管理能力と資源管理の自律的システムはもっと再評価されてよい。

## 参考文献

- 石川理夫(2007) : 「共同湯の原点『惣湯』としての長野県野沢・渋温泉『大湯』の成立」『温泉地域研究』第9号
- 石川理夫(2010) : 「野沢の温泉資源と共同湯を支える地域共同体の意義」『温泉科学』第60巻第1号
- 森 行成(2020) : 「野沢温泉豆知識 103 ~ 発見伝説に異論。温泉考④~」

湯田中のあゆみ刊行会(1994) : 『湯田中のあゆみ』

山ノ内町誌刊行会(1973) : 『山ノ内町誌』  
長野県立歴史館「市河文書データベース」「信濃史料データベース」

長野県飯山市教育委員会(2005) : 『長野県飯山市小菅総合調査報告書』

長野県栄村(1964) : 『栄村史 墠編』

長野県豊郷村(1922) : 『下高井郡豊郷村誌』

野沢組惣代会文書蔵所蔵資料

富井盛雄氏保管温泉関連資料

野沢組惣代(1992) : 『野沢温泉薬師堂縁起』

財団法人野沢会(1996) : 「野沢温泉における温泉の所有者別総湯量他調べ」

## シンポジウム

### 野沢温泉におけるインバウンドの推進と温泉地づくり

コーディネーター：布山裕一（流通経済大学）

パネリスト：富井俊雄（野沢温泉村村長）

：森 晃（野沢温泉観光協会インバウンド部会長）

：片桐アキラ（野沢温泉旅館ホテル事業協同組合理事長）



パネリストの富井俊雄村長、片桐アキラ旅館組合理事長、森晃インバウンド部会長（左から）

布山：初めに野沢温泉の現況をお聞きします。まず村長から、野沢温泉の概況、どのぐらいの客が来ているのか、入込客の変化などコロナ禍以前からコロナ禍を経て今に至る状況を伺いたいと思います。

#### 概況と観光客数の入込状況

富井：村長の富井俊雄です。よろしくお願ひいたします。

野沢温泉の概況と観光客数の入込状況をデータで説明しますと、野沢温泉は面積が58km<sup>2</sup>。新潟県に近い北信地方に位置しています。人口は3,400人ほどしかおりません。東京都で言いますと世田谷区と同じ面積で、世田谷区の人口の0.4%しかいない自然豊かなまちだということをご理解いただきながら、これからあと二人からお話しすると思いますが、なぜここに観光客が集まるのかということも聞いていただければと思います。

観光客数について、30年ほど前のバブル

の頃は年間約100万人以上、120万人とも言われていますけれども、100万人以上訪れていた観光地でした。そのバブル崩壊と同時に減っていき、最低になったのが実はスキー場を民営化する前、今民営化して18シーズンなのですが、19～20年ほど前は35万人まで減りました。これではやっていけないということで、それまで村が直営でやっていたのを民営化し、民間の力で運営しようということで上下分離方式、スキー場については土地と建物、索道が村の所有で、運営する株式会社野沢温泉から年間使用料をいただきながら貸しているという関係で運営してきました。

それが直近で2018～19年シーズンに42万1,000人まで回復しました。コロナの直前ですね。そこからはコロナの影響で最低が昨年とその前のシーズン、2年前が22万人まで落ちてしまったのが現状です。ただ、コロナの規制が大分緩くなった今シーズン、この5月の連休で終了しましたが、37万6,000人

まで回復してきました。

対前年と比べますと 128.8%になります。対前年といつてもコロナ禍の中でのスキー場経営ですので、あまり比較になりませんが、民営化以降18シーズンの中で、最高の入込を示した2018～19年シーズンの42万1,000人に対して、今シーズンの37万6,000人は89.4%に当たります。何とか90%までいけないかとスキー場に申し上げても、絶対に無理です、と。運営をきちっとしていただいているのが野沢温泉スキー場だと、改めて私は感謝申し上げています。

我々は全スキー場一社経営でやっていますので、リフト券の枚数も全て把握できています。1日券で1人、2日券を買ったら2人という計算をしながら一定率を掛け、毎年同じ方法で算出していますので、スキー場の入込数はほぼ正しいだろうと思っています。

このほか夏については毎年大体変わりなく35～37万人ほどのお客様がおいでになっています。トータル70数万人というのが年間の観光客数と把握しています。

スキー場がこうして伸びてきたのは、一つはインバウンドにおける状況がすごく大きいと言えます。これは後で旅館組合理事長から話があると思いますが、今収容能力自身は落ちています。野沢温泉村全体で多分7,000人／日も宿泊できないのではないかでしょうか。

バブルの頃は大体1万5,000から2万人ぐらいと言われていました。どういうことかというと、やはり団体客が減ってきたことと、ワンルーム2人が基準になってきたことで2部屋、3部屋を1つの部屋にして、要はレベルアップを図ってきたことが大きな原因ではないかと考えています。

観光客数で申し上げますと、冬季シーズンの4か月間で目標は50万人です。残り8か月間のグリーンシーズンで50万人です。どちらが目標に近いかというと、多分冬のスキー客の入込を50万人に持っていくほうが、いろんな方策が考えられる気がしています。

これは野沢温泉だけではなくて近隣市町村の宿泊施設もある程度野沢に送り込んでこられるような体制を取れれば50万人は夢ではないと考えますが、夏の8か月間で50万人は大変厳しいです。これも後で申し上げたいのですが、温泉文化、なかでも外湯巡りは人気がありますけれども、外湯巡りだけではやはり日本人しか来ません。日本人には魅力的かもしれません、外国人をどうやって夏に呼び込めるかは温泉文化のほかにもっと違うことも考えていかないと平日が埋まらないということは、逆に言えば宿泊産業が平日埋まらないと飲食店も平日空いてくる結果になって、あまりよい結果ではないと思っています。

この夏季8か月間での50万人をどうクリアするか、これから野沢温泉村の命運に関わってくるのではないかと考えております。

布山：ありがとうございました。年間大体77万人ぐらいが野沢温泉に来客しているということで、将来的にはスキーシーズンで50万人、グリーンシーズンで50万人、計100万人の来訪客を目指すとのことで、スキーシーズンに50万人というほうが目標を達成しやすいだろうということが分かりました。

それと意外に感じたのは、収容能力がバブル期1万5,000人から2万人いたのが、今恐らく7,000人ぐらいではないかという話です。そうすると半分ぐらいに収容能力が落ちているわけですね。これは1部屋2人というような形で、日本人も含めて旅行形態が大分変わってきているということを如実に表しているのではないかということがよく分かりました。

それではこの宿泊施設につきまして、今キャパシティーの話が出ましたから、宿泊施設の数やキャパシティーの推移、経年変化などについて片桐さんからお話しいただけますか。

### 野沢温泉の宿泊施設の推移

片桐：旅館組合の片桐です。野沢温泉の場合、小規模施設がたくさんございます。通年営業

される旅館で旅館組合にも入って活動されている方は全体の中で今21軒です。それ以外に旅館組合には入っていないが、スキーシーズンあるいは夏場だけ営業されたり、旅館業の許可は一緒でもペンションなど経営形態の違いで通年営業はしていない所もありますので、両方が入っている野沢温泉観光協会に加盟している宿をデータの基にしています。これを前提に表を見ていただきます。

表の上の段を左から右へ2018年から2023年まで行くと、2018年を基準として当時は249軒ありましたが、一番右の2023年になると218軒に減っています。毎年軒数は減ってきており、この傾向自体はコロナ前から続いている。コロナがあったから毎年定期的に減っているということではないですね。

理由としては、宿のオーナーの高齢化及び後継者不足が挙げられます。6年間で31軒減ったというのは結構インパクトが大きい数字ですが、野沢温泉は一軒一軒の規模が小さいということで、ほかの観光地で約30軒の旅館がなくなったというと、多分温泉地自体が成り立たない場所もあるかと思います。野沢温泉の場合は、成立ちの経緯を含めて小規模施設の数が多く、当時は249軒ですね。その前はもっと多くあったうちで約30軒、1割以上が減っているというのは大きなインパクトですけれど、ほかのまちづくりを考えると、景観上の問題であれば廃墟が目立つとかそうした事例にはならず、むしろ加盟件数は減っていても、新たなオーナーが見つかって、それは今回のテーマにも絡んできますけれども、外国の方が買い取ってリフォームしてきれいな形になって経営されているというようなことが多いです。

下の段が客室数の推移です。軒数が減っていますから当然客室も6年間で減り続けています。これをどう捉えるか。観光協会を脱会イコール廃業ということではないのですが、ここはそういう形態が多いので、宿泊施設数も減り客室数も減っています。

もう一つの側面は、かつては日本人オーナーで、高齢化したからもうやらなくなってしまった宿を外国人オーナーが購入してリフォームしているけれど、観光協会には入らないという場合もありますので、一概には言えませんが、減少傾向は絶対にあると言えます。

では、そうすると、今度は収容人数ですね。宿業界で収容人数も指標としてあまり使われなくなっています。なぜかというと、実際こんなに泊めていないというのが本音のところです。観光協会に提出いただいたこの基礎データも、会員にお宅は何部屋あって総宿泊人員は何人ですかという基礎調査票を基に作ったデータですが、そもそもふだんそんなに泊めないでしょうという数字なのです。

例えば昔のスキーブームの頃であれば、10畳間に4人とか実際にあり得たかもしれません。先ほど村長のお話にもあったように、今実際そんなことをやればお客様からクレームが来ます。でも、数字上は収容人員を4人として残しているわけです。

この辺りは消防法の関係もあります。消防署に提出する書類で、例えば畠2畠で1人と計算しているルールでいうと、10畠間は一応5人までは大丈夫です。宿としては実際2人しか泊めいないから、うちの定員は2人としてしまうと、今度忙しいときに3人泊めたときには消防法違反になってしまい、もし何かあったとき法令違反になりますので、以前どおりにしておこうという実態がいまだにあり、この数字は実態より多いと思っています。

先ほどの2023年を見ると、もう7,000人を切っているわけです。これは観光協会に加盟していないお宿はここに上がってきませんし、そもそも本当にこんなに泊めているのかというのがあって、目安程度と見ていただいても、減少傾向はあるというのが現状です。

この7,000人と数字が独り歩きしてしまうとちょっと本質とはずれる部分がありますが、一応傾向としては減少傾向です。

布山：ありがとうございました。2018年か

ら2023年の6年間の推移をグラフにしていただいたわけですけれども、宿の軒数は観光協会加盟宿ということで、6年間で31軒減少している。主な理由としては、経営者の高齢化と後継者不足ということ。宿泊施設が減っていれば、当然客室数も減ることになって客足も減るわけですが、定員に関しては、2畳に1人というのが一応の目安、消防法上の届出をする上での定員ということで、村長のお話にも出たように、旅行形態も変わってきて、10畳の広さがある部屋でも2人で泊まるのが当たり前になっているわけですから、キャパシティーよりも実際に泊まっている人はずっと少ないという形になっています。

もう一つは、宿泊施設を外国人の方が購入して経営していると。その場合、観光協会には加入しないで経営しているというケースがあって、データ上は上がってこないことが実際にあるということが面白いと感じました。

続きまして、今日のテーマであるインバウンドですが、インバウンドの客数というか、外国人客の推移についてインバウンド部会長の森さんに、できれば国別に、どこの国からどのくらいの人が来ているのかというようなことを報告いただければと思います。

### インバウンド客の宿泊数と国別

森：森と申します。よろしくお願ひします。

今日はインバウンドをテーマにまとめてみました。ここにある表は2006年、2007年シーズンから終わったシーズンまでのものがあります。2007年から2013年までのものは、大体これくらいかなという推計です。それ以降昨年までのものは、多分国内のいろいろな所でもかなり精度の高い調査によって出てきた数字ですので、適当な数字が多い中、この数字だけはまともな数字と思っています。

2005年より前は多分海外のスキーパークはほぼいなかったのではないかと思います。特に2005年以降、私の旅館（さかや旅館）でもゼロでした。2005年はゼロだったところ、今

4,000泊以上お客様に来ていただいています。その中でこうして見てみると一気に伸びた部分と、リーマンショックと大震災があって伸び悩んだ部分がありますが、2018年シーズンは13万3,000泊を超えるお客様が來ました。

13万3,000泊というのは、スキーシーズンをざっくり100日と考えると1日1,300人のお客様がいらっしゃって、そのほとんどのお客様が夕食を宿でとりませんので、温泉街で食事をされたりお酒を飲んだりしていただく。経済効果でいうとものすごくいいことだと思っています。

これは、先ほどの村長の挙げられた数字のところにインバウンドのお客様を入れて、パーセンテージも入れておきました。2017年、18年で25.7%がスキー場の来場者になっています。昨年までコロナでしたので、これは厳密に言うとゼロではないのですが、ほぼゼロの形にしてあります。この2022～23年に関しては、大体これくらいだろうという過去のデータから割合を出したものです。

次に、どこから来ているかですが、こちらの表では2014年、15年のシーズンから18年、19年までのものを入れてあります。パシフィックと書いてあるのがオーストラリアとニュージーランドの方々で、大体インバウンド全体を100としたときの60～69%がそちらから来ています。ヨーロッパから5～6%、北米も5～6%、シンガポールの方もそれくらいいらっしゃいます。香港・中国の方と韓国の方が少ないとことがあります。

野沢温泉は非常に道が狭く、団体のお客様を集客するのには向いていません。道が狭いのと、あと一つ一つの旅館・ホテルが団体客を受け入れるだけの同じタイプの客室を十分に有していないため苦手にしていますので、プロモーションもしていないでこのような形になっています。

布山：ありがとうございます。前の表を見ますと、2006年ぐらいから2023年までの数

値ですが、2005年はほぼゼロで、2006年ぐらいから今の客数になって2017年、18年ぐらいが13万3,600人ということで、1日1,300人のお客様が泊まっています。すごいなと思ったのは、夕食は宿で食べない。だから、その1,300人が全部、野沢温泉の街に出ていて夕食を食べる形ですね。外国人が泊まられる日数は何日ぐらいなのですか。

森：国によって違います。アジア系の方々は3泊～数泊で、オセアニアの方々は多分7泊近く平均で泊まられています。合わせて4泊強ぐらいが宿泊の長さの平均になります。

布山：ということは一般的な観光地では土・日主流になっていますが、それがオーストラリアやニュージーランドの人は1週間ぐらい泊まられる。平均しても4泊から5泊ぐらいしています。ほぼ平日が埋まっているような形でスキーシーズンを送られるということで、ほぼ平日1,300の方が毎日外で食事をとられる。この狭い温泉地でそういうことが現実に起こっているのがすごく印象的でした。

それで今日のテーマのインバウンドについてもう少し掘り下げてお話を聞きたいと思います。2006年ぐらいから来たという話ですが、インバウンドの誘致活動に関して、どんな形で進めてきたのでしょうか。特に苦労されたことや力を入れたことなど、まず森さんからお話しいただけますか。

### インバウンドの誘致活動

森：表では2006年からという形になっていますが、その頃から長野県の観光機構が事務局となり、新潟県も絡んでいただいて長野－新潟スノーリゾートアライアンスという組織を立ち上げています。野沢温泉、白馬、それから志賀高原、妙高高原、この4地区の共同のプロモーションを国のビジット・ジャパン・キャンペーンのお金をいただいて展開しています。各地区150万円の上納金を払って、プラス長野県が200万円、新潟県が100万円、JR東が300万円、国からも500～600万円

いただいた大体繰越金を合わせて2,000万円弱の金額でプロモーションを開始したのがそれぐらいの時期です。

時を同じくして2006年からオーストラリアのほうで、Snow Travel Expoというメルボルンとシドニーの両方で行う大々的なスキー、スノーボードの旅行博が行われるようになりました。先週あったので行ってきました。今年もたくさんの方が入場していました。

この中では2006年から活動に取り組んで、最初は観光協会と関係なくインバウンド協議会という任意組織を立ち上げて、15～16軒でお金を出し合って150万円を工面してパンフレットを作っていました。しばらくしてどんどん海外のお客様が増えましたので、村として何もやらないわけにはいかないだろうということで、協議会は休会して、そつくりそのまま観光協会の下にインバウンド部会というものを入れて活動しています。

ただ、そのときから会費に関しては全部宿からいただいてやっています。これは行政主導で全部お金を出して貰えるとなかなかうまくいきませんけれども、各宿がお金を出していますので、きっちりやらないと宿から怒られるということで活動をしています。

この長野－新潟スノーリゾートアライアンスの活動では、最初の頃は年4～5回、世界各地へ行っていました。最初はオーストラリアが中心で、そこから香港、シンガポール、次はヨーロッパ市場を狙ってイギリスというような形で行って、世界各地でプレゼンをさせていただいたり、旅行会社を回ったり、スポーツ店を回ったりしていました。

最初の頃は全く相手にされないようなところもありました。今は優先的にいろいろな所でしゃべらせていただいたり、各地でみんなお金を払ってプレゼンのスペース、時間を買ったりしまして、野沢温泉やってくれよということでただでプレゼンの時間をいただいたりしながら結構優位に、スノーの世界では世界的にも優位な状況で展開しています。

布山：ありがとうございました。

森：ちょっと村長から横やりが入りまして（笑）、昨年秋に長野県知事がオーストラリアにトップセールスということで村長も行っていろいろ回っていただきました。私も同行して回ってきたところで、旅行会社はもちろん航空会社にもいろいろお話をしたりチャンスがありまして、今回、カンタス航空が11月からスキー客用にコロナ前より倍に飛行機の便数を増やすことになりました。日本へは、コロナ前は来たい人がいても飛行機がないという状況でしたが、ANAも倍に、カンタスも倍にするということで、オーストラリアから日本に向けた冬の観光が航空会社にとってもドル箱化しているというのが状況です。

布山：初めは15軒ほどの有志という形で協議会をつくって任意の活動をされていた。そこから観光協会の下で活動することに変わっていましたわけですが、その活動資金は全部やはり宿が出していたのですか？

森：宿が大体15万から10万ぐらいの間で、規模というか星の数で値段が違ったりします。そうした形でやっていて観光協会の予算からは例えばオーストラリアやいろんなところにパンフレットを発送する費用とか、そうしたものは宿からの会費と観光協会からのお金でやっています。基本的には有志の皆さんでお金を出し合ってやっているのが現状です。

布山：そうした地道な活動を積み上げていくことで、いろいろな所からプレゼントをやってくださいというオファーが来るようになった。そして昨年秋、長野県知事と村長もトップセールスで行かれて、カンタス航空あるいは全日空が2倍に増便する。そしてスキーシーズンの便がドル箱の線になって実績が上がっていることがよく分かりました。

それでは片桐さん、旅館組合としてはどのようなことをインバウンドとして実施してきたのかを話していただけますか。

### 旅館組合でも情報交換の場を設ける

片桐：初期の頃といいますか立ち上げの頃に旅館組合として単独で活動したということはありません。観光協会の中で旅館組合に加盟している宿は通年営業しているところが多いというのは先ほど紹介しました。リーダーシップを持ってまちづくりといいますか、海外の方の受入れという新しい取り組みを積極的にやっていこうという情報交換をやった記憶はあります。

だから例えば、「いやあ、うちは英語をしゃべれる人なんかいませんよ」とか「スタッフも俺もしゃべれないよ」というように尻込みしているお宿がいた場合、「いや何を言っているんですか、みんな英語しゃべれるじゃないですか。駄目なときはノー、いい場合はイエスですよ、もうしゃべれてるじゃないですか」といったところから始めて、「右はこう、左はこう、前は、後ろは…大体言えるじゃない」と。言葉が通じないからという一つのハードルで受け入れることを尻込みしていた時代に、「いや、そんなことはないよ」と。「遊びに来る人たちで、勉強しに来るわけじゃないから」というような情報交換の場をよく設けたのは記憶にあります。

布山：いろんな情報交換の場として旅館組合というスタンスがあったということですが、旅館組合加盟が今21軒。当初インバウンドが15軒ほどでスタートして、今は組合関連の宿は何軒ぐらい対象になっていますか。

森：全部が旅館組合に入っているわけではなくてインバウンドのところは観光協会がやっていますので、今16軒ですけれども半分くらいが旅館組合、半分くらいが旅館組合以外というところで参加していただいています。

布山：インバウンドに関しては観光協会が主体でやっているということですね。

片桐：それで旅館組合に入っていない宿も含めて、誘致というか受入れ体制を整えている方向で動いておりました。

## インバウンド拡大に伴ったこと

布山：それでは次に、インバウンド客がどんどん増えてきたことによって、野沢温泉ではどんなことが起きたのかを話していただきたいと思います。非常によかったですと思う面、ちょっと困ったなと思うところ、あるいは課題とか改善点なども含めまして、それぞれのお立場から伺いたいと思います。

富井：インバウンドであろうと何であろうと、外国人、日本人であろうと、お客様として来ていただくなには誰も困らないし喜ぶだけなのですが、実はそれに伴って、この温泉街は900軒ほど建物がある中で現在120軒ほどが外国人所有になっています。

その方々もちろんホテル経営をしたりお店を開いたりしてくれていますが、野沢温泉の中でいかに野沢温泉のルールに従って、それぞれ地域コミュニティーの中でやっていただけるかというのが、お客様としてではなくて、同じ住民としてみるとちゃんとくる住民の方がたくさんいます。これが表だったのが10年ほど前からです。表でいうと2012～13年頃ですね。ちょうどインバウンドのお客様が増え始めた頃から問題が起きていて、急遽、村が主体となって外国人口オーナーの皆さんとの懇談会を正月明けに行っています。

なぜ正月明けかというと、ここに住んでいる経営者の皆さん、それから住んでなくてもオーナーの方々も日本の正月明けぐらいには野沢温泉に大体滞在していることからそのときにぶつけて、ちょうどこの建物（会場ホール）の中で毎年懇談会を開きながら、野沢のルールはこうなっています、ごみの出し方はこうですとか、あるいは地域コミュニティーとの付き合い方はこうですよという懇談しながら勉強会を行っています。

残念ながらこの2年間は行えませんでした。オーナーの皆さんといえども日本に入って来られない方々が大変多くて、聞いてもしようがありませんでした。来年の正月明けにはまたやっていかなければと思いますが、最

近の情報ですと、だんだん増えてくるとどうも派閥争いが起きて、あの方にいるのなら私は参加しないとか人間関係の問題も出てきます。どうやればいいか、3つぐらいのグループがあるらしいので、3回ぐらいに分けてやってもいいのかなと思っております。

また、私の立場からすると、インバウンドというのは野沢温泉村以外から来る方、日本人であろうと外国人であろうと全てインバウンドという言葉で片づければそれで済んでしまいますが、できればこの中に経済が循環型であることが望ましい。

冬だけでいいと、スキー場へ行ってリフト券を買って遊んでいただいたそのお金で従業員が、地元の人たちが応援しながら、そのまま野沢温泉の宿に泊まっていたら、宿泊と食事を別々にするお客様が日本人も増えていますので、食事ときはまちの中のレストラン、あるいは飲み屋さんで食べていたら、帰りにお土産を買っていただけるような構造、この中にお金が循環できるような社会を構築していくべきと考えております。

## 野沢に暮らせばだれもが「野沢人」

富井：外国人口オーナーからもいろいろ問題が出されました。ちょうどコロナ前ですが、一番厳しかったのは、「これ以上外国人のお客様を呼ばないでほしい」という外国人口オーナーの方からの意見があったのです。私、むつとして「それはどういう理由ですか」と聞いたら、「野沢温泉の良さが潰れるかもしれない」と。まあ、それだけ野沢温泉を大好きだと言ってくださる外国人が今のところ多いということは大変うれしく思っています。

参加した人たちには毎回言っていますが、どこの国から来ようと、野沢温泉で生まれ育った人であろうと日本人であろうと、野沢に暮らしている以上、ここで営業をやっている以上、全てが「野沢人」なんだと。だから、野沢温泉の私のまちづくりに協力してくれということを常にお願いをしてあります。

最近になって、お店を開いたり事業を始める方々というのは大体7割ぐらいの方は始める前に私のところへ来て挨拶がてら説明をしてくれます。伺っているとこちらが大変申し訳なくなるぐらい野沢温泉を愛してくれて、それで野沢温泉のためにといって、補助金をくれではなくて自分の力でやるから頑張ってくれという言葉をいただくのです。迷惑をかける外国人もいますけれど、私からすれば本当に村のためにやってくれて感謝している外国人の方が大変多いというのが実感です。

布山：ありがとうございます。野沢温泉村の中に外国人所有物件が120軒あるということで、実際に野沢温泉に住まわれている外国人の方はどのくらいいらっしゃるのですか。

富井：外国人とその関係者で150人ぐらいが住民登録をしており、奥さんが日本人という方が多いです。今日も午前中、小学校の運動会があって、行つきましたが、大体各学年に1人か2人は外国籍の子供たちがいます。

これはこども園でも中学校でもそうで、逆に言うとありがたいなと。国際感覚というか、そういうのがこちらで考えなくても自然に子供たちに身についていくでしょう。国際教育ってこんなに楽だったのかと思うような場面もありますので、うれしいばかりです。

布山：オーナーの方というのは、シーズン的に宿なりお店をやっているときにだけいらっしゃって、あとは自国に帰られているとか、そういう形なのでしょうか。

富井：そのとおりで、冬だけ来ている方もいます。家族の方に「何でこちらに住まないのか」と聞けば、やはり子供の教育でどうしても自分の国で育てたいということで、夏になると帰したいということがあるようで、あまり無理強いできない気がします。

布山：いろんな問題もある中で、国際的な形での教育もできるということで、メリットもあるのかなという様子が分かりました。

それから循環型社会ということで、これはまた大事なことだと思います。その辺りはま

た後で時間があればお聞きしたいと思います。片桐さん、いかがでしょうか。

### 働く環境も変わってきた

片桐：はい、宿の立場で本音というか、本当のところを一つ申し上げます。

宿泊日数が長いので経営的にもすごく安定するわけですね。土・日に集中、平日暇ということではなくて、冬の時期、もともとスキーというコンテンツ自体が強いので、集客はありましたが、宿で平日も安定しているというのはすごいことです。

さらに現場レベルでいうと、野沢は豪雪地帯で毎日ものすごく雪が降ります。ところがインバウンドのお客様は、レンタカーの方も若干いらっしゃいますけど、多くの方が飯山まで新幹線で来てバスで来ます。そうすると駐車場に車がありません。雪の中に埋まった車をチェックアウトのときに雪かきではなくて掘り出す作業、これが外国の方が泊まっている場合はまずない。これがすごく楽で、そのためにはスタッフが1人、チェックアウト時に取られてしまうことがなくなります。

あと夕食を用意しないで済む点があります。以前なら宴会が終わるまでスタッフを帰せませんでしたが、夕飯がないので早く帰ることも可能です。働く環境、労務の関係も変わってきて、いろいろといい部分はあります。

布山：ありがとうございます。続きまして、森さんのほうで何かありますか。

### インバウンド客の季節性とバランス

森：インバウンドのお客様が入ってきてよかったですことや課題として、今村長のほうからも出ましたし、車の問題も出ました。それにインバウンドのお客様と日本人のお客様のバランスをしっかりとやっていかないと、いろいろ難しくなっていくかなと思っています。

インバウンドのスキーの季節というと、いま一番海外で有名なのが白馬です。その次がニセコです。ニセコ、白馬でスキー、スノー

ボードをしてすごくよかったけれど、もっと日本っぽい所はないかというところで次に野沢温泉に来ています。ですから野沢温泉は日本っぽくないと売れない場所です。

せっかくハワイに行ったら日本人しかおらず、がっかりだったみたいな話と一緒に、せっかく野沢に来たのに、周りは外国人だらけだったとなるとお客様の満足度があまり上がらないというところで、そのバランスをどうやっていくかというのがこれからの課題でしょうか。村長から先ほどスキーシーズンで50万人という話が出ました。50万人をどうやって、どういうバランスでやっていくか。

これは、先ほどのスキーシーズンの野沢のスキー場の来場者中の2018年と19年を抜き出したものです。外国人の数が2018年のシーズンは10万5,000人だったところ、19年のシーズンは9万8,000人です。ですが、日本人の数が多いので40万人と42万人という形になっています。

どういうことかというと、日本のお客様は大体1泊2日で来ます。1泊2日で来ると、1泊して必ず1回はスキーに行きます。2日目は行かなかったとしても、客数に対してスキー場に行った数は1以上です。でも、海外の方が例えれば1週間7泊しても、なかなかスキーができるチャンスがないのです。最後、帰るときも、例えば東京へ行ってそこから飛行機で帰るとか他へ行くとなると、スキーをするチャンスがないので、7泊8日でも入りと出が両方滑らないとすると、7泊に対して6しか数は行きませんので、1対1にならない。ですので、外国人が増えるとスキー場利用のお客様数が実は減ります。

こうした中でどのようにやっていくのかという点ですが、海外のお客様が来たほうが村への経済効果は高いと思っています。また、狭い村の中で日本人が増えれば増えるだけ駐車場を用意しなければいけなくなりますので、海外の人が来ていただいて長く滞在していただいたほうが効率は良くなります。1泊

ですと、1泊してチェックアウトしたら、次の人が来るまでにその部屋を新品の状態にしなければいけませんが、7泊している間のお掃除は簡単に済んだりします。

こうした効率という点を考えると、スキー場の呼び込みだけの問題ではない部分も出てきます。先ほど村長が、近隣の所に泊まってくれて、そこから野沢に来ればスキー場のお客さんは増えると話されました。全くそのとおりだと思います。泊まっていたらの人は外国人でも、他から日本人の日帰り客が多くなると目標の50万人はいきそうです。このような形でバランスをどうやっていくかというの、非常に重要なと思います。

布山：日本人客とインバウンド客のバランスというのが大事だということですね。インバウンド客がスキーシーズンに来ますと効率的には良いが、スキー場の利用者数としては人數の割には減ると。そういう意味で、インバウンド客の季節性と日本人客の季節性ということがバランスにも関係してくると思います。そうしたお客様の季節性に関して、今後の方向性とか施策、やるべきことなどについて、まず村長からお話しいただけますか。

### 夏の観光資源をどうするか

富井：最初に夏も8か月で35～37万人という数字を申し上げましたけれども、夏も冬もほぼ一年中、日本人のお客様は移動に大差がありません。年間を通じて安定して来ていたいていると言えます。

これはコロナの時もそうで、野沢温泉がある程度もったのは、日本人のお客様にある程度来ていただいていた結果とも言えるでしょう。先ほどの森の説明のとおりで、これからバランスを考えてやっていかなければなりませんが、問題は夏ですね。

夏、日本人のお客様はどうしても休暇の関係で1泊2日、土・日に集中します。平日がどうしても空いてしまうのが、回転率の問題で無駄が出てしまいます。いかに無駄をなく

すか、要は平日のお客様をどうやって取るか。これもバランスの問題もありますが、ある程度外国からのお客様にも来ていただけるような観光地を目指さないと駄目でしょう。

その点、スキーというのは世界的に魅力あるアウトドアスポーツなので、それを目指して来てくださっているということは野沢の認知度も高くなっています。しかし夏の場合、残念ながら世界に向けて売っていく観光資源がなかなか少ない。今はデジタル化ですから、デジタル社会の中で外国人が求めているものというのはやはり海か山かなんですね。

我々は海がありませんので、山を目指して来るとなると、これが成功しているのは白馬の夏の観光だと思います。白馬はなぜいいかというと、やはりあのアルプスの中でトレッキングできること。これも一つの大きな魅力になっているのだろうと思います。

温泉については、温泉が受け入れられないのではなくて、外湯巡りのような外湯文化がなかなか受け入れられないようで、それをメインにして外国人のお客様を呼べるかといったら難しいと私は思っています。

温泉を売るしたら、バーデン・バーデンのようにクアハウスのような大きな施設を造って、そこに医療施設を絡ませながら、リラックスあるいは療養ができますというようなことを訴えてインバウンドのキャンペーンに入っていないと無理かもしれません。

そう考えると、野沢温泉はコンパクトにまとまってなかなか日本情緒豊かな温泉街ですが、それだけではちょっともたないでしょう。これからどうやっていけばいいか、いろんなことを言ってもなかなかそこに向かって賛同してくれる方が少ないので、野沢温泉という58km<sup>2</sup>の枠だけで考えていたらいい案ができない。もっと広い自然を考えたい。

トレッキングコースも、野沢温泉の毛無山という山頂からさらに志賀高原や草津まで道を開こうと思えばできない話ではないです

ね。ただ、これに注目をする地元の人間はなかなかいませんが。

隣の奥志賀まで通じる遊歩道をつくり、そこを秋山郷という栄村さんの地籍へ下りながら、また野沢温泉へ戻ってくるという1泊2日でなければ回れないトレッキングコースをつくれば、野沢だけではなくてこの地域全体が潤ってくることになります。そういう売り方をしていかないと、海外からのお客様というのは注目しないだろうと考えています。

布山：世界に向けて野沢の夏の観光資源というのが不足しているのではないかという点が指摘されたと思います。広域観光ということでインバウンドの夏の部分をカバーしていくことですね。

富井：日本の文化だけで売ろうとすると、京都、奈良のように重要文化財、歴史ある神社仏閣がいっぱいあってお寺巡りができる。あるいは松本城のように国宝があるところはそれだけでも外国人にとっても魅力だろうと思います。ただ、野沢温泉にはそういうものが一切ない。野沢の火祭りは重要無形文化財に指定されており、人気はあります。これを毎月1回やっているぐらいであれば目指して来るでしょうけど、それは不可能です。

布山：分かりました。その辺のことを森さん、世界に向けて夏の野沢温泉の観光資源への何かヒントでもいいですが。

## 野沢の豊かな生活の文化を見せていく

森：スキー、スノーボードというのは長期滞在にはすごく優秀なコンテンツで、こんなすばらしいものの代わりというのは、村長が言うように何か大きな文化財があったところでスキーには勝てないと思います。

夏もいいかなと思っているのは、私は温泉文化を中心とした我々の生活の文化だと思っています。コロナ前までは夏に来るお客様も大分増えてきましたが、今、もう一回やり直しになっています。温泉街へ出ていただくと閉まっているお店が大分多いです。お客様

が来ないのだから、開けろと言っても店は開きません。ニワトリが先か卵が先かで、お客様が増えないと店は開かないのです。

これは冬もそうでしたが、海外のお客様が来るようになった。そうすると外食が増え飲食のお店が増えていったように、お客様が増えないと開かない。でも維持するにはどうしなければいけないかというと、村人が一生懸命飲むしかないんです(笑)。

いま季節も良いよなときに例えば昼間、外で飲んでいたりわいわいやっているような活気を見せるだけで、観光のお客様も、ああ、いいまちに来たなというように思ってもらえると思っています。

こういったことの積み重ねで、例えば自転車とか、いろんなもので頻繁に人が行き交っているとか、車とかではなくて、やはり野沢温泉の豊かな生活文化をしっかり見せて、それを強みにしていく。

だから、外湯・共同浴場の文化というのもしっかり見せていくべきだと思います。これはなかなか見せられないんですけど、海外でプロモーションしてプレゼントをやるときには、温泉に入っている村人と外国の方がしゃべっているような映像ですか、そういうったものになるべく見せるようにしています。

冬はこの温泉のすばらしい地域に雪があるので大人気ですけれども、雪がなくても来る村にしていかなければいけないというのは、やはり住民がそこにいて楽しく生活していることだと思っています。

布山：今のお話の中で、住民がここで楽しく生活をしている、それを見てまた観光客がいいところに来たなと思うというのは大事なことと思います。そういう意味でもこれから温泉づくりについて、行政として野沢温泉村のまちづくりに関して、課題も含めまして村長からすこしお話しいただけますか。

富井：今、森が言ったとおりでして、野沢温泉のまちというのは、今日夜でも歩いてもらえば分かりますが、大湯通りという通りがあ

り、ここがメイン通りなのですね。それ以外の所に泊まっているお客様も、大概大湯通りに行ってみようと思われる通りではないかと私は自覺しています。この大湯通りだけでも特別地域に指定して、電柱・電線を埋設化しようという事業を今進めています。

これは商店街の協力がないとできませんが、そうすることで時間によって歩行者天国にしたい、と。どうせ狭い通りでしたら、いっそのこと何時から何時まで車を通さないようにして、通りに椅子とテーブルを出そうという構想もみんなで相談してできればと考えています。たとえ2時間でもいいから、お客様で夕方にぎわうのような時間帯だけでも、歩行者天国にしてお茶でもできるような雰囲気になればというのが私の希望です。

電柱の埋設化については、もう一つ理由があります。野沢の中でそこだけが水平に張つてある電線ですが、夏になるとそこが鳥の寝床になっちゃって、朝起きると道路上が糞だらけ。日曜日は朝市をやらなければいけないので、商店街の皆さん掃除するのが大変で



大湯通り

す。これじゃいけませんので、いっそのこと埋設化して景観を整えようと思います。

それと先ほど言いましたが、外国人がもし入ってきても受けるのは今の時代、自転車ですね。今国を挙げてサイクリングロードを造れ、と。平らなまちじゃないとサイクリングロードは難しいけれど、逆にマウンテンバイクだったらスキー場を夏に利用すればいいので、可能性は出てくると思います。マウンテンバイクで楽しんで、若者たちも夕方大湯通りに入ってきて、歩行者天国になったところで店先に自転車を置いてそこでクールダウンしているようなところと浴衣と下駄で散策するお客様とのアンバランスさが野沢温泉にとって一番いいのかなと思います。

野沢温泉の温泉情緒豊かさというは何でも受け入れられる、そういう雰囲気になってくれれば、お金はかかりますけれども電柱・電線の埋設化をするだけの価値はあるのではないかと私は考えています。

布山：無電柱化は景観的にも必要だと思います。そしてプラス歩行者天国ということで、車を入れない形で人々がそこで過ごせるという、構想としてすばらしいと思いました。時間が大分迫ってきて予定よりオーバーしていますが、会場から質問を受けます。

### 和の滞在型リゾートをめざす

会場から：次世代政策デザイン研究所の三ツ石と申します。今日は委細等のお話をいただきましてありがとうございました。村長と森さんにお伺いします。

先ほどニセコの話もありました。ニセコの町長さんがこれから時代、特に夏のインバウンドは「デジタルノマド」だ、と。例えばイーロン・マスクとか世界の大富豪もあちこち泊まり歩いて仕事の指示はデジタルですということで、そういう人たちをターゲットにしていくと声を上げ続けています。今年6月の骨太方針に向けた新時代のインバウンド拡大へ向けた国の戦略でも、今年度中にデジ

タルノマドビザの創設を検討しています。

国もこれからのインバウンド戦略は人数だけではなくて質のほうに転換するということで、消費額とか滞在日数とかそういうものを目標に掲げていくということで基本計画も変わりました。先ほど地域経済、村の中でお金が循環するという話の中がありましたが、そのためにインバウンド戦略ではどれくらいの消費額や滞在日数を目指そうとか、質的な満足度を高めるというあたりでどういった議論をされているか、教えていただけますか。

森：村長の了解をいただきましたので、ひっこるめてお話をさせていただきます。

まず、ニセコの例が出来ました。ニセコのようにはならないというのが我々の強い意思です。ニセコへ行けば分かりますが、大規模な外資が入って大規模な投資が行われています。我々の強みは和風であることだと思っています。和の滞在型リゾート。先ほどから、前の講演でも出ていましたけれど、湯治の時代から伝わるような和の滞在型リゾートをすることが、海外の方を呼び込む一番のキーワードだと思っています。

ですからニセコで行われているような投資が行われないようにするのが我々の仕事です。リゾートの価値を不動産の価値と思っている人たちと、人を増やして地域が共存共栄していくことだと思っている所では大きく違うと思っています。我々は絶対にそんなことはしないというのが私たちの強い意思です。

富井：そのとおりで、大変にきつい言葉で言っていただいてありがとうございます。

ニセコはニセコ。私もニセコへは有名になる前から行ったことがあります、なぜあんなったのか考えたときがありました。ニセコというか俱知安町の歴史を調べると、明治以降に開拓移民で入ってきた。ジャガイモ畑だったのでしょうか、今でも続いていると思います。でも、先祖代々の土地じゃなかったので手放すのも早いです。これは野沢温泉には向かないというか、なら

ないだろう、と。野沢温泉は何代も続いてこの狭い田舎にしがみついて生きてきた歴史があります。それを考えると、ニセコのように外国人に不動産を売っていった動き、大規模開発というのはなかなかできにくい所です。

今、そうなつたら困ることになるかもしれませんと条例を改正して、15m以上の高さの建物はこの温泉街ではできません。地下水も再度規制をかけるために地下水資源の条例をつくっていますが、これも建築確認のためのボーリング、地質調査以外は一切この温泉街では認めません。こういう立場で行政はこれからもいきます。

スキー場安全条例というのも村で制定しました。これは多分、日本では野沢温泉だけでしょう。村の条例で、事故が起きたときは自己責任ですよ、と。ましてやコース外滑走をして事故を起こし、捜索隊を出して救助してくれと言う場合は、経費は全額請求します。その覚悟で行ってほしいと堂々と訴えています。

この条例をつくったとき、マスコミの皆さんのが来まして、特にNHKがお昼に流したニュースの中で、スキー客や観光客を結果的に追い出すような条例をつくっていいのかという質問がすごく多かったのです。ルールが守れない者は来なくて結構ですとはっきり申し上げて、私はこれ、どのくらい批判が来るかと思ったら、逆にスキーヤーやほかのスキー場の経営者側から「本当にありがとうございます」と言っていただいたのを今でも覚えています。

条例や法律は行政がつくるものですから、行政と連携していないほかのスキー場ではできません。野沢はニセコとは、そして白馬とも違います。我々がここで生きている以上は、次世代に野沢温泉らしさを残すためにいると考えています。それが先ほどの森のきつい言葉につながっていると思います。

布山：森さんと村長が話されたことがシンポジウムのまとめとなります。温泉やスキー場も含めて地域の生活の文化を守っていくとい

うこと。それが行政の役割でもあるし、皆さんのお立場でもあるということになると思います。ここでシンポジウムを終えたいと思います。どうもありがとうございました。

## 書評

## 鈴木浩大著：『ほぼ本邦初紹介！世界の絶景温泉』

みらいパブリッシング 176頁 2023年6月  
定価 1,690円(税込)

世界の温泉めぐりに情熱を傾ける著者の鈴木氏が、これまでに訪ねた世界46カ国約1,200湯の中から、日本ではほとんど知られていない絶景温泉を紹介する一冊。自ら撮影した数多くの写真がオールカラーで掲載され、パラパラとページをめくるだけでも、「世界の絶景温泉」というタイトル通りの内容であることが分かる。

まず個性的な構成に驚くとともに、強いこだわりを感じた。世界の地域別に温泉を紹介するのではなく、温泉の特徴にしたがって、①析出物、②景観、③噴泉・気泡湯、④濁り湯、⑤変わり種(奇湯・ボロ湯)——という5つの項目を設け、それぞれの項目で7~11カ所の温泉を取り上げている。また、各温泉についても快適度、困難度、原始度、危険度、衝撃度の各項目を5段階のレーダーチャートで示しており、著者の主觀による評価とはいえ、各温泉の環境や状態が一目で分かりやすい工夫がされている。

メイン部分で紹介されているのは、インドネシアとチリがそれぞれ6湯で最も多く、ついでジョージアの4湯、アルメニアの3湯など全20カ国の42湯。米国とカナダは1カ所ずつ、欧州連合(EU)加盟国で登場するのはギリシャとブルガリアで、イタリア、ドイツやハンガリーは入っていない。

「ほぼ本邦初紹介！」というだけあって、ほとんど知られていない名湯の紹介に重点を置いていることがうかがえる。例えば、メキシコの絶景温泉といえば、グレータス・トラントンゴ温泉が“映えスポット”として世界的に知られているが、本書では同じイダルゴ州にあるエル・ハイセル温泉が取り上げられている。

メイン部分以外のコラムや特集記事まで含めると、全部で24カ国・地域の温泉が登場する。インドネシア、チリ、グアテマラ、コーカサス諸国(ジョージア、アルメニア、アゼルバイジャン)については特集記事で著者の旅程も明らかにされており、鈴木氏の足跡をたどって湯めぐりをしようと考える人には参考になりそうだ。といっても、同氏はインドネシアのスマトラ島で現地人から「そんな場所に温泉はない」と言われても諦めずに温泉を見つけたり、グアテマラの高地で硫黄ではなくシャンプーで白濁している温泉に入ったりと、本人もいわゆる「温泉バカ」を自認している。同氏の足跡をたどるには、相当な覚悟が必要かもしれない。

世界の温泉を幅広く紹介する本はこれまでも出ているが、対象とする地域が広くなればなるほど、実際に現地には行かずイン터ネットで調べた情報と写真素材を使ってまとめた本が多いように感じる。これだけ多くの国の温泉を実際に訪れ、豊富な写真とともに紹介する本はほかに見た記憶がなく、かなり貴重な記録といえるだろう。

執筆の裏話を聞いたところ、当初の計画では約80カ所の温泉を各見開き2ページで紹介する企画だったという。ところが担当編集者から「今のままではかなりの温泉マニアしか読まない」と言われ、一般の読者にも興味を持ってもらえるよう、温泉以外の写真を増やし、特集記事を設けるなどして温泉数を約半分にしたそうだ。46カ国約1,200湯という訪問歴からすれば、今回紹介できなかつた温泉も数多くあるだろう。コロナ禍の収束で数年ぶりに海外の湯めぐりを再開したとも聞く。次回作にも期待したい。(田淵実穂)

## 学会記事

### ●日本温泉地域学会第38回研究発表大会・総会(登別大会)案内(第一報)

来年の2024(令和6)年6月2日(日)・3日(月)の両日、日本温泉地域学会第38回研究発表大会・総会を初めて北海道で、登別市ならびに登別温泉において開催します。



登別温泉の大湯沼



大湯沼川天然足湯

### 【6月2日(日)の大会・総会・理事役員会会場】

第一日目となる6月2日(日)の昼前から開催する理事役員会、そして午後からの総会・研究発表大会の会場は、北海道を代表する温泉地、登別温泉への公共交通機関の玄関口となるJR室蘭本線登別駅前にできた「登別市観光交流センター ヌプル」二階の多目的室(全面)です。収容人数は約130名。一階はアイヌ文化に関する展示のある交流・休憩スペースで、フードスペースもあって北海道ラーメンなど軽食をとることができます。

「ヌプル」とはアイヌ語で「濁った／色の濃い」を意味し、登別温泉の大湯沼から噴出する硫黄泉で色濃く濁った大湯沼川が注がれる「ヌプルペッ(濁った川)」(登別川)というアイヌ語地名が登別の由来です。温泉にかかるわるアイヌ語を冠した公共施設は、北海道での大会開催にふさわしい会場と言えます。



登別駅前の登別市観光交流センター ヌプル



「ヌプル」二階の多目的室(全面)

### 【6月2日（日）の懇親会会場と宿】

大会は午後5時頃の終了を予定していますが、その後は登別温泉へバス等で移動して、温泉街入口の登別温泉バスターミナル正面に位置する「ホテルゆもと登別」三階大宴会場において懇親会（立食形式）を開催します。ふるってご参加ください。

登別駅前から登別温泉までは道南バスで約25分。大会終了後の時間帯にバスの増便をお願いしています。

宿泊について、懇親会会場となる「ホテルゆもと登別」（TEL0143-84-2277：全66室）での宿泊を希望される参加者は宿に直接申し込んでください（懇親会参加者は一泊朝食付き宿泊料）。宿泊料金は追って案内しますが、三名一室を基本料金として、二名一室、一名一室でそれぞれ追加料金が発生します。なお、登別温泉旅館組合では宿泊予約受付を行っていませんので、ほかの宿を希望される参加者は直接宿に申し込んでください。

### 【6月3日（月）の視察会】

二日目となる6月3日（月）午前中には自由参加の登別温泉現地視察会を開催します。

視察先は源泉地帯である地獄谷と奥の大湯沼・奥湯沼・大湯沼川天然足湯などを予定しています。地獄谷では、登別温泉で温泉供給事業を行っている登別温泉株式会社のご協力により源泉供給状況の見学も行う予定です。

以上、登別大会の詳細なスケジュール＆プログラムは、2024年3月刊の次号学会誌及び学会ホームページにてお知らせします。

### ● この登別市での第38回研究発表大会で自由論題の研究発表を希望される会員は、2024年1月10日（水）までに事務局宛に簡単な発表要旨を付けて申し込んでください。

同時に、研究発表予定者は大会要旨集作成のため、発表要旨ワード原稿（各見開き頁：タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図版を含めて40字詰め×75行以内で）を4月12日（金）までに編集委員会（編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp）宛にメール添付にて送付してください。

### ● 温泉観光士養成講座in東京開催のお知らせ

11月25日（土）・26日（日）の二日間、東京都三鷹市の杏林大学井の頭キャンパスにおいて2023年度の温泉観光士養成講座in東京を開催します。

会場は杏林大学井の頭キャンパスF棟309大教室で、募集人員は100名。受講料は一般10,000円、学生8,000円（教材費・発送代・認定証代等を含む）です。JR中央線吉祥寺・三鷹各駅の南口から杏林大学井の頭キャンパス行きの小田急バスが約10分間隔で出ています（所要時間11～13分）。

初日は9時30分開始、16時30分修了。2日目は9時30分開始、試験と認定証授与式を受けて17時10分頃修了予定となっています。

詳しい講座プログラムを確認されたい方、受講を希望される会員は学会ホームページの「温泉観光士養成講座」欄をご覧ください。申込み方法も案内しています。

### ● 本年6月4日・5日に長野県野沢温泉にて開催した第37回研究発表大会・総会には、地元の方々も多数参加されて計94名の参加者となりました。また、2019年5月の静岡県梅ヶ島温泉郷大会以来4年ぶりに実現した懇親会にも73名が参加し、久方ぶりの交流の機会を喜び合いました。

大会では講演の後、「野沢温泉におけるインバウンドの推進と温泉地づくり」をテーマに富

井俊雄村長、森晃観光協会インバウンド部会長、片桐アキラ旅館組合理事長のお三方をパネリストに迎えてシンポジウムを行いました。冬のスキーシーズンを中心としたインバウンドの現状と誘致活動をはじめ取り組みが報告された後、滞在型のインバウンド客の増大による野沢温泉の変化と街づくりへの熱い想いも語られ、会場からは共感の拍手が送られました。

このたびの野沢温泉大会の開催と盛況は、地元野沢温泉村、野沢温泉旅館ホテル事業協同組合、野沢温泉観光協会のご協力の賜です。あらためて感謝申し上げます。

総会では、会則第4条の贊助会員の規定に関する4項の後半部分に「…贊助会員、一般会員、学生会員は学会の事業に参加し、大会で研究発表等を行うことができる。」と明記し、研究発表等への贊助会員の積極的な参加を促す会則一部改訂案が承認されました。

また、本年4月24日には「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産全国推進協議会の設立総会に參加したことを報告しました。今後、登録にむけて当学会も学術面から協力活動を進めていきます。

- 次号の学会誌『温泉地域研究』第42号（2024年3月下旬刊行）への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず投稿規程と執筆要領（学会ホームページに掲載）に従い、直接編集委員会（編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp）宛に、原稿送付状と本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途添付（本文ではレイアウト指定のみが基本）にて原稿締切日の**12月22日（金）**までに送付してください。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたものから順次掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

- 学会ホームページの全面リニューアルに伴い、最新号以下直近2年以内の刊行号を除く学会誌掲載の論文・研究ノート・温泉裁判例研究など全文をこの3月よりホームページでPDFファイルとして公開しています。当学会誌掲載論稿がより広範に読まれ、温泉地域研究の参考にされることを期待しています。

学会事務局では、創刊第1号から前号第40号まで学会誌『温泉地域研究』バックナンバーを取りそろえています。希望される方は事務局までメール（mikenaga@niu.ac.jp）にて申込みください。頒価は一冊1,500円です。ただし、第26号以前の号については10周年記念特集号（第20号）を除き、一冊1,000円（送料別）です。

- 2019年3月刊行の『新版 日本温泉地域資産』も頒価1,000円で販売中です。刊行以来好評で残部数も少なくなっていますが、20冊単位の割引販売委託もありますので、学会事務局までメールにて申込みください。
- これまでクロネコDM便で発送している学会誌が「転居先不明」で返送されることが時々あります。住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へメールにて送ってください。

# Journal of Studies on Spa Regions

No.41  
2023.9

## contents

### Articles

|   |                           |
|---|---------------------------|
| Historical Changes of Hot Spring Law .....  | Tomohiko TAKAYANAGI ( 1 ) |
| Consideration about Historical Division of Hot Spring Bathroom or Bathtub<br>in Chugoku and Shikoku Regions ..... | Michio ISHIKAWA (13)      |
| A study of History and Transition of Warm Seawater Bathing in Eastern Japan<br>.....                              | Kazuko SHINDOU (25)       |

### Lecture

|  |                      |
|--|----------------------|
| The History about Communal Baths and Hot Spring Resource Management<br>at Nozawa Onsen ..... | Michio ISHIKAWA (37) |
|--|----------------------|

### Symposium

|  |      |
|--|------|
| Inbound Promotion and Hot Spring Community Development at Nozawa Onsen ..... | (45) |
|--|------|

### Book Review

|   |                   |
|---|-------------------|
| Koudai SUZUKI 『Almost First Unveiling in Japan! Scenic Hot Springs of the World』<br>..... | Miho TABUCHI (58) |
|---|-------------------|

|                      |      |
|----------------------|------|
| Notes and News ..... | (59) |
|----------------------|------|